

令和7年第3回定例会

西川町議会会議録

令和7年 9月3日 開会

令和7年 9月18日 閉会

西川町議会

令和七年 第三回〔九月〕定例会

西川町議会 議会録

令和七年 第三回〔九月〕定例会

西川町議会 議会録

令和7年第3回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月3日）

○議事日程	1
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議会諸報告	5
○行政報告	7
○議案の上程	13
○提案理由の説明	14
○議案の審議・採決	16
○決算認定案件の上程	17
○提案理由の説明	17
○監査委員の決算審査意見の報告	24
○決算特別委員会の設置及び委員会付託	28
○散会の宣告	29

第 2 号（9月4日）

○議事日程	31
○出席議員	32
○欠席議員	32
○説明のため出席した者	32
○事務局職員出席者	32
○開議の宣告	33

○一般質問	3 3
佐藤 大 議員	3 3
佐藤 仁 議員	5 1
荒木 俊 夫 議員	6 8
飯野 幹 夫 議員	8 3
○散会の宣告	9 7

第 3 号 (9月5日)

○議事日程	9 9
○出席議員	1 0 0
○欠席議員	1 0 0
○説明のため出席した者	1 0 0
○事務局職員出席者	1 0 0
○開議の宣告	1 0 1
○一般質問	1 0 1
佐藤 光 康 議員	1 0 1
大 泉 奈 美 議員	1 1 9
○散会の宣告	1 2 9

第 4 号 (9月18日)

○議事日程	1 3 1
○出席議員	1 3 3
○欠席議員	1 3 3
○説明のため出席した者	1 3 3
○事務局職員出席者	1 3 3
○開議の宣告	1 3 4
○日程の追加	1 3 4
○議案の審議・採決	1 3 4
○日程の追加	1 6 5
○議案の審議・採決	1 6 5

○決算特別委員会審査報告書の提出	168
○決算認定案件の審議・採決	170
○報告第7号	174
○報告第8号	175
○議員派遣について	178
○閉会中の継続調査申出	178
○閉議・閉会の宣告	178
○署名議員	181

令和 7 年 9 月 3 日

令和7年第3回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年9月3日(水) 午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案の上程
- 同意第3号 西川町教育委員会委員の任命について
- 議第41号 令和7年度山村留学等受入環境整備事業(コーポ睦合外壁補修・屋上防水等第一期工事)請負契約の締結について
- 議第42号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 議第43号 令和7年度西川町一般会計補正予算(第2号)
- 議第44号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第45号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第46号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 議案の審議・採決
- 同意第3号 西川町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 決算認定案件の上程
- 認定第 1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和6年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和6年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和6年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和6年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第 8号 令和6年度西川町水道事業会計決算の認定について

認定第 9号 令和6年度西川町公共下水道事業会計決算の認定について

認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定について

日程第 9 提案理由の説明

日程第10 監査委員の決算審査意見の報告

日程第11 決算特別委員会の設置及び委員会付託

出席議員（8名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（1名）

9番 古澤俊一議員

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	荒木真也君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎君	町民税務課長	吉見政俊君
健康福祉課長	石川朋弘君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
観光課長 兼 かせぐ課長	柴田知弘君	建設水道課長	大泉健君
病院長	武田隆君	病院事務長	土田里香君
会計管理者 兼 会計室長	松田一弘君	監査委員	古沢美代子君

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤誠君	専門員兼 事務係長	飯野勇君
--------	------	--------------	------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和7年西川町議会第3回定例会を開会します。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、飯野幹夫議員、4番、荒木俊夫議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から9月18日までの16日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月18日までの16日間に決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

7月11日、西村山地方議長協議会の議員研修会が大江町で開催され、ジャーナリストで元NHK解説主幹の板垣信行氏から「激変する世界政治経済情勢と日本」と題した講話をいただき、最近における世界の政治経済情勢の情報収集の機会となりました。

7月15日から17日まで、村山地方町村議会議長会の正副議長行政視察研修が北海道網走市及び小清水町で行われました。網走市では、開業医誘致制度や移動型医療サービスの事業概要について、小清水町では、防災拠点型複合庁舎について研修をしてまいりました。

7月24日に、村山地方町村会・議長会合同会議が大石田町で開催され、公益社団法人山形県隊友会相談役、元陸上自衛隊第8師団長の寺崎芳治氏から「災害への備えと日常の危機管理」と題した講話をいただき、改めて防災意識を高める機会となりました。

7月28日には、知事と町村議会議長との意見交換会が県自治会館で開催され、各地方町村議会議長会からの要望や課題、今後の取組について知事との意見交換を行いました。吉村知事からは、山形県と市町村が一体となって課題に取り組んでいくとのことのお言葉がありました。

7月30日には、町村議会意見交換会が県自治会館で開催され、全国町村議会議長会議事調査部部長の飯田厚氏から「町村議会の課題に対する全国町村議会議長会の取組」と題した講話をいただき、その後、「これからの地方議会を考える」をテーマに意見交換が行われました。

8月1日は、西村山地方議長協議会と西村山地方総合開発推進委員会との合同で、議長、市町長が、山形県教育長、病院事業管理者、村山総合支庁長へ、各市町における重要事項の要望を行っております。

8月5日から7日にかけて、新潟県を視察先として、総務厚生、産業建設常任委員会合同の合同視察研修を実施しました。

出雲崎町では、子育て支援の取組について、小千谷市では、おぢや震災ミュージアムそな

え館での震災学習、湯沢町では、部活動の地域移行の取組と新潟県の防災教育プログラムの取組について、湯沢町保健医療センターでは、指定管理者による地域医療の取組について、弥彦村では、伊彌彦ブランドの取組と現地決済型ふるさと納税の取組について、そして五泉市では、花のまちの取組について研修をしてまいりました。

いずれの視察先に関しても、事業を見聞きした有意義な視察研修となりました。

8月21日から22日まで、岩手、秋田、山形県合同の中央研修会が東京で開催されました。全国町村議員会館を会場に、株式会社第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミストの永濱利廣氏から「日本経済のゆくえと地方創生」、法政大学大学院教授の白鳥浩氏から「いま求められる地方議会の姿かたち」、時事通信社解説委員の山田恵資氏からは「政治の現状とゆくえ」と題した講話をいただき、最近における政治経済情勢の情報収集の機会となりました。

また、22日朝には、山形県選出国會議員との懇談会が開催され、山形県町村議会議長会の要望について要望活動を行ってきたところであります。

以上、議長報告とします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

1番、佐藤大議員。

〔1番 佐藤 大議員 登壇〕

○1番（佐藤 大議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

7月9日に開催されました令和7年第2回臨時会の報告をいたします。

会議の冒頭、議員の辞職に伴い、新たに選出されました議員の議席の指定が行われました。

続いて、議長並びに副議長の選挙が行われ、議長に寒河江市議会議長の柏倉信一氏、副議長に朝日町議会議長の阿部為吉氏が選出されました。

また、構成市町議会選出議員から議会運営委員が選任されるとともに、議会運営委員長に寒河江市議会議員の阿部清氏が、副委員長に河北町議会議員の細矢誓子氏が選ばれました。

議事につきまして、議第8号では、組合監査委員の選任について、議会議員の大泉奈美氏を選任することが同意されました。

議第9号では、西村山広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、刑法及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一

部改正に伴い、所要の改正が賛成多数で決定いたしました。

議第10号では、西村山広域行政事務組合個人情報保護法施行条例の一部改正について、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正が賛成多数で決定いたしました。

議第11号では、西村山広域行政事務組合特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について、消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出動した消防職員の特殊勤務手当について創設するため、所要の改正が賛成多数で決定いたしました。

議第12号では、財産（消防ポンプ自動車）の取得について、株式会社長谷川ポンプ製作所から7,081万5,090円で取得することを賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○菅野議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○菅野議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 皆様、おはようございます。

本日、令和7年第3回定例会を招集しましたところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

初めに、第1回定例会及び第2回定例会の一般質問において議員の皆様からいただいた宿題、課題の対応について、現時点でのご報告をさせていただきます。

菅野邦比克議長からは、第1回定例会において、老朽化した水道管の更新計画策定についてご質問をいただきました。

令和7年度は、更新の方針、基準の作成に取り組みます。具体的なスケジュールを申し上げます。台帳整備、特に平成31年西川町水道事業アセットマネジメントで定めた更新基準年数を超過した設備及び管路の洗い出しを9月末まで、これらに対する概算費用の算出を10月まで、更新方針の策定を11月までに行いたいと考えてございます。

続いて、佐藤仁議員から、第2回定例会において、睦合公園のご質問を2ついただきました。

1つ目は、都市公園条例施行規則の申請様式と都市公園条例の本文の条ずれについてでございます。

ご指摘を受けまして規則を改正し、9月1日から施行しております。ご対応させていただきました。

2つ目は、公園内に設置している看板の表示が矛盾しているというご指摘でございます。

一方に「ペットの散歩禁止」とあり、もう一方に「ペットにはリードをつけましょう」とございました。ペットの取扱いについては、相反する表示が見受けられましたので、西川町都市公園条例にはペット禁止の規定がないために、矛盾を解消するため、6月30日にペット禁止の看板を撤去いたしました。ご指摘ありがとうございました。

続いては、6月以降、町で起きましたイベントなどの行政報告をさせていただきます。

まず、行政視察の状況でございます。

昨年度は、全国25の都道府県から約580名の方々が当町にご視察をいただきました。今年度におきましても、引き続き積極的に視察を受け入れております。

直近でございますが、私も副会長を務めております全国若手町村長会の研修に西川町が選ばれました。先月23日と24日の両日、約30名の町村長の皆様に足をお運びいただきました。

研修会では、地方創生交付金がなぜ全国で4番目に多く取れたのか、そして、できた、完成した施設を視察、また、若者や富裕層に向けた観光振興、さらには、多く受け入れていただいております保育園留学といった特色ある取組を私にご紹介させていただきました。

これらの視察の受入れによる手数料、1人5,000円頂いておりますが、貴重な財源として高齢者福祉の分野に活用しております。その一部、一環として、おととい、今月1日になりますが、新たな交流拠点となりますいきいきお茶のみ会「アガラッシャイ」がフレッシュマーケットシブヤさんに誕生いたしました。

今後とも、こうした機会を通じて得た、研修で得た財源を高齢者福祉施策の推進に充て、町民の皆様の暮らしの向上に努めてまいります。

次に、3月17日から6月30日まで実施しました第2回電子商品券「つながるクーポン」について申し上げます。

この事業は、光熱費や食料品などの価格高騰の影響を受けている地域経済を回復するため、各世帯にタブレット「つながるくん」を配備する西川町ならではの取組として、1世帯1万円分のデジタル版の商品券を配布させていただきました。

タブレットやスマートフォンの操作については、参加いただいた56店舗の皆様による店頭

での手助けや、地域おこし協力隊、町職員によるサポートチームで、各地の説明会など、不慣れな方々に寄り添って対応を重ねて、無事に終えることができました。

利用率は94.1%と高い水準を維持し、紙で配布させていただいた過去の同種事業の利用率を上回る成果を上げることができました。また、事業者側と町の手続の効率化にもつながったものと評価いただいております。

なお、このたび設定いただいたIDやパスワードは、次回以降もそのままお使いできるので、ぜひご利用いただければと考えております。

町としましては、今後も、この取組を活用し、国補助金の獲得につなげながら、町立病院の維持や水道料金の据置きといった町民の皆様の暮らしを支える政策を確実に進めてまいりたいと考えております。

次に、6月28日に竣工したフェリシア月山カヌーセンターについて申し上げます。

この施設は、寒河江ダム、月山湖のさらなる活用を図るため、カヌースプリント競技者のトイレ、更衣室の環境整備や落雷時の避難場所の確保といった長年の課題を解決し、国際的な大規模な大会の招致の可能性を高め、さらには日常的なアクティビティの稼働による町内雇用の創出につなげようとしております。国の交付金を獲得して令和4年度から建設に向けて取り組んでまいりました。

カヌー大会開催に適した運営室や放送設備、100艇を収容できる艇庫、中学校、高校、大学の合宿の誘致を見据えたトレーニングルームやシャワー室を有するほか、ラウンジ、コーキングルームはフリーWi-Fiを完備しております。ハンドドリップコーヒーや特製サンドイッチなどの軽食を取りながらテレワークもすることができます。

6月28日の竣工式は、榎津博士山形県議会副議長や最上川ダム統合管理事務所長、山形県カヌー協会理事長、命名権の購入者であるフェリシア学園・百瀬理事長、西川中学カヌー部の鈴木琥葉久部長、関係地区の皆様、設計・施工業者など100人余りにお集まりいただきました。議員の皆様もご参加いただきありがとうございます。スマイリークラブや吉川権現太鼓の皆様によるダンスや演奏で花を添えていただきながら、盛大に行うことができました。

また、カヌーセンターの内覧のほか、東北初の足こぎカヌーであるHOBIEの体験会を実施したところでございます。週末やお盆期間には、HOBIEなどを楽しむ皆様が大勢訪れてくださいました。今までに見たことのない風景でした。

8月末には、第61回全日本学生カヌースプリント選手権大会が開催され、大井沢や志津などの宿泊施設には約2,000人、延べ1,700泊の学生関係者が宿泊をいただきました。

今後は、町内飲食小売店の皆様や道の駅の利用と連動した町内消費増加など、町全体への地域活性化への相乗効果が生み出されるものと期待しております。

次に、7月26日に開催したにしかわ夏祭りでございます。

このたびのイベントは、町制施行70周年を記念した昨年の花火大会の継続を望む声を多く頂戴したことから、町民やゆかりのある皆様に笑顔になっていただきたい、また、これまで西川町を守っていただいた皆様に、ありがとうございましたと感謝をいたしたいという目的で開催をいたしました。財源は第2世代交付金を獲得して開催をいたしました。

主会場となった交流施設あいべでは、町出身のソプラノ歌手、西谷衣代さんのコンサートが開かれたほか、スマイリークラブや吉川権現太鼓の皆様によるパフォーマンスで、観客の皆様へのボルテージも大いに盛り上げていただきました。

また、T R A S 側には、黒坂商店様やままα s 様をはじめ、町内外の22の飲食店が出店され、たくさんのご家族連れの方々にご利用をいただきました。

そして、山形交響楽団様をお招きし、華やかなファンファーレとともに昨年を上回る5,000発の花火を打ち上げ、西川町の夏の夜を彩る鮮やかな光景に、町民や参加者の皆様と一緒に感動と喜びを享受させていただきました。

一日を通して町内外から5,000人を超える皆様にご来場いただいたことは、様々な地域で催事の規模縮小や廃止が見受けられる中、西川町は活気にあふれてきているということを実感しております。

イベントの実施についてご協力いただいた町内外の200名余りのスタッフの皆様、昼過ぎからの予防放水から夜の警備警戒に当たっていただいた団長以下75名の消防団員の皆様、160万円を超えるご協賛をいただきました町外事業者の皆様、包括連携協定事業者の皆様、そして花火打ち上げ周辺の地域となった海味、間沢、原、沼山地域の皆様、翌日、花火の燃えかす拾いにご参加いただいた職員も含めて50名余りのボランティアの皆様、全ての関わりを持っていただいた皆様に改めて心より感謝を申し上げます。

続いて、西村山地方総合推進委員会の要望について申し上げます。

本要望は、毎年、県に対して、西村山管内の市町長と議長が一堂に会して管内の事業について要望を行っております。

今年度は、8月1日に県の村山総合支庁長、教育長、病院事業管理者に対して、政策的目的16項目、各部の要望25項目の計41項目について要望を行いました。

本町からは、特に、将来の医療需要を踏まえた自治体病院の経営安定化対策と地域住民が

安心して暮らせる医療体制の確保について回答を求める要望を行いました。

県の担当者からは、県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備により、住民の方々が安心して暮らしていける持続可能な西村山地域の医療体制の構築について、引き続き県がリーダーシップを取りながら推進することは、西村山地域の医療体制の維持のため、医療従事者の確保対策等努めていくと、このような回答をいただきました。

次に、西川町の宝の子どもたちのすばらしい活躍についてご報告いたします。

7月24日から27日にかけて香川県で開催された全国中学カヌースプリント選手権大会では、中学生たちが目覚ましい成績を収めました。特に、男子カヤックフォアでは、鈴木琥葉久さん、太田和輝さん、荒木琉志さん、荒木久隆さんのチームが優勝、そして男子カナディアンシングルでは、荒木久隆さんが優勝するというすばらしい成績を収めました。このほか、男子カヤックペアで2位、男子カヤックシングルで5位と6位、1年生特別レースでも2位となるなど、多くの上位入賞を果たしています。

また、8月1日から5日にかけて島根県で行われたインターハイでも、本町の選手がすばらしい成績を収めました。女子カヤックフォアでは、佐藤和佳さん、太田里桜奈さん、土田琳子さん、後藤茜寧さんのチームが500メートルと200メートルの両方で優勝するという2冠を達成いたしました。また、カナディアンシングルでは、伊藤直大さんが200メートルで優勝、500メートルでも2位となりました。

カヌー以外のスポーツにおいても全国で活躍されております。

荒木脩太さんが、全国JOCジュニアオリンピック夏季水泳競技大会200メートル背泳ぎで第3位、100メートル背泳ぎで第4位、全国高校総合体育大会水泳競技では、200メートル背泳ぎで第8位の成績を収めました。

また、第24回全国川づくり標語コンクールにおいて、奥山結愛良さんの作品「百年後 川の命を 守る今」が全国内水面漁業協同組合連合会会長賞を受賞されました。大変すばらしいことだと思っております。

これらの活躍は、中学校、高校生の指導者陣の皆様と保護者、関係者の皆様による支えがあったこそでございます。心からお祝いと感謝を申し上げます。

次に、8月8日に開催した西川町高校生ソーシャルイノベーションコンテスト2025について申し上げます。

高校生と西川町とのつながりをつくり、地域課題解決に高校生が関わるきっかけをつくりたいという目的で開催をいたしました。昨年に引き続き第2回目の開催となります。

このコンテストで最優秀賞に輝いたのは、チーム寒高2年生の3名です。早坂星海さん、井場汐里さん、真壁未来さんでした。彼女たちは、1人暮らしの高齢者が気軽に相談できる環境をつくる「あなたに寄りそうどこでもボタン」というすばらしい企画を提案いただきました。

このように、高校生が地域の未来を考え、具体的なアイデアを出してくれることは、町の活力に、つながりの強化につながるものと確信しております。

次に、8月14日に開催されました二十歳を祝う会について申し上げます。

生徒たちが地域社会の一員として、責任ある大人へと成長していくための節目を中学校時代の恩師や保護者の皆様、関係者の皆様でお祝いをいたしました。

今年は、対象者39名のうち、30名の多くの皆様からご出席いただきました。出席者を代表し、岩本龍飛さんと後藤早紀さん、2名の方から地域への貢献、責任への思いを込めた二十歳の主張をしていただきました。

続きまして、今週末の9月6日、7日に開催いたします山形月山SEA TO SUMMIT2025について申し上げます。

日本有数のアウトドア用品メーカーの株式会社モンベル様とつながりを持ちながら、今年で3回目の開催を迎えます。

本大会には、全国各地から200名の方々が参加されます。今のところ、天気も心配なさそうな見込みですので、実行委員会側で安全を十分確保しながら、カヤック5キロ、バイク・自転車13キロ、ハイク3.5キロの全種目、全コースを実施することといたしております。

初日には、西川交流センターあいべを会場に、観光シンポジウムとして、環境省東北地方環境事務所次長の濱名功太郎様をお招きし、ご講演をいただきます。このほか、山形大学大学院音楽芸術プログラム様による演奏の披露、あわせて前夜祭、ビアガーデンを開催することといたしております。

大勢の町民の皆様にもお集まりいただき、選手との交流を持っていただきながら、温かい地域性のある西川町らしいお祭りにしていきたいと考えております。

大会の実施に際してご協力いただく延べ120人余りのスタッフの皆様、会場をご提供いただいた国土交通省、環境省、林野庁、山形県、月山観光開発株式会社、抽せん会の景品や金銭面で多くをご賛同いただいた町内外の事業者の皆様、改めてご支援について感謝を申し上げます。

続きまして、町の新たなスポーツイベントについて申し上げます。

昨年、地区対抗のイベントとして、第70回の歴史に幕を下ろしました西川町駅伝競走大会、こちらは、今年は形を変えて第1回西川オータムハーベスト駅伝として開催することが決定いたしました。

この新しい駅伝大会は、「走りたい人が自由にチームを組んで走れる大会」とともに、「町外から広く参加者を募り、西川町の魅力を発信する大会」というコンセプトを掲げています。

開催日は11月16日日曜日です。西川町立西川小学校及び周辺道路を会場に行われます。小学生から中学生、一般、そして記録計測のないファンランの部まで、幅広い世代の皆様にご参加いただける種目を設けております。西川町の秋を盛り上げる観光イベントとして、ぜひ皆様の注目をいただきたいと考えております。

最後になりますが、つながるくんなどで地域づくりアンケートを2回にわたり募集いたしました。1回目のアンケートは、600件以上の方々に政策の重要度と満足度をご回答いただきました。前回の3年前のアンケートに比べ、多くの分野で満足度が上昇したことが顕著に見受けられました。

統計的にも満足度が上がっているのは、町職員、病院職員、保育園職員、会計年度職員の皆様の不断の努力の賜物であります。令和12年までの第7次総合計画の後半戦は、これらのアンケートの声をしっかり盛り込み、西川町、課題山積ではありますが、守っていくための総合計画づくりにしっかりと役立てたいと考えております。

以上、申し上げます、9月の定例会の行政報告といたします。

○菅野議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第3号 西川町教育委員会委員の任命について、議第41号 令和7年度山村留学等受入環境整備事業（コーポ睦合外壁補修・屋上防水等第一期工事）請負契約の締結について、議第42号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について、議第43号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第2号）、議第44号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第45号

令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上7議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第3号は、西川町教育委員会委員の任命についてでございます。

西川町教育委員会委員、大泉奈緒子さんは、令和7年9月30日をもって任期となりますので、引き続き任命するため提案するものでございます。

議第41号は、令和7年度山村留学等受入環境整備事業（コーポ睦合外壁補修・屋上防水等第一期工事）請負契約の締結についてでございます。

本事業の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき提案するものでございます。

議第42号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため提案するものでございます。

議第43号は、令和7年度西川町一般会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,615万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,472万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に係る補正、地方債の追加及び変更でございます。

初めに、主な歳出を申し上げます。

第1款議会費は、ハラスメント疑惑調査特別委員会設置に伴う弁護士費用や事務経費の追加で198万5,000円を追加するものでございます。

第2款総務費は、ハラスメント等第三者相談窓口の設置や、第三者委員会アンケート業務、光ファイバーの移設工事の追加など572万2,000円を追加するものでございます。

第3款民生費は、令和6年度定額減税調整給付金の不足額の給付や、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計それぞれの繰出金の追加など5,106万3,000円を追加するものでございます。

第6款農林水産業費は、中山間地域等直接支払推進事業事務経費の追加など40万7,000円を追加するものでございます。

第7款商工費は、自然公園登山道刈払補修委託費の追加で127万9,000円を追加するものでございます。

第8款土木費は、除雪車両の整備費の追加や町道舗装補修工事の追加により1,700万円を追加するものでございます。

第9款消防費は、山形県防災行政通信ネットワーク再整備事業負担金の増や、令和7年3月28日に水沢地内で発生した土砂災害復旧工事に伴う東日本高速道路株式会社への負担金など1,392万4,000円を追加するものでございます。

第10款教育費は、フェリシア月山カヌーセンター艇庫の雪庇処理の設備の設置や、カヌー競技環境整備事業補助金、高校生等就学支援金の追加など4,479万1,000円を追加するものでございます。

歳入は、第15款県支出金163万2,000円、第21款町債1億3,190万円をそれぞれ追加し、第14款国庫支出金3,836万3,000円、第18款繰入金4,143万7,000円を減額し、不足する財源8,241万9,000円は、第19款繰越金を充てるものでございます。

地方債の補正は、中学校施設整備事業の追加、道路橋梁整備事業及び山形県通信衛星システム工事負担金の変更を行うものでございます。

議第44号は、令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,417万7,000円とするものでございます。

歳出は、第1款総務費15万3,000円を追加するものでございます。

歳入は、第17款繰入金15万3,000円を追加するものでございます。

議第45号は、令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億847万7,000円とするものでございます。

歳出は、第1款総務費3万9,000円を追加するものです。

歳入は、第3款繰入金3万9,000円を追加するものでございます。

議第46号は、令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,579万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,139万8,000円とするものでございます。

歳出は、第1款総務費115万1,000円を、第4款基金積立金552万7,000円を、第5款諸支出金1,912万円を追加するものでございます。

歳入は、第3款国庫支出金22万円、第7款繰入金1,282万9,000円を、第8款繰越金1,274万9,000円を追加するものでございます。

以上、申し上げましたが、詳細につきましては担当課長がご説明いただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第7、議案の審議・採決を行います。

同意第3号 西川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第3号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで休憩します。

再開は10時35分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎決算認定案件の上程

○菅野議長 日程第8、決算認定案件の上程を行います。

認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの10議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第9、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 ただいま上程されました決算認定案件についてご説明を申し上げます。

認定第1号から第10号につきましては、令和6年度西川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、企業会計決算の認定についてでございます。

決算は、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところにより、3月31日並びに5月31日に各会計の出納を閉鎖したところでございます。

病院事業会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、5月20日に病院長及び建設水道課長から決算の調書が提出されました。

また、一般会計及び特別会計は、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から決算の調書が提出をされました。

これを受けまして、監査委員の審査に対し、本日、監査委員の意見を付しまして認定に付すものでございます。

詳細は、会計管理者、病院事務長及び建設水道課長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、認定をくださるようお願い申し上げます。

○菅野議長 一般会計、特別会計の決算の内容説明を求めます。

松田会計管理者。

[会計管理者兼会計室長 松田一弘君 登壇]

○松田会計管理者兼会計室長 認定第1号 令和6年度一般会計及び認定第2号から認定第6号までの特別会計について、決算概要の説明を申し上げます。

各会計ごとの決算書等をご覧ください。

初めに、一般会計につきまして申し上げます。

歳入総額は86億2,238万6,000円、歳出総額は80億8,406万1,000円となったところです。

決算の収支であります。歳入歳出差引額5億3,832万5,000円から繰越明許費繰越額で令和7年度へ繰り越すべき財源2,540万円、事故繰越額で令和7年度へ繰り越すべき財源839万8,000円を控除した実質収支は5億452万7,000円となり、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億6,011万2,000円の赤字となりました。

歳入では、町税は7億136万円の決算額となりました。

税目別に見ますと、定額減税の影響で個人住民税は1億5,074万7,000円、法人町民税にあっては、企業の業績に改善が見られたことと令和5年中の新設された事業所があったことにより1,917万3,000円となりました。固定資産税は、建物数の減があり、3億5,291万3,000円となりました。このほかの税目別では、軽自動車税が2,082万5,000円、町たばこ税が2,660万1,000円、入湯税は1,061万6,000円となりました。

地方譲与税は8,776万8,000円、利子割交付金は15万7,000円、配当割交付金は208万5,000円、株式等譲渡所得割交付金は304万4,000円、法人事業税交付金は643万4,000円、地方消費税交付金は1億2,267万5,000円、環境性能割交付金は5,988万円、地方特例交付金は1,949万4,000円となりました。

地方交付税は32億3,158万4,000円の決算額で、うち普通交付税は25億5,814万2,000円、特別交付税は、地域おこし協力隊や外部人材の増加などにより6億7,344万2,000円となっております。

交通安全対策特別交付金は78万1,000円、分担金及び負担金は211万9,000円となりました。

使用料及び手数料は、町営住宅使用料の増加により7,047万円となりました。

国庫支出金は、除雪経費に係る国庫支出金やデジタル田園都市国家構想交付金等の増加により11億7,413万8,000円となりました。

県支出金は、災害復旧事業費の減少により2億9,956万3,000円となりました。

財産収入は、有価証券の配当金の減少により3,612万4,000円となりました。

寄附金は、個人版ふるさと寄附金の大幅な増加により7億8,981万1,000円となりました。

繰入金は8億1,304万1,000円で、うち2億5,000万円は財政調整基金から、また、ふるさとづくり基金から4億137万2,000円、町有施設整備基金から1億2,466万4,000円などを繰入れいたしました。

町債の決算額は7億3,520万9,000円で、水道事業出資債である衛生債や、多機能型カヌー観光推進拠点整備事業の教育債の増加となりました。

次に、歳出であります。歳出総額は80億8,406万1,000円となりました。

人件費に扶助費、公債費を加えた義務的経費は20億1,224万9,000円となったところであります。

このうち、人件費は一般職員及び会計年度任用職員の増加、扶助費は定額減税調整給付金の増加、公債費は平成15年度臨時財政対策償還の終了により減額となりました。

物件費は、タブレット端末配布事業の終了や産業振興複合施設整備に要する経費の減少により11億8,470万8,000円となりました。

補助費等は、ふるさと納税対策事業や米需給調整推進事業の増加もあり、17億5,844万7,000円となりました。

維持補修費は、前年が少雪だったため、除排雪経費の増加により2億8,059万円となりました。

普通建設事業費は、ブレッジャー対応型拠点づくり事業や月山湖カヌースプリント競技場施設整備事業により14億7,756万6,000円となりました。

災害復旧事業費は1億2,959万3,000円で、普通建設事業費に災害復旧事業費を加えた投資的経費は16億715万9,000円となりました。

続きまして、基金の状況につきましては、財産に関する調書をご覧ください。

年度末現在高は、財政調整基金12億7,881万3,000円、減債基金9億3,599万2,000円、町有施設整備基金2億6,756万8,000円、ふるさとづくり基金8億1,313万9,000円、企業版ふるさと納税寄附金基金4,370万円、高齢者支援等かせぐ基金2,343万6,000円、帰ってきてけローン返済補助基金670万4,000円などとなっております。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険の加入状況につきましては、令和6年度年間平均で前年度より21世帯減少の639世帯、被保険者数では前年より69人減少の925人となっており、町全体に占める加入率は、

世帯で35.7%、人口で20.7%となっております。

令和6年度の決算収支状況は、歳入総額5億8,404万1,000円、歳出総額5億6,911万7,000円で、実質収支は1,492万4,000円の黒字となり、単年度収支では2,030万5,000円の赤字となったところであります。

歳入の主なものは、保険税が6,281万9,000円、県支出金が4億953万5,000円、繰入金7,164万5,000円となったところであります。

保険税は、令和6年度より1人当たり2割減額をめどに税率改正を行い、4年間税率を維持する計画となっております。税率改正による影響として、基金取崩しを行い、1,200万円を基金より繰入れしているところであります。

歳出につきましては、保険給付費が3億8,485万2,000円で、多くが医療に要する給付費となっております。

次に、大井沢歯科診療所会計ですが、歳入総額300万8,000円、歳出総額300万5,000円、歳入歳出差引額は3,000円となりました。

歳入は、診療収入として10万6,000円、繰入金288万6,000円、前年度繰越金1万6,000円となりました。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計、歳入につきましては総額503万円で、本町を含む寒河江ダム下流域17市町村の負担金で運営を行っております寒河江ダム管理協議会からの負担金350万円及び繰越金153万円などとなっております。

歳出につきましては、歳出総額が301万円となったところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳入総額1億308万3,000円、歳出総額1億288万円で、歳入歳出差引額は20万3,000円となりました。

歳入の内訳については、保険料が7,102万6,000円、その他の主な収入は、一般会計繰入金で3,101万1,000円です。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億136万1,000円で、その内訳については、保険料等負担金、広域連合の事務費負担金となっております。その他の歳出につきましては、総務費149万円などであります。

次に、介護保険特別会計ですが、歳入総額7億1,806万6,000円に対しまして、歳出総額は7億521万7,000円で、歳入歳出差引額は1,284万9,000円となったところであります。

歳入の主な内訳は、保険料1億2,771万7,000円、国庫支出金1億8,166万8,000円、支払基金交付金1億8,428万円、県支出金1億4万4,000円、繰入金1億932万8,000円となったとこ

ろであります。

歳出につきましては、保険給付費全体は6億1,865万7,000円となったところであります。このうち介護サービス等諸費につきましては5億5,670万1,000円となり、介護予防サービス等諸費につきましては2,214万8,000円となりました。地域支援事業につきましては3,770万7,000円となったところであります。

次に、宅地造成事業特別会計であります。歳入総額411万5,000円、歳出総額411万5,000円で、歳入歳出差引額ゼロ円となったところであります。

歳入は、一般会計において買戻したみどり団地分譲宅地の売払い収入として405万1,000円、諸収入1,000円、前年度繰越金6万3,000円となったところであります。

歳出につきましては、宅地造成の繰出金となったところであります。

なお、当該特別会計は、令和6年度において解約をしたところでございます。

以上、令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明とさせていただきます。

○菅野議長 次に、病院事業会計決算の内容説明を求めます。

土田病院事務長。

[病院事務長 土田里香君 登壇]

○土田病院事務長 認定第7号 令和6年度西川町病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

西川町立病院事業会計決算書11ページからの附属資料を参考にご覧ください。

初めに、事業の概況を申し上げます。

西川町立病院は、総合診療科として内科、外科、小児科、整形外科の医療を提供しており、町内唯一の医療機関として、疾病や傷病の治癒、健康維持を図る役割を担い、救急告示病院として休日の一次診療応需、かかりつけ医機能、地域包括ケア病床の回復期医療、健康診断の各機能を果たしております。

令和6年度は、西川町立病院経営強化プランを、より具体的で町民にも分かりやすい表現に見直し、3月に改訂を行いました。

今年度からは、地域に愛される病院として町内外の方から今以上に利用していただける病院を目指し、経営強化プランに沿いながら、病院、職員一体となって経営を進めているところです。

では、経営状況についてですが、最初に患者数ですが、入院、外来患者ともに増加し、入院患者数が6,999人で、前年度比1,989人の増、1日平均19.2人で、前年度比5.5人の増、外

来患者数は2万931人で、前年度比89人の増、1日平均86.1人で、前年度比0.3人の増となりました。

また、入院の病床利用率は44.6%で、前年度より10%の増となりました。

次に、会計ですが、最初に、収益的収入が合計7億3,687万円で、前年度比16.2%、1億288万円の増となり、収益的支出合計7億7,832万円で、前年度比4.9%、3,645万円の増となりました。

一般会計からの収益的収入への繰入金として、経営強化プランの収支計画である3億526万9,000円を繰入れいたしました。当期の収支は4,145万円の純損失を計上したところです。

次に、資本的収支ですが、資産を増加するための財源となる企業債の借入れや補助金、元利償還金分の一般会計からの繰入金などの収入の合計が1,294万円となり、支出では、心電計や生体情報モニターなど医療機器の購入や厨房の換気扇フードの改修工事などの支出の合計が2,723万円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,429万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20万円及び過年度分損益勘定留保資金1,409万円で補填いたしました。

以上、病院事業会計の説明とさせていただきます。

○菅野議長 次に、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計決算の内容説明を求めます。

大泉建設水道課長。

[建設水道課長 大泉 健君 登壇]

○大泉建設水道課長 認定第8号から第10号までの令和6年度各企業会計の認定につきましてご説明申し上げます。

初めに、水道事業会計につきまして申し上げます。

水道事業会計決算書の11ページをご覧くださいと思います。

本町の水道事業は、給水区域の住民に対し良質で清浄な飲料水を安定して供給することを使命といたしまして、町民の健全で豊かな生活と社会活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っております。令和6年度も、この趣旨にのっとりまして、これまで整備を図ってきました現施設を有効に活用してまいりました。

建設改良事業ですけれども、下小沼地内導水管布設替え工事や町道桧原線桧原橋添架管移設工事などを施行いたしました。

業務状況ですけれども、令和6年度末における給水戸数は1,599戸、普及率は99.9%、給水人口は4,410人で、普及率は同じく99.9%となっております。年間総配水量は90万4,847立方メートル、有収水量が51万9,739立方メートルで、つまり有収率は57.4%となりました。

経営状況ですけれども、収益的収支における事業収益は1億9,957万4,000円で、うち給水収益は1億1,588万2,000円で、前年度に比べまして0.9%の減少となりました。

事業費用につきましては2億311万7,000円で、前年度に比較しまして6.6%増加し、当年純損失といたしまして354万3,000円の計上となりました。

一方、資本的収支のほうですけれども、総収入額が7,293万7,000円に対しまして、総支出額が1億2,438万7,000円でありまして、差引き5,145万円の資金不足となりまして、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額687万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,457万3,000円で補填いたしました。

次に、公共下水道事業会計につきまして申し上げます。

前段、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計についてですけれども、地方公営企業法の適用を一層推進する観点から、総務省自治財政局長通知によりまして、人口3万人未満の団体におきましても、農業集落排水を含む下水道事業を令和6年度までに地方公営企業法に基づく財務規定を適用することが義務づけられましたため、従来の官公庁会計方式である特別会計から、複式簿記や発生主義等の公営企業会計方式へ令和6年度から移行したところであります。

公共下水道事業会計決算書の14ページをご覧くださいと思います。

本町の公共下水道事業は、処理区域の水質汚濁の防止、生活環境の保全、公衆衛生の向上を使命といたしまして、町民の健全で豊かな生活と社会経済活動を支えるライフラインとしての重要な役割を担っております。令和6年度につきましても、この趣旨にのっとりまして、これまで整備を図ってきました施設を有効に活用してまいったところでございます。

建設改良事業につきましては、西川浄化センター電気設備更新工事や公共下水道マンホール蓋更新工事などを施行しました。

続きまして、業務状況ですけれども、6年度末における処理区域内人口は2,507人、水洗化人口は2,154人、水洗化戸数は827戸であり、水洗化率は85.9%となりました。また、年間有収水量は20万5,682立方メートルとなりました。

経営状況について申し上げます。

収益的収支における事業収益は1億7,533万6,000円で、うち下水道収益は4,338万2,000円

であります。

事業費につきましては1億6,483万9,000円で、当期純利益といたしまして1,049万7,000円の計上となりました。

続きまして、資本的収支でありますけれども、総収入額が9,211万4,000円に対しまして、総支出額が1億2,229万7,000円でありまして、差引き3,015万3,000円の資金不足となり、こちらにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額458万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,556万8,000円で補填したところであります。

最後に、農業集落排水事業会計につきまして申し上げます。

農業集落排水事業会計決算書の14ページを参考にご覧いただきたいと思っております。

本事業につきましては、農業集落排水並びに簡易配水について取り扱っておりまして、農業用地の水質保全と農村地域の生活環境の改善を図ることを使命としております。令和6年度も、この趣旨にのっとりまして、これまで整備を図ってきました施設を有効に活用したところでございます。

業務状況について説明申し上げます。

令和6年度末における処理区域内人口は214人、水洗化人口は208人、水洗化戸数は80戸であり、水洗化率は97.2%となりました。年間有収水量は1万9,028立方メートルとなりました。

次に、経営状況です。

収益的収支における事業収益は2,430万3,000円で、うち農業集落排水使用料は423万8,000であります。

事業費につきましては2,373万5,000円で、当期純利益といたしまして56万9,000円の計上となりました。

また、資本的収支のほうでは、総収入額が1,467万6,000円に対しまして、総支出額が1,458万1,000円となりました。

以上、説明とさせていただきます。

◎監査委員の決算審査意見の報告

○菅野議長 日程第10、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

古沢監査委員。

〔監査委員 古沢美代子君 登壇〕

○古沢監査委員 それでは、監査委員を代表しまして、決算審査意見について、お送りしている決算審査意見書を読み上げ、報告させていただきます。

お配りしている決算審査意見書をお開きください。

令和6年度西川町歳入歳出決算審査意見書。

この決算審査は西川町監査基準に準拠して行ったものである。

第1としまして、審査の対象。

令和6年度西川町歳入歳出決算の審査対象は次のとおりである。(1)西川町一般会計、(2)西川町国民健康保険特別会計事業勘定、施設勘定、(3)西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計、(4)西川町後期高齢者医療特別会計、(5)西川町介護保険特別会計、(6)西川町宅地造成事業特別会計、(7)西川町病院事業会計、(8)西川町水道事業会計、(9)西川町公共下水道事業会計、(10)西川町農業集落排水事業会計。

第2、審査の期間。

令和7年7月7日から31日の期間中、実質10日間でございます。

第3、審査の着眼点。

審査に当たっての着眼点は次のとおりである。

(1)決算の計数は正確であるか、(2)予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、(3)会計経理事務は関係法令等に準拠し正確に処理されているか、(4)事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か、(5)事務の合理化、経費の節減に努めているか、(6)前年度決算審査の指摘事項について必要な措置が取られたか。

第4、審査の方法。

審査に付された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産調書について、上記第3、審査の着眼点に基づき、提出された書類等により調査照合するとともに、関係者から説明を聴取し、併せて例月出納検査、定期検査の結果も踏まえて審査を行った。

第5、審査の結果及び意見。

1、審査の結果。

審査に付された歳入歳出決算書等に基づき、決算の状況を確認した。令和6年度一般会計及び特別会計並びに一般会計の計数は、正確であると認められる。

また、予算の執行、会計経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、改

善を要する点はあるものの、おおむね適正に行われているものと判断した。

2、審査の意見。

(1) 町の財政状況。

令和5年度決算と比較し、歳入は10億226万6,000円、13.2%の増、歳出は12億3,584万8,000円、18%の増となった。

歳入面では、町の独自財源である町税において、定額減税の影響で個人住民税は減少し、法人町民税は企業の業績に改善が見られたことなどから増加となった。固定資産税、軽自動車税ともに減少したが、町たばこ税と入湯税はそれぞれ増加した。普通交付税、特別交付税は増加、前年度同様、地域おこし協力隊や外部人材の増により増加した。国庫支出金は、除雪経費に係る国庫支出金やデジタル田園都市国家構想交付金の増により増加となった。

歳出面では、人件費に扶助費、公債費を加えた義務的経費は前年度より8,372万円増加、物件費はタブレット端末配布事業が完了したことなどにより減少、補助費等はふるさと納税対策事業や米需給調整推進事業により増加した。普通建設事業費ではブレジャー対応型拠点づくり事業や月山湖カヌースプリント競技場施設整備事業により2億4,786万円増加するなど、結果として前年度を上回るものとなった。

地方公共団体の財政健全化の判断比率である実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字または資金不足なしのため昨年同様比率なし、実質公債費比率は11.2%で前年度比0.4ポイント減っており、将来負担比率も昨年同様比率なし、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は85.5%であり、堅実な財政運営であったと認められる。

一般会計における町債残高は55億2,775万1,000円で、9,169万1,000円、1.7%増加した。

財政調整基金残高は12億7,881万3,000円と、1億5,005万3,000円増加した。

(2) 意見。

自主財源が減少し続ける中でも、実質公債費比率、将来負担比率などからは、町は依然として健全な状況を保っていることがうかがえるが、元気な活力あるまちづくりを実現するため、今後の事務事業の執行及び財政運営に当たっては、次の事項に留意するよう要望する。

①適正な事務事業の執行について。

(ア) 財務事務について。

監査における指摘、指導事項では、契約事務及び支出事務の一部において、不適切な事務処理があった。契約事務並びに財務事務に関する研修等により事務全般の平準化が図られてはいるが、より専門的な事項について不適切な例が見られることから、今後も内部チェック

を徹底し、関係法令等に準拠した適正な財務事務の執行に努めるとともに、専門性の高い職員の横断的な対応など、限られた人員で最大の効果を生む方策なども検討いただきたい。

次の表は、例月出納検査、例月監査及び決算審査時における指摘、指導事項を項目別にまとめたものでございますので、ご覧いただければと思います。

次、（イ）収入未済について。

普通税について約111万円の未納欠損の処理をしているが、現年課税及び滞納繰越分の収入未済額が約334万増加し、特に固定資産税だけで2,170万円と増加傾向にある。町民の納税意識が常に高い町であることを踏まえながらも、収納率や自主財源が減少している要因を分析し、適正な納税等による住民間の負担の公平性を確保するためのさらなる方策を早急に検討すべきではないか。

なお、徴税専門員の配置により、納税額の圧縮や未納額発生の抑制等に一定の効果があることは認識している。

②健全な財政運営について。

人口減少と少子高齢化が進む中であって、取り組まなければならない課題も多く、本町の財政運営については、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれる。

自主財源である町税については、増収対策や的確な賦課、徴収に努めるとともに、国・県に対しては、地方交付税など安定的な財政運営に必要な財源が確保できるよう、所要の措置を講じることを強く働きかける必要がある。

一方、歳出については、今後も高齢者医療など社会保障費や社会インフラの老朽化対策、新規施設の維持管理費など社会資本整備費の増加が見込まれる中、地球温暖化の影響により頻発する自然災害の復旧や大雪による除雪経費など、想定外かつ突発的な支出を要する事態が考えられる。このことを踏まえ、政策についてこれまで以上の選択と集中を図り、事務事業に関する点検や公共施設等の適正な管理など、行政経費の節減、効率化に一層努めていただきたい。

病院事業会計においては、患者数については増加に転じている部分があるものの、人件費などの費用も増えており、一般会計からの繰入れを3億526万9,000円としたことにより、4,145万2,000円の赤字決算とした。町立病院は町内唯一の医療機関であり、今後も町民の健康と安心を守る体制を確保しなければならず、そのために必要な経営改善を含めたあらゆる方策に取り組んでいただきたい。

水道事業会計においては、給水人口が減少する中、関連施設等の維持管理や、より高度な

浄水に関する費用などが増えていることもあり、より一層計画的な経営が必要になってくると思われる。

公共下水道事業会計においては、公共下水道への加入者が増えていない現状にある。今後訪れる設備等の更新も視野に入れつつ、加入者が増えるような事業展開を図っていただきたい。

国内のみならず、世界的な動向も不安定な面があり、社会経済情勢の変化を見定めることが非常に困難な中ではあるが、生産年齢人口増加に向けて第7次西川町総合計画基本構想に掲げた5つの基本目標を達成するため、健全で継続可能な財政運営になお一層努めていただきたい。

③協議会等を通した住民サービスについて。

協議会を通した住民サービスの内容について、予算、決算及び事業内容が明確になるよう説明を行っていただきたい。

5ページからは、決算の状況でございます。

一般会計、各特別会計、各事業会計の状況でございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

以上で、決算審査意見の報告とさせていただきます。

◎決算特別委員会の設置及び委員会付託

○菅野議長 日程第11、決算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和6年度一般会計、特別会計、企業会計決算を審査するため、議長及び議選監査委員を除く7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議長と議選監査委員を除く7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○菅野議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時21分

令和 7 年 9 月 4 日

令和7年第3回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年9月4日(木)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（8名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（1名）

9番 古澤俊一議員

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	荒木真也君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎君	健康福祉課長	石川朋弘君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君	観光課長 兼 かせぐ課長	柴田知弘君
建設水道課長	大泉健君	病院事務長	土田里香君

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤誠君	専門員兼 専議事係長	飯野勇君
--------	------	---------------	------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐藤 大 議員

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

〔1番 佐藤 大議員 質問席へ移動〕

○1番（佐藤 大議員） おはようございます。1番、佐藤大です。

議長より許可がありましたので一般質問をさせていただきます。

西川町は令和5年度より保育園留学に力を入れております。役場職員の方々や保育園の職員の方々、そして、寛容な人柄であります地域の方々も含め、地域全体で町外の家族を迎え入れる温かなサポートが整っており、留学されたご家族は大変満足しておられると伺いました。

また、今年度より、小学校留学にも取り組み始めました。町外の子どもたちと一緒に遊んだり、学んだり、活動することは、町内の児童や園児にとっても大変有意義なことだと思います。

国は地方創生2.0基本構想を令和7年6月13日に閣議決定しています。関係人口の量的拡

大、質的向上として、関係人口を可視化する仕組みを創設する、また、地域との関わり方などに応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じた施策を展開し、これらを一体的に地方公共団体や経済界等は情報提供を行うとともに、関係人口に対する行政サービスの在り方など、制度面についても検討を行い、必要な措置を講じていくとあります。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画では、ふるさと住民制度の創設があり、関係人口に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みとしてふるさと住民登録制度を創設するとあります。

町がこれまで本気で取り組んできた関係人口づくりが、これからのふるさと住民登録制度へとつながるものと思ひ、お聞きいたします。

現在町が取り組んでいます児童や園児の交流においての関係人口づくりについて質問いたします。

質問の1、保育園留学の事業であります、初めに、保育園留学の現状をお聞きいたします。(1)であります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 佐藤大議員のご質問にお答えします。

本日も今朝方、大阪よりお子様、お母様と保育園留学1名、小学校留学1名のご家族が町役場にお越しいただきまして、私と教育長、面談させていただき、西川の良さや、施設の良さ、改善点などを直接お聞きいたしました。今週も来ております。

保育園留学とは、都市部の子育て世代が1週間から2週間滞在し、お子様は西川保育園に通い、一方で保護者はリモートワークのためT R A Sなどを利用し、仕事と休暇を両立させるワーケーションのような形で西川の良さを肌で感じてもらう取組です。

この保育園留学は、総合計画の第2章に明記しております。つながる、関係人口の創出という項目に向けた取組として位置づけ、町外の人が西川に短期滞在しながら、学ぶ、育むことを契機として西川町のファンとなり、移住に結びつくことを目的に進めております。

また、保育園留学は町の課題解決に向け、より一層地方創生と官民連携の推進という国の方針に従って、山形県内で初めて西川町が取り組んでいるものでございます。

保育園に取り組む目的、具体的に申し上げます。

3点ございます。

1つ目、保育園留学を通じて、新たな西川町ファンの獲得です。比較的富裕者の方がお越

しいたいており、今後のふるさと納税や町内での購買等に期待をしています。

2つ目の目的、保育園の維持、保育士の雇用の確保でございます。

昨今の西川町の出生数は10人前後です。将来園児が減少することが見込まれる中、町職員である保育園の先生方の雇いを維持していきたい。

3つ目は、新しいお友達、留学生ですね、を受け入れる保育でございます。こういった転校生や留学生というか、いつもお会いしていない方と触れ合うことで寛容な学びにつなげていただきたいというふうに考えております。

続きまして、保育園留学の現状を申し上げます。

今年度は、5月から8月までの4か月間で、首都圏を中心に11家族が来町され、15人の園児が西川保育園をご利用いただきました。

保育園留学の利用者の声を聞き、町としても西川保育園の強みを改めて把握し、今後の保育園維持に光が見えてきたかなと感じております。

強み、いただいたお声でございます。

保育園内で調理し、温かい手作りの給食のご提供、2つ目、都市部の保育園とは違って、広い園庭での遊び場や大きなプールでの保育サービスが実施できること。3つ目の強み、保育園の先生方のきめ細やかなご対応、気遣いでございます。4つ目、お試し暮らし住宅からの保育園の近さが強みと考えております。既に令和8年の3月までの予約も順調に埋まりつつあり、関係人口の一つとして円滑に実施している状況でございます。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 保育園留学の目的というものは、一つにはまず新たな西川町のファンをつくってもらおうと。西川町のファンになっていただき、行く行くは移住まで考えていただけるような道をつくっていくというのがまず第一歩になるのかなと思います。あと2つ目は、保育園児獲得ということで、10名前後の出生ということで、これからやっぱり保育園児というのは少なくなるということが分かっているわけですね。やっぱりそれに関しましてはやっぱりほかからも園児を迎え入れて、せっかくある保育園ですので、有効に使っていただいて、またいろいろな面で保育園留学がいい方向に結びつけていくということで、その手だてということで大変よいことなのかなと思います。また3つ目は新しい子を受け入れることによりまして、うちの本来寛容な土地柄でありますけれども、子どもたちも小さなうちから寛容性というものがあって、ほかから来た子どもも何事もなく受け入れられると、そのよう

な素地をつくるということ、大変いいことだなと思いました。

現状といたしましては、4か月間で11家族15名の園児が入園されたということで、なかなか順調に行っているのかなと感じたところであります。また来年の3月までもう予約が入っているということで、なかなかいい事業なんじゃないのかなと感じたところであります。

(2) になります。

保育園留学のこの事業を実施することによりまして、国からの第2世代交付金などを獲得する上での財政面でのメリットなどはあるのでしょうか。そしてまたほかにも財政面のメリットにつながるものがあるのか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 財政面のメリットを申し上げます。

将来と現在の2つに分けてお話をさせていただきます。

現在の財政面のメリットは2つでございます。

保育園の有効活用と職員の維持でございます。

西川保育園は最大170人を受け入れるキャパシティーを持った施設でございます。しかしながら、保育園留学開始前の園児は89名でございます。稼働率は50%前後で推移しておりました。そこで保育園留学により園児を一時預かりとして迎え、一部の空き定員を実質的に埋めることで保育料収入を増やし、保育園の職員の雇用を維持していけるようなメリットがございます。

もう一つは、住宅の家賃収入増と地域消費の拡大です。

町営住宅も同様に、保育園留学で来町されたご家族にお試し暮らし住宅をご活用いただいております。本来であれば町営住宅の空き家で維持費のみがかかる物件を家賃収入を生み出すことが可能となりました。

次に、将来得られるであろう財政面のメリットは次のとおりです。

保育園留学がもたらす将来的価値は長期的な関係人口を創出することでございます。保育園留学に来られた家族は一度きりの観光客というわけではございません。一、二週間にわたって滞在したことにより、本町のことをよく知り、いわゆる西川ファンとなっていただけます。この関係性は初回の滞在が終了した後も終わるものではございません。例えば保育園留学や観光客としてのリピートや地場製品の定期的な購入、ふるさと納税の継続的な寄附など、長期にわたって財政的なメリットに転換されると考えております。

また、議員ご指摘の第2世代交付金、新型地方創生交付金でございますけれども、こちら

も運営面で得られるメリットは確かでございます。

さらに、まだ不明確な、きっちり数字が出ているようなメリットではございませんけれども、総務省ではふるさと住民登録制度が創設の予定をしております。この制度ができる頃に、既に関係人口を獲得している我が町はその制度をいち早く活用し、さらなる財政的なメリットが得られるものと見込んでおります。いち早く取り組むというのは今回の地方創生交付金で全国屈指の獲得数を得られたのは、こういったいち早く制度を学んで、そういった土壌を見据えたまちづくりをしていたからでございます。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 保育園の有効利用で職員雇用を維持するためにも、やはりこの事業をやるということはかなり有意義なことではないのかなと思います。

保育園留学の事業でありますけれども、留学体験をきっかけにふるさと住民登録までに進展し、行く行くは移住につながる可能性も秘めている関係人口づくりの事業であります。

ふるさと住民登録制度は、このたび創設されたばかりで、住民税の一部を希望する自治体へ分納納税するなどの仕組みはまだ確立しておりません。ですが、ふるさと納税においては、返礼品目的の一過性のものから、住民として町を支援するという考えで、先ほど町長もお話がありましたように、ふるさと納税を毎年していただけるようになるかもしれません。まずは密なる関係人口づくりが意義のある事業ではないのかなと思っているところであります。

(3)になります。

保育園留学の事業を実施する上での経済効果をどのように捉えているのでしょうか。

また、来たばかりの頃はうまくなじめずにいたお子さんでも、二、三日すればすっかり溶け込み、帰る日には帰りたくないとお泣きし、保育士さんも一緒に涙する場面があるとお聞きしました。本人の満足度はマックスかと思います。親御さんの感想次第ではありますが、再度利用していただいたご家族もいらっしゃるとのことでしたので、リピート率はどれくらいなのか、それもお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 経済効果とリピート率についてご質問がありましたのでお答えします。

経済効果は、令和6年度の実績からの推計になります。令和6年度は20家族延べ泊数は443人でございます。レジャーや食事代などを総じて1週間滞在の場合は約20万円、2週間滞在の場合は40万円程度と見込まれ、昨年度は約540万ほどの少なくとも経済効果があった

と考えております。

再び西川町を訪れていただいたリピート家族の状況を申し上げます。

令和5年度開始から6年、7年とこれまで36家族がご利用いただきました。このうち、7家族が西川町を再び訪問しております。リピート率は約20%でございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

リピート率も20%と、結構やっぱりよかったなという印象もお持ちだったのでないかなと、このように思うところであります。

また経済効果であります。そもそも保育園留学に連れて来れるご家庭というものは当然お金のある家庭でないとできないことで、やはり富裕層という話が先ほど町長のほうからも出ておりましたけれども、そういった家族はやっぱり西川町に住んでいただいて、西川町を楽しんでいただくと。単なる観光だけでなく、暮らしている上でのやっぱり経済的な効果と、あと、せっかく西川に来たんだからいろんなところを回らましょと。やっぱりただの一過性の観光と違って、また違った意味合いでの経済効果が生まれているんだなと感じたところでもあります。

(4) になります。

保育園でお話を伺いに行きましたところ、保育園留学については、保育園の保育士さんはもとより、職員の皆さんは大変真剣に向き合い、取り組んでおられる姿に、この事業に対する本気度を感じてきたところでもあります。給食に至っては、食材を納めている業者としましても、発注されたバラエティーに富んだ食材に、これはおいしく楽しい給食やおやつになるんだろうなと、想像はできます。食物アレルギーの対策はもちろんのこと、大阪の子が留学すればたこ焼きパーティーをしたり、台湾の子が来たら台湾のお菓子の勉強して、町内の子どもたちにも食の体験をさせるなどの工夫をされ、取り組んでいらっしゃる姿勢には感服いたしました。現在の保育士の人数では、1人につき2名の受入れが限度だとお聞きしています。このような状況も含め、現時点での課題をどう捉えているのか、また今後の方向性をどのように考えているのかお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず、方向性でございます。

保育園留学は総合計画で令和12年までに300人を引き受ける目標設定をしております。この取組を積極的に行うことにより、これまで長年の課題だったお試し暮らし住宅を含むコー

が睦合の改修や公園の充実など、町民の皆様のご要望をかなえる、議員の皆様からのご指摘、ご質問の要望をかなえるという意味でも財源が得られるといったメリットがございます。ですので、300人の目標、高い目標になりますが、保育士の皆様と健康福祉課の職員と対話をし、しっかり受入態勢を無理なく調整しながら町民の要望をかなえるような交付金を得ていきたいというふうに考えております。

課題といたしましては、保育園留学は全国的な広がりを見せております。他地域でも趣向を凝らした滞在プログラムが組まれています。そもそも観光地として有名な北海道や海のある沿岸部などの自治体が保育園留学が取り組み始めたことから、西川町をしっかり選んでもらえるようにならなければなりません。つまり、課題は他地域との差別化でございます。

差別化への対応は2点ございます。

保育園留学は都市と地方、家族と地域社会との間に新しい関係を築く社会的な取組だと考えております。単なる子育てサービスや旅行商品にとどまらず、寛容性の高い町民の皆様にご協力いただき、町民の皆様方と交流するようなプログラムをこれから検討してまいりたいと思っております。

2つ目は、利用者の声を聞いて、不断の見直しを継続するということでございます。私もいらっしゃった方、教育長と共に直接お話を聞いて、そういった場を設けたり、つながりができましたので、アンケートなどを実施して、これからも創意工夫を図りながら西川町らしいプログラムをつくっていきたくて考えております。

この2つが対応になりますけれども、いずれにしても、こういった強みをしっかり見える化、可視化して、広報を充実しなくてはいけないと考えています。温かい給食、充実した保育環境、きめ細やかな保育士さんのサービスをしっかり可視化して、広報を強化していく必要があると考えております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） これからのいろいろなプログラムづくりとか課題がたくさんあるかと思っておりますけれども、今後ともこの保育園留学を推進していただきたいと、こう思っているところであります。

質問の2になります。

今年度より始めました小学校留学について質問いたします。

自然豊かな西川町の環境で地域の自然や文化を学びながら、貴重な体験を通して成長できる機会と出会えることはお子さんにとっても大きな意義があるものと思っております。また保

保育園留学で満足いただいた園児が成長し、小学校に上がられてから、また西川町の体験をしたいというリピーターの利用もあるかもしれません。まだ今年度より実施した事業ではありますが、始めるに至った経緯と、現在の状況をお聞きいたします。（1）です。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、小学校留学を始めるに至った経緯について申し上げます。

本町では、関係人口の獲得を目指して、令和5、6年度にかけて、年間2回、計4回、1週間程度本町で自然体験や町民と交流しながら家族と滞在するサテライトスクール事業を実施してまいりました。この自然体験やけん玉やスポサポ西川での軽スポーツを通じた町民との交流は、来町した方々からは大変な好評をいただきました。

この事業や先ほど町長のほうからお答えいたしました保育園留学の実施により、新たな声、要望が出てまいりました。その一つは、山村留学体験者の方から、イベントでなく、家族単位で町に伺い、小学校に通わせたい。2つ目は、保育園留学の体験者から今議員のお話にもございましたけれども、兄弟の1人が来年小学校に入る子がいるが、保育園と小学校留学は一緒にできないのか。3つ目は、また昨年度開催いたしました総合政策審議会の中で、委員の方から、近所で2拠点生活を始めた家族がいらっしゃる。住所を持ってきて移住することも考えていたが、お子さんが大人しい性格というのもあり、転校を伴う移住はちゅうちょした。そのような家族のニーズに対応してはどうかなどの声を頂戴いたしました。

これを受けまして、小学校の現場から理解をいただいた上で、職員が関係人口の拡大事業として国に申請し、新地方創生交付金を獲得できたことから、第7次総合計画に追加したものです。

続いて、小学校留学の現状について申し上げます。

小学校留学の場合は、受入れ時期を7月から9月、そして11月から1月の期間の原則1週間以内としております。受入れの学年と人数は、2、3、5、6年生、各学年2名までとし、合計8名までとしています。今年度の場合、7月から受入れを開始し、8月までの実績といたしまして、首都圏を中心に保育園留学のリピーターの方を含め3家族4名の児童が西川小学校での授業を体験しました。

受け入れている西川小学校、本町の強みは、保育園留学とも共通する部分がございますが、小学校内で調理し、地元の食材を使った多彩で温かい手作りの給食を提供できること、2つ目として、都市部の小学校と異なり、広いグラウンドや校庭での遊び場、大きなプールがあ

り、体を使った活動が伸び伸びとできること。今朝ほど面談させていただいた大阪からいらっしやった方もこの点を非常に強調されておられました。

また、学校の授業が終わった後は、放課後子ども教室を利用することで学年の枠を超えて多くの子どもたちと交流ができること、この点についても今月お越しになっている保護者の方から、すぐ友達ができて、地元の子と交流できていること、本当にうれしいというふうにお話しされておりました。などが挙げられます。

参加いただいたご家族からは、こうした小学校の環境はもちろん、先生方のきめ細やかで柔軟な対応の良さ、宿泊先から小学校までの距離が近く、徒歩で通学できる手軽さなど、高い評価が寄せられております。

既に令和8年2月までの予約も8名の募集に対し、現時点で6名の申込みがあり、関係人口づくりの一つとして、円滑に実施している状況にあります。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） やはり関係人口の拡大ということが目的でありまして、山村留学体験、サテライトスクール事業から進んでやはりこの地に暮らして学校に通うという、小学校留学というふうな形を取ったということが分かりました。

結構、今年度になったばかりですけれども、3家族4名の方がもう使われているということで、やはりこの西川町のよいところが凝縮されているというか、まず学校の環境が大変よろしいと、まして給食がうまいというのはやはり、西川小学校に来られる校長先生も、いや、この学校に来て、自校炊飯だから、給食が楽しみなのよと。うまい給食食えるんだというふうなことを聞いているんでというのがやっぱりね、よく聞かれます。やっぱりおいしい給食、給食センターあたりから来る都会のほうの給食とやっぱり違って、一味違うものだと私は思っておりますので、やっぱりそういうので満足していただけるのかなと思います。

あと、また職員の人柄がやっぱり、よいということもまず大きな理由になるのかなと、このように感じたところであります。

(2)であります。

保育園留学とかぶるところもあるかと思いますが、小学校留学における財政面でのメリットをお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 お答え申し上げます。

財政面でのメリットについて、現在と将来の2つに分けてお答えいたします。

今議員のほうからもお話ございましたけれども、保育園留学とそのメリットは共通する点が多々ありますので、重なる部分は省略いたしますけれども、現在の財政面のメリットでは、やはり、保育園留学と同様、町営住宅の有効活用ということが挙げられると思います。実は先ほど申し上げましたように、非常に立地が、小学校と近いということもありまして、大変有効に機能しているというふうに思います。

次に、将来の財政面のメリットにつきましても、保育園留学と同様、関係人口としての関わる人の拡大でございます。この取組によって生まれる関係性は初回の滞在が終了した後も、小学校留学や観光客としてのリピート、地場産品の定期的な購入、ふるさと納税による継続的な寄附など、長期にわたる財政的なメリットに転換されると考えております。先ほど町長が申し上げましたとおり、総務省で創設が検討されているふるさと住民制度の果実をいち早く得られることも期待しているところでございます。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

やはり、関係人口に関わる人が増えるということが、やっぱりこれはまず財政面でも大変大きいことかなと思います。

(3)になります。

保育園留学と重複するかもしれませんが、これも、小学校留学における経済効果をどのように考えているのでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 経済効果等についてお答えいたします。

現在、小学校留学事業における具体的な経済的効果というものの計画は見通せない状況にございます。この事業では、西川の子どもたちとの交流を通じて、優しさや多様な文化、人々を受け入れる心、インクルーシブマインドの育成といった数字には表れない教育的効果を重視しております。

本町の教育は、令和6年3月に策定いたしました第2次西川町教育大綱、西川町教育振興基本計画の重点施策(4)において、豊かな心とレジリエンス、レジリエンスというのは折れない柔軟でしなやかな心ということになるんですが、その醸成を挙げ、具体的施策②により、保育園から中学校まで、少人数の同一集団の中で成長する西川町の子どもたちを考慮し

た外との交流の充実をうたっております。

小学校留学事業は、この施策を具現化するものであり、都市部の子どもたちと本町の子どもたちが西川町の豊かな環境と温かい地域社会との触れ合いを通じて心の成長を促すことを目的としております。また、西川小学校の在籍児童との異年齢交流においては、年長者が年少者を思いやる優しさが自然と生まれます。これは殊に放課後子ども教室などの場面で、日常的に見られる光景でございます。これも交流を通じて、都市部の子どもたちは、西川町を第二のふるさとと感じるほど深い絆を築くことが期待されます。

加えて、西川小学校では昨年度、医療的ケア児を受け入れ、病弱学級を開設しておりますが、その子どもとの関わりがもたらす心の成長についてでございます。西川町では障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちが同じ学びの場で過ごせるスタッフの配置を整えております。このような体制により、都市部からお越しの子どもたちは、様々な特性を持つ子どもたちと自然な形で関わり、共に学ぶ体験をいたします。この経験は、多様な人々が共生する社会の在り方を体感するものであり、他者への思いやりと寛容性を自然と育む極めて重要な教育効果であると認識しているところでございます。

このことから、小学校留学事業は、子どもたちの知識獲得にとどまらず、心の成長、優しさ、寛容性といった数値に表れない本質的な力を育むものでございます。まさに非認知能力の育成というところにつながってまいります。

この事業は、第7次西川町総合計画が目指す寛容なまちづくりに貢献するものであり、これからもこの教育的価値を大切に推進してまいりたいというふうに考えております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

やはりこの寛容なまちづくりを目指して、この事業というものはなかなか有意義なものかと思えます。

(4) になります。

小学校に伺いましてお話を聞きましたところ、留学児童は学習内容の違いがあつて、学校の、やっぱり地域差があるものですから、西川小に来ましても、最初やっぱり調和が取れないと。先生方もちょっと手のかかることが多々あるんだというようなお話でした。でも留学児童ばかりに対応してられないことから、サポートしてくれる人材がいれば助かるんだけどもなというようなご意見も伺っております。

町としては、小学校留学における課題をどう捉えているのか、そしてまた今後の方向性

をどのように考えているのかをお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 小学校留学に関わりましては、ただいま議員のほうからお話ありましたような課題があるということも認識しております。殊に、小学校留学の場合、保育園留学からのリピートということが多いために、特に学年、低学年のほうに受入れが集中する傾向がございます。したがって、その特定の学年、学級に負担が過重になるというふうな可能性があるとというのが大きい課題であるというふうに考えております。

そういったことを考慮いたしまして、今後の方向性としては、今年度は事業開始1年目の取組でございますので、受け入れた学校側からの聞き取りも行いながら、改善点や課題を洗い出し、今後の受入態勢の改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。特に、学校に過度な負担がかからないように、学年、時期などをきめ細かに調節することが求められるということも認識しているところでございます。加えて、一度町から転出された方の児童の留学受入れなども行っていき、Uターンのきっかけづくりになればと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、小学校の職員の皆さんの本事業に対する理解をしっかりと求めていくことが大切だと思っております。

本事業は今年度始まったばかりですので、現場の対応結果や検証を踏まえ、総合計画でのKPIである300人、これ累計人数であります。のうち、小学校留学に何日通うような取組が何年後かにどの程度実現可能かなどを検証し、具体的な目標設定をしてまいりたいというふうに思います。300人というのは小学校留学だけではなくて、いろいろな交流活動含めた人数でございます。

また、町の強みでございます放課後子ども教室などでの学校の授業ではできない体験での交流機会を活用して、家族と地域との関わりを深め、都市と地方、家族と地域社会との間に新しい関係性を築く取組にしてまいりたいと考えております。

引き続き利用者に選ばれる、よりよい小学校留学のプログラムを提供できるよう、利用者からアンケートやヒアリングなどで得られた声を大切にして、つなぐ課、保育園とも連携しながら、関係人口の創出に結びつけてまいりたいと考えております。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

今年度からまだ始めたばかりの事業でありますし、データも少ないということで、いろいろと検討していただきたいと思います。

ふるさと住民登録制度は地域へのより積極的な関わり方を制度として認めていることで、ふるさと納税のような地域を一方的に支援される対象から、共に支える場へと転換する可能性があります。副業や兼業、そしてオンラインでの活動などを通じて、地域外からの人材、知恵、資金が流れ込み、地域経済に新たな循環が生まれる可能性を秘めています。この2拠点生活のきっかけになり得る関係人口づくりに対しての西川町の姿勢がまさに本気であり、保育園留学、そしてまた小学校留学の事業がその一端をになっているのではないかと感じたところでもあります。

続きまして、質問の3です。

留学児を迎える上でも、そしてまた地元の子どもたちにおいても、子育て世代が安心して子どもと遊べる公園整備が必要かと思えます。遊具付の公園整備についての町のお考えを伺ってまいります。

(1) であります。

町内には遊具付の公園が少なく、充実度が低いのが現状であると思えます。公園ではありませんが、保育園では遊具の使用を禁止しています。また、小学校では既存の遊具は使用可能であります。吉川第4町内会館には、遊具のある公園が隣接しています。T R A Sは砂場と移動式のジャングルジムがあるのみで、充実しておりません。

このような状況であります。町としては、遊具付の公園の現状をどう捉えているのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 第7次西川町総合計画では、町民の憩いの場となる公園を整備し、持続可能かつ適正な維持管理を行いますと、町民の憩いの場となる公園を整備し、というふうに明記しております。現状、西川町都市公園条例及び西川町児童公園設置条例に基づき設置されている公園は、7か所でございます。そのうち、遊具付の公園は吉川公園の1つのみというふうに承知しております。

なぜこんなに少ないのかと思われるかもしれませんが、これは、過去において、国内で遊具による事故が発生したことを契機に、全国的に自治体が設置した遊具が撤去されるという動きがあり、本町も同様に撤去を進めたところがございます。そういった経緯がございます。

そのほか、西川町の特徴として、西川小学校敷地やT R A S、県管理の弓張平公園等にも

遊具は設置されております。

町内にお住まいの子育て世代を対象に、対話会を実施したところ、町外の公園や子育て施設を利用される方が多く、町内で安心して子どもを遊ばせることのできる公園の整備を求める声もいただいております。さらにはにしかわ夏祭りにお越しいただいた小学生や高校生までの63名、花火のときにお聞きして、西川町で子どもが利用、参加できるようにやってほしいことを聞いたところ、外遊び、スポーツができる公園を求める声が63名中23名いらっしゃり、最も多くお子様たちからのニーズも確認できたこととございます。

また、本年度4月1日現在では、海味地区にお住まいの児童・園児は、西川町の保育園で33名、全体の44%が海味区にお住まいだということとございます。小学校で言うと、46名、全体の約34%が海味区ということとございます。

以上を踏まえ、特にお子様の多いみどり団地周辺に安定して子どもを遊ばせる遊具付の公園を整備し、子育て環境の充実を図ることで、子どもたちの穏やかな心身の育成や安心・安全な子どもの居場所の確保、地域魅力向上を図っていく必要があると考えております。

○菅野議長 議長の方から申し上げます。

質問2問ありますので、端的な質問と端的な答弁をお願いしたいと思います。時間は31分までですのでよろしくお願いします。

1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

(2)になります。

西川町議会では、先月の8月5日から7日にかけて、総務厚生常任委員会、産業建設常任委員会合同で新潟方面へ行政視察研修に行っておりまいました。

新潟県出雲崎町では、子育て支援の取組について研修し、子育て支援の拠点となる多世代交流館きらりを視察いたしました。また交流館に隣接した場所に昨年完成した屋外遊具施設いずもぎきスマイルパークも視察してまいりました。子育てするなら出雲崎と選ばれる町を目指しての取組とあって、本気度を感じてきたところであります。

また、お隣の大江町では道の駅の裏にぷくぷくパークという遊具付の公園が整備されています。

現在の町内の遊具付の公園の状況を踏まえて、町としては遊具付の公園の整備を検討しているのでしょうか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 先ほどの答弁で申し上げたとおり、本年度、公園の、遊具付の公園の整備は必要と感じております。このため、本年度、公園整備に向けた検討を進めております。

先般、課を超えて、公園整備に向けた職員の連携チームにおきまして、いつ整備するか、どれぐらい費用がかかるか、アクセスの良さ、地域負担が生じないように、これは、区がこれまで管理する必要があったというルールがございます。こういったことを解消するにはどのようにしたらよいかなどの諸条件を比較検討し、整備場所の絞り込みを行いました。その結果、西川小学校敷地内の既存の公園施設を生かしつつ、必要な遊具の整備を追加した上で、公園として利用していただくことが最も安価であり、早期に整備できると考え、その方向性で予算化してまいります。

また、先月8月には西川保育園児の保護者との対話会において必要な設備や整備してほしい遊具について意見を募りました。今後、利用者の声として、西川小学校児童の保護者等との対話を重ね、必要な整備の具体化を図りながらも、西川小学校は教育施設であるため、教育委員会との協議も進めてまいります。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

もう（3）のスケジュールに関しても大体お答えいただいたようですので、ここは割愛させていただきます。

保育園留学や小学校留学での満足度アップのためにも、そしてまた若い世代の方々が、地元への定着度アップのためにも、ぜひ子育て世代が親子で安心して遊べる公園の整備を進めていっていただきたいと願うところであります。

時間もありませんが、次の質問に移ります。

間沢の菊まつりの支援についてであります。

このたび、間沢の歴史や伝統の課題を一般質問に取り上げました。

間沢の地で行っております菊まつりとして長い伝統を語る上で、間沢の菊まつりと表明していますが、西川町が協賛していただいているからは、西川の菊まつりとして実施しております。通告書では歴史を語る上で間沢の菊まつりと記載いたしましたが、近年の西川の菊まつりのことですので、ご理解いただきたいと存じます。

菊まつりを実施しています重陽会との対話の中で、今年度、町より菊まつりに対して支援していただけるようになったとのお話を伺いました。90年あまりの歴史がある間沢の菊まつりの存続に向けて、町よりご理解をいただいたことは大変ありがたいことだと喜んでおりま

した。今後の継続におきましても、町の支援は不可欠かと思いますが、町の関わり方について質問してまいります。

質問の1であります。

間沢の菊まつりに関して、町の考えをお聞きします。

(1) 今年度支援を考慮いただいたことは大変ありがたいことでもあります。伝統ある間沢の菊まつりを存続していくために活動を続けています重陽会の皆様のご苦勞は計り知れません。間沢地区の方々にとっても町からのご理解とご支援をいただくことは大変うれしく思っているところであります。

令和5年度第2回定例会で、後藤議員よりあった間沢の菊まつりの支援に関する一般質問では、令和5年度より打ち切るとの答弁がありました。本事業は予算の6原則に当てはまらずまず持続性がないとのことでした。また、寄附金集めを町職員が行うことへの負担が大である。各所へお願いする手続が大変であるとのことのお答えでしたが、今年度なぜ変わったのか。支援を再開していただけるようになった経緯と、菊まつりに対する町のスタンスをお聞かせください。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問の西川菊まつりについて回答いたします。

今年度で90回の節目を迎えるお祭りということでございます。実行委員会主催でありながら、役場が担う業務が多く、過度な負担が生じているといった町職員の声を受けまして、令和5年度と令和6年度は町の支援を受けずに、重陽会メンバーが中心となった実行委員会組織において開催していただきました。このことには心より敬意を表させていただきます。

このどうしても残したいという熱意に心を打たれまして、町のほうでも財源の確保を丸とすべく国の交付金を得て何とか菊まつりを開催できないか考えてまいりました。

今年の4月、花と食などを生かした付加価値を高める持続可能な観光商品を造成する事業が国から認められました。花を生かした催事に使用できる財源を確保いたしたということでございます。さらに、実行委員会と町側の対話を通じて、今後の開催場所、財源確保や役割分担が整理されてまいりました。このことにより、持続可能な菊まつりが開催できる土壌が整いました。このため、今年度より町としましては、資金面や設備面と手続面で菊まつりの開催を支援していきたいと考えております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番(佐藤 大議員) 分かりました。大変ありがたいことでもあります。

その財源は何を活用するのかとの質問が次でしたけれども、国の財源が使えるようになったからということで、じゃ、そこ割愛します。

言っていただけますか。飛ばしちゃ駄目なんですか。

○菅野議長 飛ばすことはできないんです。

○1番（佐藤 大議員） じゃ、その財源は何なのか、すみません、お聞きいたします。2番目です。

どういった支援を行うか、そこ聞いていませんでした、すみません。

(2)の菊まつりに対してどういった支援をお考えなのかをお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 現時点で実行委員会側と決めた支援は3つです。

支援1点目は、今後の菊まつりの会場を町民体育館の東側とするため、電動リモコン式屋根テントを35メートル、ろくしきにわたって設置いたします。これは、懸崖などのせっかく育てていただいた作品を野外に展示していることから、軒先に稼働するテントを取り付けることで風雨による被害を避けることができるようになるというご要望をいただいたものでございます。

2点目は、表彰の準備作業、手続作業ということでございます。町長賞の贈呈はもちろんのこと、これまでのつながりを生かして大臣表彰などの準備についてもお手伝いをさせていただきたいと考えております。

3点目は金銭面での支援でございます。

ご依頼のあった町長賞の副賞金はもちろんのことですが、経費面でのご苦労もお伺いしましたので、さらに対話を重ねながら、財源の裏づけとした予算の範囲内で国からいただいたお金の範囲内で運営資金を拠出させていただければと考えております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 3つの支援、ありがとうございます。分かりました。

町としても大変なところがあるかと思えますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

菊まつり開催に当たっては、寄附集めは長陽会で何とかやって実行してまいりました。でも菊の展示場所が体育館軒をお借りしておりますけれども、やっぱり屋根がないことで雨に打たれての、せっかくの花がもたないというのが一番の大きな課題でありました。このたび、この電動テントを設けていただけることは何よりの支援かと思えます。この支援にあつての財源は何を活用するのでしょうか。3番目です。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今年4月1日付で交付決定を受けました新しい地方経済生活環境創生交付金でございます。こちらは、大石田町、川西町との3町との広域連携事業分が財源となります。

○菅野議長 1番、佐藤大議員、残り2分です。簡潔に。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

国からの財源を使っただいて、やっていただけるということで分かりました。

(4)になります。

町としては今後の菊まつりとの関わり方をどのように考えていられるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 私としては、菊まつりを続けて町を活気づけていただいた方々に感謝を申し上げ、この伝統文化を引き続き開催してみたいと考えております。

この2年間、実行委員会の皆様には自らの力で開催して、継続をされました。そのことに敬意を表します。

今後の開催は、実行委員会の皆様と対話をし、来年の開催に向けて改善方法、支援の方法などを話していきたいと感じております。そして、持続可能な菊まつりとするために、しっかり財源を確保し、役割分担を明確にして、多世代にわたって参加しやすい西川町らしい観光誘客の催事となっていただきたいと考えております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 90年の歴史のある菊まつりでございます。西川の菊まつりとして西川町のお祭りの一つだということで今後とも100年を目指して続けていっていただきたいと私は思っておりますし、町のほうでもご支援いただきますことをよろしくお願いを申し上げまして、時間ですのでこれにて私の一般質問を終了いたします。

○菅野議長 (2)を1分にまとめて。でないと次回にまた回す形になります。時間の限りで、時間ですね。

ここで休憩取ります。

45分に再開したいと思います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐 藤 仁 議員

○菅野議長 続いて、5番、佐藤仁議員。

〔5番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○5番（佐藤 仁議員） 5番、佐藤仁です。

今日は1つの項目について質問をさせていただきます。

西川町の国土強靱化地域計画の現状についてということで、ちょっとBCPについてということで、ちょっと調べたんですけども、町のやつですと、国土強靱化計画というのが出てきますので、それを基にちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

新聞等でBCPの策定や避難所の準備状況についてに関するアンケート結果の報道がありました。今いらっしゃる山新さんですけども、それらを踏まえ、西川町の国土強靱化計画、地域計画の現状について、（1）から（4）までの施策分野あります。その中から項目を絞って質問をさせていただきたいというふうに思います。9月は防災に関する月間でもありますので、そこら辺を踏まえて質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問の1ですけども、施策分野の（1）の行政機能及び（2）の危機管理について質問をいたします。

質問1の（1）です。

庁舎等、町有の施設で耐震化の現状をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問にお答えいたします。

西川町では9月1日に発災時の招集訓練を初めて行いました。これはなかなかこれまで実施していなかったことをごさいまして、危機管理の面から西川町もほかの町で行っていることには追いつこうということで9月1日に発災時訓練を行い、速やかに対応を各課、各施設にお願いして実施してまいりました。

災害時に対する備えについてご質問をいただきありがとうございます。

ご質問いただいた国土強靱化地域計画に関しましては、国において、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化法が制定されたことを受け、本町においては、基本法第13条に基づき、令和4年9月に西川町国土強靱化地域計画を策定いたしました。

また、西川町においては、国土強靱化地域計画を作成する意義として、災害発生に対する事前に備えるべき目標設定が明確になることのほか、本計画に基づく事業を要件とする国の交付金事業や補助事業が特に総務省や国土交通省の所管に多くあることから、これらの有利な制度を活用できるメリットがございます。

対象となる庁舎等町有施設は、239か所でございます。239か所のうち、西川町町民の利用頻度の高い町有施設、また、一時避難施設として指定されている施設でかつ耐震化されていない施設は、本道寺地区集会センター1か所のみとなっております。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。今ね、令和4年の9月に制定なったということで、主に5年間の計画だというふうになっております。

それで、主な施設、人が不特定多数の集まる場所とかでは、本道寺地区の会館が唯一耐震化になっていない。

それと、ちょっと今年所有した保健センターあります。これの耐震化、今進めているということですけども、これの現状というのはどういうふうになっていますかね。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えする前に、確認ですが、保健センターではなくて、老人福祉センターでしょうか。

健康福祉課長に私に代わってお答えいただきます。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 その件にお答えいたします。

町の福祉センターにつきましては、耐震診断の予定を立てておりますけれども、今のところまだ設計業者様の方との調整を進めている段階でございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ちょっと通告していない件でちょっと聞いて大変申し訳ございません

んが、それと今の町長の答弁ですと、本道寺の地区のあれって今後どういうふうな予定で進めるのか、それともそのままいくのか、そこら辺はどうなっているんでしょうか、お聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

耐震化されていない一時避難所で指定されている避難所で耐震化されていないのは本道寺地区集会センター1か所ということでございますが、この件については、まずは代替施設は月岡になるというように想定しておりますので、まずは本道寺、月岡地区の皆さんはそちらのほうに避難していただくことは可能かなというように思います。ただ、1地区に集会施設が複数あるという地区についての、町が建てた町有施設については、まずその地元との対話が必要かなというように考えてございます。地元との対話に基づきまして、その中から出されたニーズの把握ということと併せて、町全体の公共施設の施設整備の優先順位というものもございまして、そこら辺と併せまして、総合的に判断していくということにならざるを得ないのかなというところが現在の見解でございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 地区との話合いで、無駄と言ったらおかしいんですけども、余計につくる必要もないし、お金もかかるわけですので、そこら辺は地区同士で話合いを、もちろん町も入って、そして納得の上、そういうふうな対応をしていただければなというふうに思います。

大概の不特定多数の方々が来る場所、避難場所等に関してはおおむね、今耐震化のほうはなっているというような現状でよかったというふうに思います。

それでは（2）に入ります。質問の（2）です。

災害時に防災拠点等の施設の食料はじめ、資機材、ベッドやトイレ、間仕切り等の整備状況をお聞きしますということで、新聞等のほうにもいろいろアンケートが出ていましたけれども、そこら辺の状況をお聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

西川町における災害の拠点になる施設の食料についての備蓄についてでございます。

国土強靱化地域計画に定めているこちらのことに关しまして、そのほかに、地域防災計画

においても、この備蓄の関係を既定しております。この中では、地域防災計画のほうですね、
中では、食料、飲料水、そして生活必需品の確保を一義的には一つは町の備蓄、町が直
接備蓄するものと、流通備蓄のこの2点で備蓄を行うという分散型の公的備蓄を行うという
ように計画をしております。

まず最初に、町が直接行う備蓄に関してお答えいたします。

各地区に定めている指定避難所の備蓄については、これまでの議会答弁で申し上げました
とおり、アルファ化米50食セット、毛布7枚程度、発電機、投光器2基をそれぞれの施設に
備蓄配備をしているところでございます。

一方、災害の拠点となる交流センターあいべに関してでありますけれども、こちらについ
てはかねて、議員の皆さんのほうから、避難所の早期の立ち上げであるとか、災害時の備蓄
の充実についてご指摘があったところです。このご指摘を受けまして、交流センターあいべ
の備蓄に関して、今年度より徐々にその対応を進めてきたところであります。

今年度企業版ふるさと納税の物納制度によりまして、備蓄をご提供いただける企業を探し
てきました。そして現在、交流センターあいべやその体育館には各避難所へ運搬物資として
エアベッド50個、非常食としてクラッカー1,400食、シチュー3,200食、パーティション45
個、そして旧水沢小学校には段ボールベッドを62個を備蓄しています。さらに、今年度、地
方創生交付金に新たに防災機能強化の交付金メニューが追加されましたので、これを早速活
用しまして、災害時の資機材、備蓄品のための財源を確保することができました。今年に入
って議会でもご提案申し上げましたウイングカーやトイレカー、ウイングカー1台、トイレ
カー2台、そのほか、避難所用パーティション、炊き出し用資機材などを導入予定としてご
ざいます。

続いて流通備蓄です。

こちらのほうは大規模災害における山形県市町村広域相互応援に関する協定、平成7年に
協定が結ばれました。そのほか、さがえ西村山農協さん、町の商工会さんと災害時における
生活物資の供給に関する協定、こちらは平成26年に協定を取り交わしています。災害時の生
活物資の供給に対して備えている状況です。

以上のほか、今後も町外、大規模災害になりますと、域外との連携が必要になってござい
ますので、町といたしましては、自治体間の災害協定や関係のある民間企業との連携協定に
向けて備えを進めてまいりたいというように考えているところであります。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 細かい数字等までありがとうございます。

それで、町のホームページ等にも載っかっていますけれども、令和6年の12月時点での各避難所の備蓄というか、物と食料品と、それが大分少ないのが今回はいろいろベッドとかパーティションまでいろいろ整備をしたというようなことで、いざというときにはその避難所に配置するか、来てもらって避難してもらおうかということだと思います。

それで、昨年12月に国からの指導で、1人当たりの避難スペース、これ3.5平米以上にしなさいと。トイレは50人に1台としなさいと。しなさいというのは、やってもらいたいと。というようなことがありまして、それに対する全国の1,741地方自治体にアンケートを取っているというようなことが新聞にも載っかっていました。

やっぱり、トイレというのは非常にパーセントが低いです。あと、スペースも3.5平米というと、畳2枚ですよ。畳2枚というと、旅館当たり定員が8畳だと4名ですよ。要するに、畳2枚です。そのぐらいのスペースを確保しなさいというようなこともあって、それに対するアンケートというのはやっぱり数字は低いです。ちょっとハードルが高過ぎるのかなというふうには思いますけれども。既存のパーティションなんかも見てみると、3.5平米取るスペースのパーティションというと既製品じゃ大変、あっても高価なものですよね。だからそこら辺で、快適な空間をとというのは、国での、これはしようがないんでしょうけれども、それがちょっと非常に大変だなというふうに思っています。

それをやるには、財源が必要です。いろいろな今年、いろいろそういうの使ってやっているということで、今度防災庁か何かをやるというような話で各自治体の首長さんのアンケートでは、国が予算をつけてくれというような非常に強い要望が新聞に載っかっていました。

今回整備したベッドとかパーティション、あと、国でまとめている1人当たり3.5平米とか、50人にトイレ1台とかいうの、それ例えば各自治体でその人数の割り出しというのはどういうふうな算定をすればいいのかなと。例えば、3.5平米するに、何人を対象にするのかと、それを割り出す。トイレの50人に1台と、その50人というのはどういう割り出しを町、地方自治体でやればいいのか、それによって数が違ってくるわけですよ。そこら辺の指導というのはあるんでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

国からの直接の指導というのは私が承知している限りはないかというふうに思いますけれども、ある一定程度の基準はあろうかと思えます。ただ、やっぱり各施設の収容人数とその

地区の人口、どのぐらいの人が避難してくるかというような想定に基づいて、その施設の面積に対してどうなのかというようなことが算出の根拠になろうかというように思いますので、そういったところと言えば、町内の避難所においては公民館と集会施設でございますので、そんなに大きくない避難所が西川町の現状になっています。そこで、例えば睦合の熊野地区の方が避難するといったときに、果たして事足りるかとなれば、恐らくそうではないだろうというように想定しますので、そういったことにも対応するために、まずはどこでも移動できるようなトイレカーや必要な物資を運べるようなウイングカーを現状不十分だと思うところを何とか国の財源等も生かしながら補っていくというところが今のところの町のスタンスかなというように思います。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 非常に、言うほうはいいんでしょうけれども、やるほうは非常に大変だというようなことが、現実的だと思いますので、やっぱり町に合った現実的なことで対応していかないと、そんな、やっぱりトイレなんかだって、何十台もどこに置くんだとなるわけですね。だからいろいろトイレの種類もあります。携帯用で、ストック、ただ使った後の処理はそうするのかといろいろ考えれば、一概に50人に1台トイレを準備しなさいと言われても、これちょっと大変。だから実情に合った、そしてまた住民にそういう旨を説明をしておく。区長さんはじめ、を通してでも構わないと思いますけれども、そういうふうなことを対処、やっていただければなというふうに思います。

(3)に行きます。

災害時における住民への情報伝達体制の強化というふうに、こっちの強靱化の計画のほうにあります。10ページですけれども、その内容をお聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

情報伝達に関しましては、同報系行政防災無線を一義的に使いまして、情報伝達を図っていくというようにしてございます。ただ、町内には高齢者世帯が多い状況にあります。また、お年寄りなどに関しましては、いわゆる若い皆さんが使うSNSによる情報収集がなかなか厳しいという方もいらっしゃいますので、こういった方々、行政防災無線を聞き取ることができない方やSNSによる情報収集ができない方、視覚障害がある方もいらっしゃいますので、災害時に誰一人取り残さないような情報伝達ができるようにタブレットつながるくんを

全戸配布させていただいたところです。

つながるくんにつきましては、令和6年度から本格運用が始まりました。常時町の情報を提供を行っていますけれども、一旦有事の際の町民の安否確認を行う機能も兼ね備えているところです。

つながるくんの情報伝達がスムーズに行えるよう、今のところ町では災害時の情報発信訓練の各地区で行う自主防災訓練で実施奨励をしております、各区長さんにもその旨お伝えしているところでございます。その訓練の手当ということで、各地区上限10万円ぐらいまで使えるような補助事業なども用意しておりますので、こちらを活用した形でつながるくんを使った防災訓練をしていただくようお願いしているところです。

そのほか、町の公式LINEやX、エリアメール等を活用した情報伝達というような形で、現在多様化について取り組んでいるところでございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

まずは防災無線なんですけれども、うちの防災無線もですけれども、ちょっと聞き取りにくいところ非常にある、電池がないのか電波が悪いのかですけれども、よく、ちょっとそういう聞きます。うちの聞こえなくてよ。各地区に、うちのところも公民館のところの元の半鐘あるところにスピーカーあります。そのほうが逆に戸開けると聞けるんですよ。

それで、ちょっと分からないんですよ。停電のときってあれの無線スピーカーというのは生きるんでしょうかね。災害のときにちょっとおっかないのは、電気が来ないときの体制ですよ。あれが、電気が来なくなって、スピーカーから音が出ないというようなことなるのかどうか、ちょっと私も確認してくればよかったんでしょうけれども、また事前に話、課長にしておけばよかったんでしょうけれども、していなかったんで、分かれば、分からなければ分からないで。ちょっとお聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

各家庭につけている受信機はコンセントもありますけれども、たしか乾電池ありますので、それが作動すれば受信できると思います。ただ、防災行政無線本体に通電ならなければ発信もできませんので、大規模停電とかなった場合に、本体が作動しないおそれもありますので、そうなった場合は、一斉通信はちょっとならないのかなというように思います。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） そこら辺も例えば海味と、例えば離れた地区での停電しているしてないというのがあります。元は発信できて受けるほうができないと。各家庭にはたしか単1の乾電池入れてやっています。ただ私が言っているのは外部にあるスピーカーですよ。ああいうのが、家庭の中で、ちょっと調子が悪くて聞こえない場合は外から聞こえると、それが地区での、周りで停電なった場合に、それが作動するのかな。それはちょっと調べてもらって、そして何かの機会にやってもらえればいい。

あともう一つ、今、SNSとかタブレットですよ。今年の防災訓練、大井沢でやった場合にはタブレット持って行って、こうですよと、こう、大井沢の方にはやったと思うんですが、あれとまた違うのかなどうか分かりませんが、今課長がおっしゃったのはそういうもののかなと思ったんですけれども。去年だっけか。あそこの広場でね、地区の方来てもらってやった。

その、タブレットも、そういうふうな地区で10万やるからやれとか、なかなか。できないのかなと。例えばうちの所の睦合区でやるから来てやってくれと。講師は誰ですかと行って、誰に来てもらったらいいべなというようなこともありますので、せっかくのタブレット、やっぱりいざというときのタブレットと。常日頃のお知らせのタブレットと。やっぱり両方使えるようでない、逆に言えばいざというときにタブレットあってよかったなというのがね、助かるわけですので、そこら辺をやっぱり伝達というか、各町民に、来いと言っても来ないのはしょうがないですけれども、もう少しちょっと、お知らせをできるようなことをちょっと今後考えていただければなというふうに思いますので、大変でしょうけれども、課長、よろしくをお願いします。

それでは、（4）に行きます。

これも、13ページのほうに載っていますけれども、孤立危険性のある集落、例えば一方通行ですから志津地区とか、道路寸断等による孤立した場合の備えについてお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問のあった孤立危険のある集落への備えについてご質問をいただきましたので、回答します。

孤立危険のある集落とは、冬場に1本の道路しかなくて、その道路が寸断されれば孤立するという集落と定義をさせていただきます。

これによれば、西川町で孤立危険性のある集落は、次のとおりです。小沼、大井沢、小山、志津地区などでございます。

孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備を配備しているとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの着陸場所についても確認をしております。

また、災害時の際は、道路啓開、道を切り開くということですが、こういった対応など町でできないこともございます。このため、県や国、自衛隊へのスムーズな応援要請に向けて、平時から顔の見える関係として連絡体制を整えております。

広域訓練への参加など、応援要請の手順についても関係者と確認を行っております。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

それで、どうしても人、車行けないところはヘリコプターということなんでしょうけれども、これっていうのは別にヘリポート云々を設置するというでなくて、例えば、行って、人が下りて行って、それを救助するとか、物資を下ろすとか、そういう想定ということではあるのか、ちょっと確認をお願いします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

ヘリポートということではなくて、広い、ヘリが降りられる場所というような想定で、現在町内にドクターヘリが降りられる場所をランデブーポイントとしておりますが、これ12地点ございます。これらを災害のときにも活用できるようにということでございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 分かりました。

それでちょっと分からないやつがいっぱいあって大変申し訳ないんですけども、今言った非常用通信設備というのはどういうものなのか、ちょっとすみません、知識がないものですから、教えてください。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

衛星通信を使ったイリジウムというような設備でございまして、現在、間沢川のほうに配備をしているところでございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

聞けば聞くほど随分きちんとやっているなど、大変失礼な言い方ですけれども。今からの質問やりにくいみたいで。

それでは質問2に移ります。

施策分野の（3）建築住宅という項目があります。それについて（1）ですけれども、庁舎や学校、病院など多くの方が利用する建築物等で、非構造部材の耐震対策の現状をお聞きします。ちなみに非構造物というのは例えば天井とか、あと、壁でも構造体の壁もありますけれども、それ以外の壁が崩れて2次災害と、そういうふうな主に天井が主だと思えますけれども、状況をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 建築等における非構造部材、今例示をいただきましたけれども、こちらでの定義も、町としての定義も示させていただきますと、天井材や外壁、照明器具、窓、ガラス、棚などの柱や梁、床などの構造物ではないものを指すということで定義をしております。

本町において、多くの方が利用する公共施設、役場庁舎、病院、学校における非構造部材の耐震化については、計画策定段階で改めてこの必要性を認識したところでございます。計画は5か年でありますので、今後において具体的な対策をこれから講じていきたいと考えております。

しかしながら、まずは町立病院の患者さんがいらっしゃる空間などを優先して、必要な対策を講じていきたいと考えております。できることからしていくということでございます。そして、建替えや大規模改修など、大きな負担が生じないものに関しては、必要な対策を優先的に講じていきたいと考えております。

ご指摘ありがとうございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 先ほど1番目で質問しましたけれども、建物の耐震化は1つ残して済んでいると。建物は崩れないけれども、附属物で非常に人身が傷つけられるというのが多いわけです。非構造物と言われた天井、で一番と気にするのは小学校、中学校ですよね、西川町では。主に体育館と。避難場所にもなっていると。天井上がっていなければそれで構わないんですけれども。平成25年だかに、文部省でも天井に対する指針なんかも出してあります。壊して直すか、維持するんであれば耐震化をするのか。だけれども、それは最悪、下にネット張って使っているかとか、物が落ちてこない、というような指針も出してあります。

あと、例えば庁舎も、ここも議場もあります。これ例えば、たしか200平米までないでしょうけれども、そのくらいあります。天井も専門的に言えばLGSというような下地つくっているわけですが、おっかないのは冷暖房機器がだんと落ちてきた場合ですよ。そういうものを全て考えると、建物は倒れないけれどもそれらでけがが出る、死亡が出るというようなことですので。あとガラスなんかも、落ちて割れてけがをします。周りの人が、落ちても飛散しないように網が入っているガラスもあります。そういうものもということ。ただ、それは、いずれにしても素人では判断できないので、やっぱりそういう機関に頼んで検査をしてもらうしかありません。その費用もかかります。ただ優先順位を考えて、今後そういうものをちょっとは盛り込んで検討していくというようなことですので、病院も差し当たってということですが、やっぱりエッセンシャルワーカーということを考えれば、役場庁舎も、まあ、何だ、職員守っているのかと、そんなこと言う人いませんから。役場の機能果たさないんでは何ともならないわけですから、やっぱり役場庁舎もきちんと、そういうもの率先してやって、いざというときにはこの役場維持できるようにしておかないと、何ぼ周りでやっても発信元が駄目なんでは何ともならないわけですから、やっぱりこの庁舎なんかいち早くそういうものをきちんと調べて対応しておくということが必要だと思いますけれども、そこら辺は、今後、計画を立ててやるということですので、そこら辺も踏まえて、誰も役場ばり直してなんて言いませんから、それぐらいはやっていただきたいなというふうに思います。

よろしくお願ひします。

それでは、質問2の(2)、これも質問の2の(2)は16ページにありますけれども、避難や救助の迅速化のために、沿道建築物耐震化の促進状況をお聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 質問の2の(2)沿道建築物の耐震化ですね。

お答えいたします。

国土強靱化計画、町の計画において、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物耐震化の促進という項目では、緊急援助活動等に必要の緊急輸送道路や避難道路について、被災時において避難や救助を円滑に迅速に行うため、沿道建築物の耐震化を促進するというように定義づけております。

町内の緊急輸送道路を調べますと、山形県の地域防災計画においては、高速自動車道山形自動車道と国道112号線が第1次緊急輸送道路というようになっています。町の国土強靱化

地域計画において、災害発生時の避難や援助を円滑に行うため、これらの緊急輸送道路の沿線の建築物を耐震化促進するというようにしてございます。

本件に関しましては、昨年9月の定例会において、民間住宅の改修、耐震化の補助制度に関しまして、佐藤仁議員からご質問がありました。その際に答弁申し上げたとおり、残念ながら現時点では町全体の民間住宅の耐震化補助のニーズは非常に少ないという状況でございました。このため、緊急道路沿線の方々も含めて、町全体の住宅の耐震化、こちらについてはやはり補助はあるものの非常に大きな負担も町民の皆様になりますので、この件に関しましては、今後ともアンケートを定期的に取りながらニーズの掘り起こし、そして町民意識の変化に対応していきたいというように考えてございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

家屋関係の耐震化というのは昭和56年以降ですと耐震化にはなっています。そこ以前の建物というのはなっていないはずなんです。要するに、宮城県沖地震が昭和53年に起きて、その後の建築基準法の改正があって、それ以降だとなっていると。それも併せると、町、確かね7割以上は耐震化になっているんですね。ただし、以前に建てたものがこの沿線にあるのかどうかと。それで物資の輸送もさることながら、妨げなるわけですね、耐震化になっていないものが道路を塞ぐと。去年の能登沖地震でのあの町中の大火災を見ると、今、道路沿線の建物が倒壊したと。道路が塞がったと。通常火事が起きれば道路で一旦止まるんですよ。それが道路が逆に導火線みたいになってずっと広がっていったというようなことも指摘されています。

ですから、物資の輸送もできないんですけども、火災の原因、広がった原因の一つにあるというようなことが言われておりますので、ただやっぱり、今、課長がおっしゃったように、簡単にできる、町でお金出してやるからやれとはなかなかいかないです。構わないでくれと言われるかもしれないし。じゃ、お金出してくれとかと言われる。なかなか難しいというふうに思います。いざ自分がそういう立場なればそんなお金ないとかとね、なると。ただ、働きかけとかアンケート云々というのがあります。やっぱり意識、そういうこともあるなというようにやっぱり働きかけは、お互いに隣組同士でやるわけにはいかないの、これは行政のほうでやっていただくしかないというふうに思います。

この、計画書にもそういう旨があるので、やっぱり、行動は起こしていただきたいと。結

果はまずあれとしても、行政としての行動は移していただきたいなというふうに思いますので、これはお願いです。

続きまして、質問の3です。

施策分野の(6)の保健医療及び福祉。あと(7)のライフライン、情報通信について、これは質問の3の(1)ですので、19ページに載っています。

(1)庁舎及び病院の燃料、電源、水道の備蓄等、非常時対応体制の現状をお聞きします。これは先ほど言ったように19ページにあります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 非常時の対応の体制ということで次のとおり備えています。

まず、役場庁舎の件をお答えいたします。

非常用電源については、自家発電装置がございます。なお、令和3年11月29日に、山形三菱自動車販売株式会社と災害協定における電動車両の貸与に関する協定も交わしております。また、同じように、令和4年11月22日に、有限会社マルソウと災害時における非常用電源装置の貸与に関する協定書を交わしております。

非常用燃料については、役場庁舎はオール電化となっているため、燃料の備蓄は必要とされておられません。なお、町全体として平成26年1月10日に、西川町石油組合と災害時における燃料等の供給に関する協定書を交わしております。

非常時の水について申し上げます。

平成25年3月25日に、西川町総合開発株式会社と協定を交わし、常時500ミリリットル100箱、2,400本に当たります、2リットル100箱、600本分に当たります、を備蓄しております。続いて町立病院でございます。

こちら、しっかりと備えてございます。

非常用電源に関しまして、非常用発電に切り替わり、非常用電源が作動をいたします。燃料の軽油もすぐに調達、使用できるように確保いたしております。暖房や給湯のためのボイラー用燃料は重油を使用しております。こちらは、地下タンクの容量が1万2,000リットルあり、冬期間は特に残量に注意し、随時補充をしております。

非常時の水に関しては、地上に受水槽24トンと屋上に高架水槽12トンが設置されており、非常時はすぐに断水となることはございません。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。庁舎と病院の件ですね。庁舎のほうはオール電化ということで、あと、ソーラーパネルもあって、赤いコンセントのところからはソーラーパネルから来て非常のときは使えるというようなことになっていて、とにかく何回も、庁舎が機能不全になったんでは困りますので、それはやっぱりお金を惜しまないで整備をするというのを基本。まあ、お金惜しまないというと町民から怒られるかもしれないですけども、それはやっていただきたいというふうに思います。

あと、病院に関しては、水ですよ、まず。透析もやっています。屋上と地下タンク。地下タンクというのは水、電気がなければ上げられないと。ただし、上げるまでの時間は屋上、ということは落下で水が来るわけですので、水は下に落ちてくるわけですので、大概、山形市当たりでもアパートなんか上にタンクあるのは水源が高いから上に上げて下に下ろすと。地下につくればポンプアップしなきゃならないということですので、そこら辺は容量を上と下で病院では蓄えている。

それで、病院で、病院ってどこでもそうなんでしょうけれども、電気が一番問題だと思います。とにかく電気の容量は毎年毎年増えているわけですよ、デジタル化になって。病院なんかのカルテも全部電子化されているわけですので、ただし、キュービクルはともかくとして、自家発電があると。ただその切り替わりは、やっぱり時間が、一番の問題だと思うんです。普通切り替わるのは40秒から1分とか。ただし、機械によっては10秒以内に作動しないと駄目だとかそれいろいろあります。あと、病院に関しては、建築基準法とか、消防法とか、電気事業法とか、そういうふうなものに引っかからないようにきちんとやりなさいというような規定もあります。当然、保安協会か何かに頼んで、その都度チェックはしてもらっていると思うんで、抜かりはないと思いますけれども、やっぱり、入院されている方、あとは非常時やっぱり運ばれている方、来るわけです。非常時の場合ね、もしけがとか何か。だからそういうので、再度そこら辺も考えながら、さっきのほうの天井も含めてですけども、そういうエネルギーに関してのチェックを再度きちんとやっていただければなど。抜かりはないとは思いますが。その都度お金を払って点検も全部してもらっているわけですので。再度職員の方にもそういうふうな旨を知ってもらって、あとは夜間があるんで、当然ボイラーマンとかなんか夜勤になっているわけですけども、ボイラーマンだけに任せるわけじゃなくて、ある程度職員の方もそういう、どこがどうなって作動するとか、水はこうだとかいうのは、やっぱり職員同士の中でもそういうものはある程度知っておかないと困るのかなというふうに思いますので、そこら辺の周知徹底もよろしくお願ひしたいなど。やっていると言

われれば、よろしく願いますとか言われませんが、それは、今後対応のほうよろしく願いたいというふうに思います。

例えば役場庁舎で、何ぼ耐震化をやっているとは言えるものの、絶対、例えば地震のときに壊れないという保証はない。水害はまずないと思います、ここ高台。そうした場合に、司令塔がなくなる、場所がなくなるわけです、建物が壊れれば。そうした場合の代替施設として、例えば電気、今言ったような水、油関係をもし役場がちょっと機能できないとなった場合の代替の施設というものも、これこそBCP、業務継続計画の中でも出てくるのかなと思いますけれども、そこら辺もやっぱりある程度想定をして、そしてそういうなりの設備、備蓄関係も考えておかないと、役場ば絶対安全だということはないわけですので、そこら辺はどのように考えているのか、ちょっとお聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 ご質問いただきありがとうございます。

万が一、役場が倒壊したということ、こちらも想定していなければならないというご指摘をいただきましたので、本件については、役場も今後……、そうですね、あいべをまずは代替ということで考えてございます。ただ、両方ともとなれば、さらに検討する必要がありますので、一義的にはあいべを代替施設ということでございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。3つ、4つも代替、そんな余裕はないので。そのときはやっぱりそういうふうなあいべでそういうふうな備蓄、あと体制、設備関係をやったり取っていただけのことですので、そこもきちんと計画の中に入っているということですので、それは私としては、もしかしてと心配になったもんだから、そこら辺を確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、3の（2）に行きます。

ちょっとこれは食べ物の件なんですけれども、病院や高齢者福祉施設で、1日3食を提供する施設について、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を要請するとあります。これは3の2ですので20ページですかね。要請をしているのかも含め、現状をお聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

町の国土強靱化地域計画は、対外的にもホームページ等を通じまして公表しているところでございます。

ご質問の病院、高齢者福祉施設に関しましては、町から要請するまでもなく、次のとおり備蓄をしている状況でございます。

病院でございますが、非常事態への備えとして入院患者さん15名分を想定して、1日3食3日分の食料と飲料水を備蓄してあります。

続いて、町内の高齢者福祉施設です。こちらのほうも、食料と飲料水を入所者の3日分、これをローリング方式で備蓄していると伺ってございます。

ご指摘いただきましたように、計画が今後も絵に描いた餅にならないような形で、実効力を上げる取組、関連機関との対話や訓練、連携、ニーズ調査などを行ってまいりたいというように思っております。

ご指摘ありがとうございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） これも抜かりなくやっていると。全部しかもローリング方式でね、その都度回していくということですね。ただ病院が15名というのはいいかどうかということはある。要するに今まで43床があって、ベッドが、今度28床になったと。その43床に対して15床というのと割合はちょっと計算ができませんが、28床になって同じ割合にするのか、15にするのか、はたまた28床で今度行くのかですね。要するに災害なった場合、人がけがしたとかで運ばれてきたらその人の分も3日あるかというふうな、考えると際限がなくなるわけですけれども、その43床のときの15人分というのは、何か根拠があるんですかね。ちょっと質問、聞いてなかったんで分かりませんが、お答えできればお願いします。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 佐藤議員の15人という人数の根拠なんですけど、特に国のほうから何人分とかという数字の根拠はなく、これまでの入院患者さんの大体の年間の平均患者さんを15人分と見まして、食料1日3食分ということで用意しているところです。若干の増減につきましては、備蓄の食料の中で融通が効くものというふうにご考えまして、今のところは15人分というふうにご考えているところです。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員、残り4分になります。

○5番（佐藤 仁議員） 15人というのは恐らく43床のときの稼働率が大体パーセントからいくと30%ぐらいだから15床ぐらいなるのかなという気はします。この70床も目安にしますと19床になりますので、そこら辺はちょっと今後ね、検討していただければというふうに思います。

あと残り4分で質問4をいたします。

施策分野の11、リスクコミュニケーションについてということで、(1)ですけれども、建設関係団体との連携強化で、災害時における応急対策の修理について、協定を締結していますが、その内容をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

計画書の26ページにあります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 最後のご質問にお答えさせていただきます。

これまで危機管理の件、ご指摘いただいてありがとうございます。この質問を契機に、先ほどいただいた宿題というか、を改めてまいりたいと、実施していきたいとします。

私も東日本大震災を経験して、BCPの必要性というのは分かっていたつもりでございますし、指導する立場にございましたので、しっかり町のほうでも対応していきたいとします。

では、リスクコミュニケーションのご回答をさせていただきます。

建設関係団体とは、平成21年10月15日に、西川町建設クラブ、西川町総合建設組合と3者による災害等の応急対策に関する協定を交わしております。協定の内容と目的は次のとおりです。目的としては、地震、風水害、その他緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合、町が行う応急対策について建設関係団体に速やかに実施するための協力を求めるものとしております。

具体的な内容としましては、障害物の撤去、2つ目、被災箇所の応急措置及び応急工事、3つ目、建設機械、資材等の提供としております。なお、本件に関しては認識をしっかりと確かめるために、今後まずは10月に開催する建設関係者との対話会においてその点も、ご指摘いただいた点を確認してまいりたいと考えております。

○菅野議長 追加答弁。課長いいですか。

○荒木総務課長 最後で。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番(佐藤 仁議員) 今おっしゃったとおりに、平成21年10月15日で建設クラブと、西川町総合建設組合さんと協定を結んでおります。県にすれば、山形県は建設業協会とそういうふうな協定を結んでいます。やっぱりいざというときは建設業さんの手を借りないと何ともならないわけですよ。そういう意味では、やっぱり常日頃のコミュニケーション図っていただいて、やっぱり重機、労働力というのは、建設業さんにお願いするしかないというような

ことですので、それは今後とも維持をしていっていただきたいなというふうに思います。

BCPの計画ですけれども、激甚化災害なっています。地震もそちこちで起きています。いつここに大きな地震が来るか分かりません。

○菅野議長 時間なります。

○5番（佐藤 仁議員） ちょっとここだけお願いします。質問でないです。まとめです。

そういう意味で、令和4年にできて、5年計画ということでしたので、折り返しの地点になっていますので、そういう意味では検証をやって、直すところは直す、で、西川町に合ったものを改定していくというのも必要かと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○菅野議長 追加答弁、荒木総務課長。

○荒木総務課長 先ほど、防災行政無線の停電時の通電に関して、確認できましたのでお答えさせていただきます。

停電なった場合でも72時間、3日間だけは通電なって、発信できる体制を取っているということでございましたので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○5番（佐藤 仁議員） 以上で終わります。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で5番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○菅野議長 続いて、4番、荒木俊夫議員。

〔4番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○4番（荒木俊夫議員） 4番、荒木俊夫です。お昼前ですけれども若干の時間よろしくお願ひしたいと思います。

今回は、町立病院と町の健康診査に関して質問をいたします。

町では町民の健康を守るため、積極的に健康診査事業を実施しております。健康診査事業を通して、町立病院が町民のかかりつけ医となり、町民の病院として親しまれ、経営的にも安定し、病院経営強化プランが達成できることを願ひ、質問をいたします。

質問1です。

私個人的なりますけれども、毎年、町立病院での町の健康診査、健診を受けさせていただ

いております。現在は国民健康保険に加入しております。

健康福祉課より先日こういったはがきがまいりまして、国保の特定健診についてははがきでありました。内容は健康への投資は年に一度の健診から、毎年必ず受けましょうという内容で、令和5年度の西川町の国保の特定健診の受診率は県内で2位だったというふうに書いてございました。

これを受けまして、町の健診ドックについて質問いたします。

1点目です。

町の健診の受診状況、受診者数、受診率、検査機関ごとの受診率、受診料金個人負担、これはどのようになっていますか、まずはお伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 荒木議員のご質問にお答えをいたします。

町が把握している国民健康保険と後期高齢者保険に分けて説明をさせていただきます。

初めに、受診者数と受診率でございます。

国保の受診率は先ほどおっしゃっていただいたとおり、県内で第2位の64.7%でございます。対象者791名のうち、受診者は512名に上ります。

後期高齢者の受診率は県内で1位でございます。42%でございます。対象者1,178人のうち、受診者は495名でございます。

検査機関ごとのそれぞれの受診率は、国保は町立病院が6割、健診センターが4割となっております。後期高齢者は、町立病院が8割、健診センターが2割となっております。

最後に、受診にかかる個人負担についてお答えいたします。

特定健診の受診にかかる個人負担は、町民の方が加入されている保険によって異なりますが、国保及び後期高齢者の加入者については無料になります。また、各種がん検診は、検査項目によって負担割合は変わりますが、健診センターで受診する場合より低い金額を設定しております。

総合計画にも盛り込んでおりますが、町民の健康増進に向けて、町民が自ら健康状態を確認し、健康づくりのための活動ができるよう、引き続き健康診断の積極的な受診を促していきたいと考えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 後期高齢者については県内で1位の受診率だということでありまし

て、素晴らしいと思います。ただやっぱり受診者が少ないのは、常にこう、慢性の病気を持っていて、病院にかかっているから、必要のない検査はしないということだというふうに理解をしているところでもありますけれども、これも保健センターはじめ、皆さんの努力の結果かなというふうに思っています。

国保の場合でいくと、病院の利用が6割、後期高齢者は8割ということで、かなりの割合で病院を利用しているんだなというふうに思っております。

ここで、健診の料金というのは、これ、統一したものがあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

ご質問にありますとおり、個人の負担につきましては、町立病院を利用した場合、または総合健診で受診した場合によって負担の割合は異なります。それぞれがん検診におきましても先ほど町長の答弁にありますとおり、項目によりましては負担金が変わるというふうな現状でございます。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 自由診療なので、各機関との契約になって、個人負担は町の中における個人の負担ということで決めていらっしゃるというふうに思いますんで。前、申込みのときにもらった料金表でいくと、町立病院は安いなと思って見ておりました。ただ、胸の肺がん健診のレントゲンだけ、若干センターより高いのかなというところでありましたけれども、これは、経費の算定となる根拠がいろいろあると思いますので、これについては特別どうということはありません。ぜひ、この高い健診率を維持していただきたいなというふうに思います。

2点目でございます。

受診率が高いのは、先ほど申しましたように町民の方々の健康に対する意識の高さと町の広報や受診への財政的支援の成果が表れているものだと思います。受診率をもっと、やっぱり向上させていくべきだと思うんですけども、これに対して、受診率向上の対策というの何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 受診率の向上対策について申し上げます。

おかげ様で先ほど申し上げたとおり、国保の受診率は県内で第2位、後期高齢者については県内で第1位の受診率でございます。こうした高い受診率を誇る本町では、町民の皆様の健康を維持するための受診率の向上対策としても次のような取組を実施しております。

1つは、42歳、49歳、58歳に到達する方を対象とした節目健診のお勧めでございます。次に20歳、30歳、35歳に達成する方を対象とした子宮がん検診です。30歳、35歳の方は町が独自に対象範囲を拡大し、支援してございます。また、障害者手帳1、2級該当者の皆様に関しましては自己負担を免除としております。

このように、受診率の向上の対策として町独自の無料健診を実施しているというところがございます。

また、未受診者に対しましては、これまで同様に受診の必要性を広報して勧奨するとともに、町が開催している運動教室などにおいても受診されるよう積極的にお声がけをしております。さらに健康マイレージ事業と連携し、健康受診によるポイント付与などにも取り組んでございます。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） かなり充実してなさっているということでありまして、いただいている内容の中にも節目健診無料ということで、42、49、58歳ですか、あとは国保のヤング健診とか、本当に前向きに取り組んでいただいているなというふうに思っております。

このように前向きに取り組んでいるので、ぜひ、これはご提案でございますけれども、例えば健康の日として、その方の健康の日として、午前中に健診を受けて、午後からは町内のおいしいものを食べて温泉に入って1日リラックスしてもらおうというようなものも、ぜひ町内の事業者さんには、従業員の方に特別休暇を与えてもらったり、自営業なり無職の方については1日ゆっくりしてもらってリラックスする、こういった運動があってもいいのかなと思いますので、決してぜひやってくれというものではなくて、そういったものもあっても、健康を守る町としての一つのこう、何ていうんですか、取組の大きさになるのかというふうに思いますので、機会があれば検討していただければというふうに思います。

先ほどののがきの中で、特定健診については約1時間の検査で20以上の病気の兆候が分かり、早期発見や早期治療を可能にします。そして費用は無料で、個人で受けると1万2,000円ほどかかる検査ですというふうにあります。このとおりだと思います。町民の健康、町民の幸せを守るために、多くの町民の方々に受診していただくよう、これからも広報や受診者

への支援を引き続き行っていただきたいというふうに思います。

3点目に入らせていただきます。

町立病院が健康相談、健診、治療と町民のかかりつけ医となるためにも、町立病院での受診率を向上すべきだと思います。先ほどお伺いしたときには、町立病院の受診率、国保が6割、後期高齢8割と高いんですけれども、ぜひ町立病院での受診率を上げていってはどうかと思いますので、病院での受診率の向上対策というのはお考えがありましたら、やっていることですね、ありましたら教えていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 町立病院での受診率向上対策についてお答えをいたします。

町立病院では、5月から翌年2月までの間、平日に1日ドック健診の実施をしております。できる限り希望の日程で受診しやすいように設定をさせていただいております。これに合わせて、例年2月に行っている健診の申込みの際に、受診を希望する月を指定できるようにも工夫して対応しております。

また、1日ドック当日は、受診者が迷わずスムーズに健康診断、健診が受けられるように、事務職員がマイナ保険証受付の操作や順路案内のサポートをさせていただいております。こうしたきめ細やかな対応に、受診者からは案内してもらってよかったというような声をいただいております。

そのほかにも、町立病院での健診の自己負担額は健診センターで受けるより低い金額に設定しております。さらに特徴的なこととして、町立病院での受診に限って、18歳から34歳の若い国保被保険者限定で基本健診を無料で受けることができる国保ヤング健診を実施してございます。

最後になりますが、詳細な検査を受けることができる1日ドックについては、慣れない検査の中、利用者がくつろいで過ごすことができるよう、広めの病室にソファやテーブル、テレビを置いて、室内環境を整えるなど、利用者目線でふだんの努力を行っているところでございます。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。（3）質問終わるまでやります。

○4番（荒木俊夫議員） 食事ちょっと待ってください。ありがとうございます。

私も前、病院に勤務していたことがありまして、健康診断はできるだけ早く受けたいという方がたくさんいらっしゃって非常に病院がパニックになったときありまして、そのときか

ら誕生日にしようということで、12分の1ずつ分担することにしまして、スタッフの軽減を図るようにして、今、基本的には誕生日ということは今もやっていただいているようでございますけれども、本当に気持ちとしては年度初めに体を健診して、一生懸命働きたいという方がいらっしゃるんでしょうけれども、年に1回なので、自分の誕生日に受けてもらったらいいのかなということで今もやっていただいているようでありありがとうございます。

病院の、私が思うに、病院での健診については、胃がんについては胃カメラの検診、口からの方大変であれば鼻からということで、細いファイバースコープもございます。これはバリウムのX線よりもより正確に見られるという、これは病院の先生方も非常に上手ですので、これは病院の特徴かなというふうに私は思っているところであります。

あと、健診の時間が、1日ドック、日帰りドックですね、これは短いなとは思っています。8時半に行って、カメラをやったとしても10時半とかに終わると。本当に短時間で、やっていただける、こういったところもやっぱり健診のご案内の中にはそういったことも書いてありますので、ぜひこういったところもPRしていただいて、町立病院でやっていただければというふうに思っております。

1つなんですけれども、町立病院での健診の負担金を助成してはどうかと。今病院のほうへは繰出金で直接補填をしておりますけれども、町民の健診、町民が払う負担、この分を町がその分上乗せして払うと、そうすれば、町民の方も先ほど言ったメリットのほかに、安価で受けられるということになると数も増えてきますし、経営もよくなる、そして町民の方も安くできるし、病院にもお金が入るということになりますので、直接繰出しするよりも、町民の健康を通して間接的な繰出しのほうがお金としては生きていくのかなというふうに思っております。できるかどうかは別にして、ぜひご検討していただければなというふうに思います。ぜひ病院での健診について、PRや健診費用の軽減を図って、受診者の増加、町民の安心した健診ができるよう努めていただきたいなというふうに思います。

これでお昼にさせていただきます。

○菅野議長　ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩　午後　0時04分

再開　午後　1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 質問の2に入らせていただきます。

8月に町立病院の改革評価委員会が開催され、委員の方々より貴重な意見が出ておりました。

町立病院の在り方や経営強化プランの状況についてご質問いたします。

1点目です。

菅野町長はこれまで、町立病院は必要な施設であり、病院は存続していくと言っておられます。病院の在り方、運営方針についての現在の町長のお考えをお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 町立病院の在り方、運営方針をどのように考えているかというお答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、経営強化プランは、西川町において持続可能な医療体制を構築するために令和6年3月に策定し、令和7年3月に、より具体的で分かりやすい表現に見直し改定を行ったところでございます。令和7年度は、そのプランに沿った具体的な取組を実施することが、まずもっての方針でございます。

最初に、病院の在り方についてお答えをさせていただきます。

町立病院の在り方としましては、これまで申し上げてきたとおり、唯一の医療機関であり、町民のかかりつけ医として医療サービスを提供してきていただいております。

地方行政の責務とは、私としては、町民の皆様に安心と安全を提供しなくてはいけないことだと思っております。具体的には、水道、道路の公共インフラに加え、早期に対応を可能とする消防機能、そして、命を守る医療サービスが最低限、自治体の責務として完備しなくてはいけないと考えております。医療サービスを提供するには、町立病院の維持は欠かせません。私としましては、様々な目的で新たな政策を実施しておりますが、その各施策の源流に当たるのは病院や水道を守りたいからでございます。

私は、最初の4年間で観光や企業誘致、特産品販売など稼ぐ土台づくり、国の交付金が得られる関係人口施策を通じて、公園のような町民の要望もできるだけかなえ、日々悩みながらも財源だけは確保してまいりました。次の4年間においては、医師の確保と交付金のさらなる徹底活用を前提にした、収益向上に向けた新たな取組が町立病院においては必要です。

特に来期以降は、年齢の高い先生方と対話しながら、持続可能な医師の確保に時間を割いて使っていきたいと考えております。このように、私の認識としては、病院の維持は自治体の最大の責務であり、私が町長職を務めている間は、どんな形であっても、どのような形になるか、このままなのか、不確定ではございますが、少なくとも町立病院を維持することはお約束を申し上げます。この考えは、10月に予定しております私と病院職員との対話会においても共有して、職員一体となって町立病院の維持を目指してまいります。

次に、運営方針でございます。

これは、経営強化プランでは、経営の基本的な考え方として6項目の指針を掲げています。さらに、それぞれの部門で指針に沿った、自らが設定した具体的な取組を目標として掲げております。令和7年度からは、各部門で構成する経営強化実行チームの下、各部門ごとの目標に向けた取組はもちろん、病院職員全体が連携、協力し合い、地域に出向いての町民との対話会や診療報酬見直しのための経営検討など、具体的な行動を実行し、目標達成に向かい取り組んでいるところです。

また、毎月開催しております実行チームの打合せにおいては、取組の現状や進捗状況を発表し合い、部門を越えて連携が可能なところは、すぐにお声がけを行う努力などをして、目標の立てっぱなしにならないよう、職員一体となって連携して進んでおります。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 町内に歯科を除いて医療機関がないので、町立病院は住民生活において非常に重要な社会資本であります。存続することが住民の安全・安心に大きく貢献するものと思います。今、町長のほうから、病院は維持、守る、存続していくという力強い言葉をいただきました。

病院については、今回の議会は決算議会でございます。6年度の決算を見ますと、3条のほうでは4,200万の赤字というふうになったわけですが、一般会計からの繰り出しが3条4条を合わせて3億1,300万というふうになってございます。担当のほうの課のほうにお聞きしたところ、普通交付税、特別交付税、一定で変動はしますけれども、約1億4,000万程度だというふうにお聞きをしております。これは、病床利用率とか、いろいろ変わってくる場所があるからでございますけれども、そうしますと、実質的には、本当の一般財源としては1億7,300万ほど。これを町民1人当たりで割りますと3万8,000円。これを高いのか、安いのか、これは特別高いとか、安いではなくて、町民の安全・安心を守るための必要

な財源かなど、投資かなどというふうには私は考えるところであります。ぜひ、今の町長の考えで、前向きに今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目に入らせていただきます。

経営改革委員会を8月に開催したところですが、この中で、委員の方からどのようなご意見があったかどうか、主な点を教えていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 初めに、病院経営改革評価委員の役割についてお答えをいたします。

当委員会は、西川町立病院改革評価委員会設置要綱により、プランの実効性を確認する、点検する、評価を行う組織として、委員会の開催は年2回とすることで定義づけております。

先日8月19日に開催いたしました第1回本委員会にいただいたご意見をご説明させていただきます。

なお、当委員会には、町議会議員の菅野議長や佐藤副議長、佐藤仁議員、大泉奈美議員、荒木俊夫議員にもご参加いただきまして、どうもありがとうございます。

委員の皆様からよい評価をいただいた点、3点ございます。ご紹介いたします。

1つ目は、病院収益が前年度比で1割増、増加したことです。特に入院収益が前年度比40.2%の増となり、その増加要因は、町外からの積極的な急患の受入れが当院への入院へつながったことによるものと考えられております。

令和6年度の西村山地区4病院、県立河北病院、寒河江市立病院、朝日町立病院、西川町立病院の救急診療集計によりますと、休日に応受した4病院の患者合計3,270名いらっしゃいます。そのうち西川町立病院は672名であり、合計の構成比を見ますと、県立河北病院42.5%に次いで西川町立病院が20.6%となっております。病院の規模から比べても県立河北病院の次に応受率が高いことは、急患の積極的な受入れを行ったことが分かり、医師や看護師の患者さんに対する思い入れが表れたのかなと考えてございます。

2つ目は、十数年ぶりに行われた私、町長としてと武田院長による山形大学医学部附属病院への医師派遣の要望でございます。昨年度から実施している訪問で、令和7年4月から整形外科医の医師を月曜日のほかに火曜日の隔週派遣をお約束いただくなど、大きな成果につながりました。なお、今年度は、日頃の御礼と令和8年度も引き続き医師派遣を要望するために7月と11月の2回の訪問を予定して、しっかり実情をお伝えし、要望をしてまいりたいと考えております。

3つ目は、家族の通院体験からでございます。町立病院の利便性と接遇のよさをご評価い

いただきました。最も身近で地域の医療機関として重要な役割を再認識したというご意見をいただきました。

以上がよい評価をいただいた点でございます。

一方で、改善すべき点は主に3つございます。

1つ目は、町立病院からの情報発信に関するご意見です。町民向けの情報は、分かりやすい表現にして、ホームページの印象も柔らかい表現に工夫することで、子育て世代の患者獲得につなげていけるのではという意見でございます。

2つ目は、待ち時間に関する意見です。呼出しの時間や順番の掲示など待ち時間の見える化や、長時間待っている患者へのお声がけ、高齢者や具合の悪い急患用のリクライニング椅子の設置など、病院施設と接遇に関する具体的なご意見ございました。

3つ目は、町立病院の強みである健康診断のPR強化でございます。先ほどもご指摘いただきました。健康福祉課と町立病院による連携で、健康をキーワードとしたマークやイメージキャラクターなどをつくって、広報活動やSNSで活用してはいかがかというような具体的な提案をいただきました。

以上、3つのよい評価と3つのご意見、ご提案は、毎月開催している病院内での経営強化チームにおいて、年度内または来年度の実施事業として検討してまいりたいと考えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 委員の方々からは、いいご意見をいただいているなというふうに思っています。前向きな意見もいただいておりますし、きちんと改革プランを実行しているところについては、それなりに認めていただいているということでもありますので、今後も期待したいなというふうに思っています。

今現在の病院では、具体的な取組として、町民に親しまれる病院づくり、かかりつけ医の推進、総合医療機関との連携、接遇の改善、来院される全ての方々が気持ちよくお帰りいただける病院を目指しますということで、待合室に大きく掲示をして取り組んでいるということでございます。このように取り組んでいるわけですが、このことについては、経営強化プランもあるわけですが、この掲示している取組、こういった内容について院内の職員の方で確認とか、検証というのはどういうふうに行っているのかお聞きしたいと思っております。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 各部門ごとに、先ほども町長のほうから答弁申し上げましたとおり、目標と、あと具体的な取組をどのようにするかということを決めております。その内容を各部門の部屋とか、あと壁、棚などに自ら書きまして掲示をしているところです。常に職員が目に触れられるように、目標を見ながら業務を行えるようにということで掲示をしているところです。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 見える化して業務に取り組んでいるということなんで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

改革プランに本当に前向きに取り組んでいただいております、町民の要望に対して、いろんな要望が出てくると思います。

しかし、困難なものもあると思います。全てが実現できるわけではありませんので、特に医療関係の場合ですと医療法等の法による規制もありますし、ぜひ、できる、できないは別にして、丁寧に説明をしていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

3点目に入らせていただきます。

町立病院の経営改革の中で、収入増と経費削減の取組の状況についてお伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 収入増と経費削減の対策状況についてご質問がありましたので、お答えをいたします。

最初に収入増でございます。収益的収支のうち医業収益の入院収益が対前年比40.2%の増、入院外来以外の予防接種などの収益が対前年比5.1%の増となり、医業収益だけでも対前年比15.9%、6,180万円もの増額となっております。

収入増の要因については、先ほど申し上げたような入院患者が対前年比40%増、1,989人も増加したことによる入院収益の増でございます。

また、接遇に関しましても、病院内で研修を行い、患者さんファースト、具体的な行動目標に掲げ努めている成果として、このような数字が上がったのかなと思っております。

続きまして、経費削減対策についてお答えいたします。

収益的支出のうち、主に医業費用の給与費と材料費が対前年度比5.0%の増、支出合計でも4.9%、3,645万円の増となってしまいました。経費は増えてはおりますが、2つの経費削減対策を実施しております。

1つは、人間ドックで使用する内視鏡装置などの医療機器や令和5年度に改修した院内L

ED照明の施設整備などの更新時に、リース契約や再リースも見積りを検討し、購入費用だけでなく、維持管理費用も含めてトータル的に経費を見直しました。

2つ目は、診療材料や消耗品の在庫確認を徹底し、不要な購入や使用期限切れによる廃棄を出さないようにすることを職員全員で取り組んでいただきました。

結果として、物価や人件費の高騰の影響がありながらも、対前年度比僅か4.9%増に抑えることができたのは、効率的な経営が実施できたからだと考えてございます。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 収入は、やはり入院外来、それから予防接種、健康診断ということ、改革プランの中にも主要三本柱というふうに出ておりますけれども、町長おっしゃったように入院外来が伸びていると。これ伸びれば、医療材料費は当然連動型で伸びるのは当たり前でありまして、収入が伸びれば、こちらも伸びるのは当たり前なんですけれども、そういった面においても、いろいろ工夫しながらやっていただいているなというふうに思っております。

また、先ほどありましたように、日曜日等の当番医を毎週やっていただいております。西川町立病院は毎週当番医をやっていただいておりますし、救急や急患、これについても対応していただいております。ただ、患者さんの状況によって受け入れられない場合もありますので、これについては、よく説明をしていただいで丁寧に対応していただければということで、非常に努力されているなというふうに思っております。

経費の削減の中では、医薬材料等の例えば共同購入とか、あと薬剤については、これは医師の判断によりますけれども、後発品の使用とか、こういったところで経費を削減していただきたいなと思いますけれども、これ先日の山形新聞に載っておったんですけれども、医療用具の共同購入というのがありました。日本ホスピタルアライアンス、NHAと言うんですけれども、NHKでなくてNHAとあるんですけれども、全国360を超える病院が利用して、県内では8病院が活用して成果を上げているようです。ただし、小規模病院や回復期、慢性期病院での十分な効果を提供できる仕組みについては、現在プログラムの開発中だということで、提供可能になり次第、案内するというふうに載っております。ぜひ、こういったことも今後検討していただければというふうに思っております。

今回、議会のほうでは、昨年と今年、病院の指定管理の関係で視察をさせていただきました。昨年が福島の三春病院であります。こちらは、県立病院が町に移管されて、20年に新病

院を建設したと、86床ですけれども。外来が1日138人、入院が1日65人、病床利用率が75.9%と。ここは郡山の大きな総合病院に指定管理を委託しています。今まで、町としては医師確保とか、そういったことをやってこないで、県立病院だったんですから、その総合病院が指定管理を受けてやっておりまして、指定管理料はなし。ただ、減価償却関係で2,800万ほど年間を出しているということで、すばらしいなと思ったんですけれども、こういった例もあると。

今年新潟のほうの湯沢町に行きまして、ここ人口は7,800ですけれども、こちらは診療所ですずっと来ておりまして、平成14年に保健医療センターとして病院を造っています。28億かけて造ったそうですけれども、平成23年から指定管理をしていると。ここは今現在80床あるんだそうです。包括病床が40、介護医療ベッド病床が40床ということになっていまして、ここは1日当たり外来が130人だそうです。病床利用については、地域包括ケアのほうで50.5%、介護医療院については76.3%。ここ地域医療振興協会というところに指定管理をしていると。ここは全国で88を請け負っているそうです。へき地とか離島の病院が主だそうですけれども。ここについては、指定管理料は一応1億4,000万。ただし、病院を造っていますので、病院会計にも出さなきゃいけないんで、令和6年度は3億5,000万ほど出しているそうです。いろいろな形態があるのだなというふうに思っています、このまま全てうちに当てはまるわけではございませんけれども、いろいろなやり方があるなということで勉強させていただいているところでございます。

次に、質問3番に入らせていただきたいと思います。

新聞報道によりますと、6年後の2031年開業を目指します西村山新病院との関係について質問いたします。

県立河北病院と寒河江市立病院の両病院の統合による西村山の新病院の建設予定地が、現在の寒河江市立陵東中学校敷地に決定しました。また、山形県と寒河江市の共同での運営母体設立が決定しております。一部事務組合になるのかどうか分かりませんが、西村山の4町は、運営母体の参画については態度をまだ決めていないという、こういう新聞報道でございそうですが、町立病院を有する町長の考え方については、先ほどの質問でお聞きしておりますので、町立病院を有する西川町として、運営母体への参画や町立病院の運営に関して今後どのように対応していくのか。運営母体に参画する場合、参画しない場合、連携する場合、いろいろあると思いますけれども、今の参画に関して、町長はどのようにお考えなのかお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 町としましては、総合計画の中で新病院の基本構想を踏まえて、今後の医療環境の整備や確保を考えるということをお示ししております。

先般、西村山新病院の建設予定地が陵東中学校敷地内に決定したことが発表されました。また、本町を含む西村山の各町から構成自治体へ参画する意思表示はなかったため、県と寒河江市のみで協議会を発足することになっております。

6月議会でも申し上げましたが、今後、西川町立病院の経営状況を勘案しながら、参画、連携、そういった必要性が生じた場合には、その時点で改めて運営母体側と参画の協議をする考えで、現時点においては決まってはございません。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、私自身、様々な町が施策を実施している源流は、病院と水道、道路の維持でございます。これは先ほど申し上げたとおり、町最低限の職務と考えております。責務と考えております。西川町の人口は4,500名を下回ってしまいました。県内で5,000人以下で病院があるのは、町立病院を持つのは西川町のみです。他の自治体からは、存続は時間の問題だとか、現実を見たほうがよいなどと厳しいご意見もいただいているところでございます。

しかし、人口が少ないからといって、民間のスーパーが撤退したように、町営の町立病院もなくなってしまっているのでしょうか。人口減少により地域活動が縮小して、民間企業が撤退してしまうのは、これはもうからないからでございます。同じように町立病院もそうならないのか、疑問に思います。医療の提供は、自治体の最低限の役割として私が認識しているものでございます。このように、私というか、がいる間の西川町は、病院の維持は自治体の責務であり、どんな形であっても町立病院を維持することをお約束いたします。次の4年間で、そういった町立病院を中心とした課題に向き合う時間をさらに多く確保して、どんな形であっても残していきたいと考えてございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） おっしゃるとおりだと思います。病院は非常に重要な施設でございます。他の自治体からどう言われるものでもございませぬし、やはり町立病院を必要とする町民の熱意だと私は思います。そのことによって病院が運営。

ただ、やっぱり時間が迫ってきています。私なりにちょっと考えてみますと、運営母体に参画した場合には、新病院の運営に携わるわけです。そうした場合、西川町立病院を運営できるのかということになります。サテライトにするとか、診療所にするという方法もありま

すけれども、今の病院から新病院まで車で15分のところに総合病院の新しい病院ができた場合に、患者さんはどこを選ぶのかというふう考えた場合、なかなか厳しいのかなというふうに思っています。

そして、今の町立病院は昭和52年2月に開院しております。もう48年経過しております。RCといいながらも、物理的に耐用年数は来るわけでごさいます、そういった場合に、その参画した団体で病院を新しく建ててくれるのかと。なかなか厳しいのかなというところがあります。じゃ、運営母体に参加しない場合はどうなるのかと。先ほど言ったように、この病院から新病院まで15分ある。そのとき、患者さんはどっちを選ぶかとした場合に、それは患者さんの考え方なんで、どっちを選ぶか考えてもらいたいんですけども。あと、もちろん医師、看護師、スタッフを町として整えなきゃいけないと。今も町長も山大に行かれて交渉していますが、かなり今の状況ですと、医療スタッフをそろえるのは厳しい状況、これもまた続くわけでごさいます。

先ほど言ったように、いつまでもこの病院を使えるわけではない。そうした場合には改築しなきゃならない、できるのかと。かなりの費用がかかりますけれども。病院は同じ場所に造れないんで、別の場所に造らないと、患者さんを移動できないからね。だから、参画するにしても、参画しないにしても、かなり厳しい選択を迫られる。じゃ、参画する、しないにして、どっちでもない、連携協力病院になれるかとなった場合に、運営母体がうんと言ってくれるかどうか。うちの病院の特色である、例えば透析部門とか、あと介護関係で病院としてサテライト方式を取ってくれるのか、または連携して、連携の中で協定できるのかと、なかなかこれも厳しいのかなと。どっちにしてもかなり厳しい選択を迫られると私は思います。

そういった場合に、やはり町民から町立病院を愛してもらえないと思いますし、最終的には町長の判断になるんでしょうけれども、その前に町民の意見も聞かなきゃいけないというようになった場合には、今、言ったような、もっといろいろたくさんあると思います、メリット、デメリットをきちんと表明して、その中で皆さんからのお考えをお聞きしなきゃいけないのかなと。先ほど言ったように、皆さんの貴重な税金をつぎ込んでいるわけですから、それでも、私たちは医療機関として残してほしいということであれば、それは選択をしていただくということになるわけです。これについては厳しい選択になるとは思いますけれども、ぜひ、いろんな情報を入れていただきながら、みんなで考えていかなきゃいけないことだというふうに思っております。今は結論はないということでごさいますので、ぜひ状況を見ながら、説明をしていただきながら、みんなで考えていきたいと思っておりますので、よろし

くお願いしたいと思います。

あと、最後に、町立病院をみんなで使いましょうということをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、4番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

◇ 飯 野 幹 夫 議 員

○菅野議長 続いて、2番、飯野幹夫議員。

〔2番 飯野幹夫議員 質問席へ移動〕

○2番（飯野幹夫議員） 2番、飯野幹夫です。

本日最後の質問者ということで、私のほうから質問させていただきたいというふうに思っています。

今回は2つの件について質問させていただきますけれども、なぜか昨日の全員協議会のほうで課題として出てきたものが2つになってしまいましたけれども、付け加えて、私のほうから質問させていただきたいというふうに考えております。

初めに、西川町の道の駅にしかわの改修工事の計画についてであります。3月の全員協議会において、令和7年から9年度の計画で改修工事が示されました。その後、小学校、中学校の体育館の雨漏り修繕を優先しなければならないとの報告が、先月の議会で話がありまして、現在の進捗を含めて質問させていただきたいというふうに思っております。

第2回の定例会後の3月末に、昨日も全協で説明ありましたが、水沢トンネル付近の土砂崩れが発生して、月山インターチェンジと西川インターチェンジの間で上下線の通行止めというふうなことが発生しました。土砂崩れ斜面は、土砂崩れの部分と継続する道の駅にしかわの裏面の斜面であり、地ビールの醸造所、それから、体験施設を整備する場所に近いというふうな場所でございますけれども、山形県の防災ハザードマップ、土砂災害の警戒の区域に変更はないのでしょうかというふうな形です。この件に関しては、昨日の全員協議会でも計画の見直しについて説明ありましたが、大変高額なプロジェクトで、町民の方も非常に関心も高いと思いますので、町の今後の考え方について、まず初めに質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 土砂崩れ斜面が、山形県防災ハザードマップの土石流地域に変更はないかと、否かというようなご質問をいただきましたので、ご回答させていただきます。

当該区域は、昨日の全員協議会でもご説明いたしましたとおり、令和7年3月28日発生の土砂災害が起こった区域でございます。当該区域は、現在土石流警戒区域に指定されてございます。ご質問の土砂災害警戒区域変更に関しましては、3月28日の災害発生以降、変更は行われていない状況でございます。なお、当該区域の近隣では土砂災害特別警戒区域に指定されている場所がございます。

本件の土砂災害が発生した区域に関しましては、再び同様の災害が発生することのないよう、国のほうで砂防事業などが計画されるようでございます。国に対して働きかけ、要望を今後も行っていくこととしております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 警戒区域の変更は、現時点では、なしというふうな、今のご回答でありましたけれども、全協での説明では、大型土のう、これを設置するというふうな説明でありましたけれども、そのほかに、あれからもう大分経過していますけれども、国土交通省とかNE X C O東日本から追加の補修計画等は示されているのかどうか、この辺をお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 まず、私のほうからNE X C Oのほうの対応をご説明、お答えさせていただきます。

3月28日発災した土砂災害については、大型土のう、かなり大きな土のうを既に設置させていただいてございます。ただ、その後のNE X C Oとしての追加の防災というか、災害を抑止するような対策というのは、追加の事業は、今のところ動きはないというような状況でございます。

以上でございます。

○菅野議長 追加答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 今、飯野議員からありました追加の今後の工事ということで、水沢の砂防堰堤工事ということで、こちら国土交通省の東北地方整備局新庄河川事務所のほうが実施主体になりますけれども、こちら6月のほうに地元説明会を行いまして、その段階では、順調にいきまして、そちらの工事のほうは令和10年度以降ということでの開始予定ということ

でお聞きしております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） NEXCOからは追加の説明はなしと。それから、砂防堰堤に関して、新庄事務所のほうからは説明があったというふうな形なんですけれども、何か地区住民の方の土地の所有者の方に関しても、完全な修復をするために、実際に道路を所有者の方に対して説明をして、活用させていただいて、設計段階みたいな形で見っていくというふうな形で、水沢区のほうからは私のほうに話が来ていたというふうに思っております。

今後、測量関係とか、現地を再度確認した上で、いろいろな形で変更があった場合は、また、昨日説明があったとおり、町の負担等とか、それから、より安全な道の駅の裏面の斜面の改装というふうな形で、町のほうの協力をよろしくお願ひしたいなというふうに考えているところでございます。

それに伴って、実際には、この県の現在示しているハザードマップ上では、水沢温泉館そのものが入っていないとは思いますが、実は水沢温泉館は緊急時の避難所開設場所というふうな形で、地区住民の方の安全確保というふうなことを考えると、見直しの検討というものをする必要がないのかどうか、その辺はどのような考えを持っていらっしゃるのかお伺いをします。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 現在、町の避難所として、ご指摘のとおり、道の駅にしかわ、温泉のほうも避難所に指定してございます。議員ご指摘のとおり、特別警戒区域の指定に建屋の一部がかかっているような状況ですので、この件につきましては、今後参考とさせていただきます、考える必要が若干あるのかなというようなところでございます。

以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 回答ありがとうございます。

今、課長から回答あったとおり、何か変更があったら、地区住民の安全確保のために、ぜひ町のほうの対応方、よろしくお願ひいたします。

それでは、問2のほうに移らせていただきたいと思います。

当時説明があった道の駅の改修計画に、月山地ビールの生産工場のために醸造所を新設するとしていましたが、昨日の説明で、ビールの醸造、それから、体験施設の新設から既存施設の模様替えというふうな説明というふうな形で変更がありましたけれども、これの対応で、

当初、この道の駅を改装するに当たって、計画の概要の中で、2番目に月山ビールの生産力向上というふうな目的があったわけなんですけれども、ビールの供給不足というふうなことはなっていないのかという質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えをいたします。

まず、3月下旬に起きました土砂災害を受け、速やかに砂防堰堤の整備に向けて調査をまずいただけるというのは、国土交通省の皆様に感謝でございます。東京の国土交通省関係の要望には、私もできる限り参加しておりますので、その成果も出ての評価していただいてのすぐの着工なのかなと、調査なのかなと考えております。

まず、醸造所の新設につきましては、昨日の全員協議会でもご説明をさせていただきましたとおり、土砂災害に伴う砂防堰堤工事後に先延ばしせざるを得ない状況でございます。

以降、指定管理受託者からの聞いた内容になりますが、お答えをさせていただきます。

まず、現在においては、ご指摘いただいたような供給不足は生じてはございません。ビールの製造については、生産体制については、2年半前から製造職員を1名から2名へと増員しております。全銘柄を合わせて、7月まで2万8,910リットルを注文どおりに出荷している状況でございます。

また、今後のビール製造事業について申し上げます。令和8年度には新地方創生交付金を活用して充填機やラベラーを導入し、オートメーション化を行うことで、既存施設のままで1.3倍の生産量を上げることができる見込みとなっております。生産コストが上がっていることから、昨年度から各卸問屋に対しまして値上げの通知をしているところでございます。今年の4月1日から一部で値上げを実行しているところであり、その影響がどの程度売上げのほうに影響が出るのか、注視をしてみたいと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ビールは供給不足にはなっていないというふうな説明であります。

また、供給量の2万8,910リットルに関しても、今までは1名体制でやっていた、去年から2名体制に変更してやっているというふうな話でした。

ただ、昨日説明にもあったんですけれども、現施設を模様替えというような形で、今、町長からも説明あったとおり、ラベラーとか、そういったオートマ化で1.3倍の供給ができるような体制をつくっていくというふうなことなんですけれども、私、素人なんですけれども、以前も、2年前に、私、ビール工場の作っている現場を視察に行ったりしていますけれども、

大変狭い場所というふうに認識があるんですけども、あの場所でもオートマ化できるというふうな形の認識でよろしいのでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ただいまご質問いただきまして、お答えをさせていただきます。

先ほど町長から答弁ありましたとおり、オートメーション化につきましては充填機やラベラーなどを令和8年度、昨日の全協で申し上げた内容で、これからでございますけれども、変更の申請をさせていただきたいというふうに考えておりまして、今、ご指摘の点につきましては、今の既存の建物内でも、そういったオートメーション化は図れるというふうな認識に立っているところでございます。よろしくお願いたします。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 現在の場所でも十分、変更、模様替えは可能というふうな形のご回答でございました。

先ほど、ビールの供給に関しては現時点では間に合っているという話でしたけれども、以前、町長のほうから、高円寺のアンテナショップ「割烹にし川」をオープンさせて、そこでも地ビールを活用いただいているというふうな話だったんですけども、そこに対する供給なんかに対しても十分間に合っているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 こちらのほうにつきましても、先ほど町長のほうから、7月末までのご注文に対する生産量を2万8,910リットルということで申し上げましたが、こちらのほうには高円寺のほうの「田舎割烹にし川」のオーダー分も当然含まれておりまして、全てオーダー、注文どおりの分を供給させていただいているということでございます。よろしくお願いたします。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 先ほどの2万8,910リットルに入っているというふうな形で、安心したところでございます。

通告質問でなくなるんですけども、先ほど町長からの答弁で値上げに関する話が出てきたんですけども、私も地区のビアガーデンとか、そういったところで、自分の立場的なものもあって、地ビールをボトルで購入して活用しているわけなんですけれども、値上げに関しては、かなり高額の値上げになるのかどうか、ちょっと聞いていいのかどうかなんですけれども、もし回答できるようであれば教えていただければと思います。

○菅野議長 通告外ですけれども、大丈夫ですか。

答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 大変すみません。こちら今、手元のほうに、指定管理受託者からの聞き取りのもので、その資料がない状態ですので、もし必要であれば後ほどお答えをさせていただきます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） すみません、ちょっと通告外で申し訳ございません。ただ、私はたるビールを活用させていただいているんですけれども、道の駅でたるビールを供給していると知らない方も結構いるみたいなんですよね。そういった点でも、これも通告外ですけれども、ぜひアピールしてほしいなというふうに思っておるところでございます。回答は結構でございます。

次の質問に入らさせていただきたいというふうに思います。

今年度も年間、半年度の営業というような形になってきていますけれども、これまでの道の駅の来客数とか売上状況は順調に推移しているのかどうか。町長は社長というふうな立場もありますんで、今後の経営上の問題はどのようになっているのかも含めてご質問させていただければと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

質問2と同様に指定管理業者のほうから聴取を、お聞きしたというお話で伝えさせていただきます。

今年8月までのまず売上げのほうですけれども、実績となりますが、主要3部門では全体で前年比108%と伸びております。具体的な3部門の売上げを申し上げます。月山銘水館のレストラン部門でございます。こちらは3,300万円ほどの売上げとなり、前年比は119%でございます。2つ目、月山銘水館売店でございます。こちらは6,800万円ほどでございます。前年比は103%でございます。3つ目は水沢温泉館部門でございます。こちらは、令和7年度現在まで2,400万円でございます。こちらは前年比107%と、いずれの部門においても順調に推移している状況ではございます。

利用客数としての実績では、まだ精査中でございますが、お答えできるのは水沢温泉館の数字でございます。現在までの令和7年度は4万8,792人でございます。昨年比107%、2,970人の増加と伸びている状況でございます。

経営の課題は主に2つございます。

1つ目は総合開発職員の世代間の格差でございます。総合開発株式会社には、50歳以上の熟練した経営人材が不足をしております。これは将来を見据えた正社員の採用に取り組んでこなかったことが大きな要因であり、解消を図るため、地域活性化起業人を投入してご助言を得ています。このようなことを通じて、世代間の格差を埋めるための採用活動に取り組んでいるところでございます。

2つ目は人事の硬直化でございます。総合開発の職員には育児休暇の取得者などもおまして、その取得の推進なども行っています。そうしたところ、必要部門ごとの配置社員が長年固定化していることで、なかなか他の部門に、不足になった部門にヘルプにすぐ行けるようなノウハウがないというようなことも確認できております。こちらも地域活性化起業人にご助言をいただきながら、複数ポジションを担うことができるように、今、人材の育成トレーニングに努めているところでございます。

また、その問題点を早期に把握していたものですから、私が町長に就任して以降は、横山万蔵町長の創業目的のとおり、町内の雇用者を増やそうという努力はしてございます。正社員数では令和5年度から3年間で8名を採用しており、このうち5名が町内在住者となっております。

最後に、今後とも課題に対応した社員配置を進めることにより、経営力の強化に向けて努力してまいります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 詳しい説明いただいてありがとうございます。

売上げのほうも、レストラン、売店、温泉ともに103%から119%まで伸びているというふうな形で、大変皆さん頑張っているんだなというふうな形で感じたところでございます。

それに伴って、温泉の利用客、これが前年対比で2,170名の増になっているというふうなことで、施設、サウナ等も含めて、大変好感を持って利用していただいているんだなというふうに感じたところでございます。

一方で、課題等について2つ、町長のほうから説明あったんですけども、特に2番目に説明いただいた人事の硬直、大変難しい問題だと思います。部門間のヘルプ等で、今までノウハウがない者に対して、それを働く、いろいろな形の部署をサポートできるような体制にするのは、なかなか大変なことだなと思っはお伺いさせていただきましたけれども、ここ

の部分は、今後は、なかなか人の確保という部分を考えてときに、こういう体制も構築していかないと大変な企業経営というふうな形も考えられますので、その辺のところは、ぜひ構築するような形でやっていただきたいなというふうに思うところでございます。

なお、昨年の決算のところ、道の駅にしかわというか、この事業部門に関して西川町役場からの新地創事業の委託業務、これの金額がたしか7,000万以上入ったと思うんですけども、そういった観点からにおいても、今、町長が心配なさっている職員の休日体制とか、時間外の体制とか、そういったところの業務管理はできているのかというのを、この部分も質問をさせていただければというふうに思いますけれども、その辺のところの管理はできているのでしょうか。

○菅野議長 業務管理は総合開発のほうになりますので、問題はちょっと、この問題と違うと思いますので、よろしくをお願いします。

○2番（飯野幹夫議員） 了解しました。では、これは別な機会を捉えて確認していきたいというふうに思います。

以上で道の駅にしかわの改修工事の計画については質問を終わらせていただきまして、次の質問というふうな形に移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

質問2です。

2つ目の質問としましては、これも一部、昨日の全員協議会でも町有林の活用というふうな形で説明ありましたけれども、町営造林の伐採について質問をさせていただきたいというふうに思います。

先日7月29日に、区長及び町有林の運営委員を対象とした令和7年度町有林の造林事業の現地研修会というのが開催されました。町営造林は、昨日も説明ありましたけれども、491.6ヘクタールというふうなものを、今後どのように活用していくのかを含めて質問をさせていただきたいと思います。

質問の1です。

広大な町営造林の面積の中で、植栽から60年以上になると町営造林は20%というふうな比率の説明がありました。この造林地を対象として山形県の森林施業支援事業補助金を活用した事業として、町はどのように進めていくお考えなのかお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 飯野議員におかれましては、先日の町営造林事業現地研修会にご参加いただきまして、ありがとうございました。

町営造林については、植栽から60年を超える森林が出てきているため、今年度初めて伐採に着手をいたしました。町営造林の伐採については、今後も山形県森林施業支援事業補助金等の補助事業を活用して実施してまいります。森林事業者が1年間に施業できる森林の面積には限りがございます。このため林道の条件や材積、県の補助金の対象になっているかなどを総合的に勘案し、優先順位をつけて実施していくという考えでございます。

以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 今、答弁の中で県の事業補助金の基準というふうなものがあったんですけども、それに合わせて、対象地区についての説明ありましたが、西川町においては、この496ヘクタールのうち対象となる地区はどこどこどこになるのでしょうか。

○菅野議長 みどり共創課長兼農業委員事務局長、渡邊課長、お願いします。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

県の補助金につきましては、県のほうで杉人工林伐採重点区域というものを設定しております。現時点では、区域については陸合、綱取、沼山地区の人工林に限定されております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 今の説明ですと、エリアでは陸合と沼山と綱取になるということらしいんですけども、そうしますと、せつかく60年を超えた造林地が20%あるのに対して、この支援事業を活用できるのはその3地区のみというふうな捉え方になろうと思っておりますけれども、実際、この支援事業がないときも、町では単独の間伐補助とか、皆伐補助を出していたと思うんですけども、その辺の対象外のところに関する町の単独の補助というものを考えているのかどうか質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁はみどり共創課長兼農業委員事務局長、渡邊課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

先ほど申しあげました県が定めている杉人工林伐採重点区域、こちらにつきましては、県のほうでもともと決定していた区域なんですけれども、現在変更に向けて協議をさせていただいております。現時点では綱取、沼山、陸合が指定されておるわけなんですけれども、この地域を拡大させる方向での協議をしております。拡大に向けて協議しておるんですけども、この地域につきましては、もう一旦指定されますと、県のほうでは恐らく5年から10年は変更しないというような考えでおるようです。

一方で、町長からの答弁にもありましたけれども、森林事業者が町内で施業できる面積と

いうのは限られておりますので、恐らく、この5年から10年変更できないという期間中に当該区域の中で伐採が完了するということは、まずないだろうと考えておりますので、まずは補助金の対象地区から施業を始めさせていただきたいと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 変更の協議は行っていくが、補助金の対象はその3地区、事業ができる年間の面積を考えてもというふうな話なんですけれども、そうしますと、単独事業の町の補助というのは考えていないという認識でよろしいわけでしょうか。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

変更に向けて協議しておりまして、今は3地区ですけれども、もうちょっと拡大できるのではないかなと考えております。その結果次第でもありますけれども、まずはその地区の中から始めていきたいというふうに考えております。現時点では新しい町単独の補助金というのは考えておりませんが、社会的状況が変化してきまして、例えば、県の補助金の対象となるような区域の中で早期に伐採が完了したとか、補助金なしでも、県の補助金なしでも十分に採算が取れるとか、そういったことが出てくれば、新しい伐採の仕方というか、支援の考え方は出てくるかなと思います。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。この辺のところは、後ほども質問の中で追加で質問させていただきます。

問2のほうに入らさせていただきたいと思います。

令和7年度、皆伐後、再造林の実施を睦合地区、梅沢地区に選定した理由というふうな形で、先日の説明の中では、1つ目が林道から近い、2つ目が近くに広い土壌がある、3つ目が10トントラックが走行可能であるというふうな、その3つの理由から梅沢地区を選んだというふうな形なんですけれども、今後、県の補助金を活用できる場所においても、この辺のところの3つの要件というのは重要視していかなければならないというふうなお考えなのでしょうか。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

議員のご指摘のとおり、施業に当たっては、これは一般的な話でございますけれども、林道から近いかどうかですとか、あとは10トントラック、大きなトラックが通行できる林道で

あるかどうか、あるいは土場の有無などの条件を勘案していく必要がございます。議員のご認識のとおり、これらの条件というか、要件が満たされておれば、伐採に係ってくる経費を抑えることができるので、重要な条件だとは考えておりますが、このほかにも、これも議員からもご発言ありましたけれども、補助金が適用できるかどうかですとか、加えて、その森林からどれぐらいの木が伐採できるかという、材積といいますけれども、材積など、ほかにも勘案すべき条件が複数ありまして、これらの条件を総合的に判断して、切るか切らないかという判断をさせていただきたいと考えています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 条件が伴わない地区は、置き去りにされるみたいな形になってしまうのかなというふうに思います。

次の質問でもちよっと触れますので、次の第3の質問に入らせていただきます。

各地区では、昨日の全協でもある委員から話が出ましたけれども、高齢化によって林道の管理もできないと。また、近々もうできなくなりそうな地区があるというふうな形で、非常にですね、高齢化社会において、町営造林を管理するための林道の管理とか、道路の管理とか、そういったもろもろのところ、将来的なことを捉えていくと非常に難しいのかなというふうに思うんですけれども、その辺の支援策等を、町はどのような考えを持っていらっしゃるのかお伺いをさせていただきます。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

議員ご指摘のとおり、林道の維持管理が地域の負担になっているということは重々承知しております。このため、我々としましても、例えば、地区として今後その林道を活用する見込みがないですとか、あるいは町としても町営造林地があるなどの理由で活用するという、そういった可能性がないのであれば、林道を廃止する方向に向けた相談を受け付けていきたいと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

町では、町営造林の貸付費用というふうな形で、430万ぐらいだったかな、430万5,000円ほどを各地区から貸付料として支払っていただいているわけなんですけれども、この辺の活用した支援というものはどのようになっているのかお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

町では町有林の貸付料を財源として、林道を維持管理するために、地域の林道の延長割で各地区の交付金を交付しております林道等維持管理事業交付金ですとか、各地区が実施した林道維持管理事業に対して定額で補助する林道維持管理事業補助金ですとか、あと、地区が林道整備を主体的に実施する場合に経費の2分の1を補助する林道整備事業補助金などにより、林道の維持管理、こちらを支援させていただいております。金額につきましては、予算額につきましてはそれぞれ100万円となっております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 今、回答いただいたとおり、100万円の支援をしているというふうな形です。まだそういう声が出ていないわけなんですけれども、今年から町営造林の県の補助金を活用して伐採を始めた。それに伴って、先ほど出た、対象となるのは今、協議中であるとはいえ、今現在は3地区のみというふうな形でありますので、ぜひ、貸付料を払っている他地区から不平不満が発生しないような形で、町の支援も今後追加で考えていただければなというふうに思います。これは今後追加で考えていただくということで、次の質問に入らせていただきます。

問4です。

実際は、通告の造林事業の伐採に関しては直接はないんですけれども、通告書で一応提出させていただきましたので、継続して質問させていただきます。

今年は、雪解けとともに町道の白線引きなんかもやっていただいて、町道を利用する町民の方、県外の方の安全の確保、それから景観が大変よくなったというふうに喜んでいます。また、私の地区、沼山地区では、以前から要望でもありました立目南野線、こちらの町道も全面舗装をしていただきました。本当にありがとうございます。

今回の舗装は町への地区要望で実施していただきましたけれども、今後、いろいろな形で地区からの要望とか、そういったものが来ると思いますが、町長は、積極的にその要望に対してはもう100%回答できるような、対応できるような考え方で進んでいらっしゃいますけれども、実際に、町道とか林道を含めてインフラ整備する際の基準というものがあるのかどうか。この基準がないと、じゃ、あそこもしてもらったから、うちもやってもらおうとか、そういう様々な要望がどんどん多くなるというふうに考えますが、そういうインフラ整備に対する基準というものを設定されているのかどうか、この辺を質問させていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えをさせていただきます。

先ほどの荒木俊夫議員のときにも申し上げたんですけれども、私が様々な施策を行う源流は、4年で稼ぐ町をつくって、しっかり水道と道路のインフラと町立病院を守っていきたいということで取り組んでおりますので、こういった町道の舗装、インフラには、来年度以降も力を入れていきたい事業であるのは間違いはございません。

ご指摘の林道につきましては、特に整備、補修に関する基準は設けてはおりません。また、災害等で補修の必要性が発生しましたら、その都度復旧を実施してまいります。

なお、林道橋梁については5年に1度の点検を実施し、診断結果を基に対策を検討しております。

町道について申し上げます。令和3年3月に策定しました西川町道路舗装長寿命化計画において、舗装の損傷状況や路線の重要性、交通量などを総合的に勘案し、舗装の修繕の優先順位を定める方針を示してございます。

しかしながら、これまで定期的な点検を十分に実施できておらず、補修の基準も明確にしていなかったことから、計画的な補修が行われていない状況が続いておりました。

昨年9月の古澤俊一議員からのご質問で、インフラに係る一般質問がございました。その際に、今までは3,000万円ほどの年間の予算で町道の維持を行ってまいりましたが、要望や、または穴が空いたから修繕するというような消極的な修繕、道路更新を行ってまいりましたと答弁を私にはしております。その答弁に続いて、このような状況は計画的に道路を直しているということには当たらず、このため、生活インフラである道路もしっかり計画をつくって対応しなくてはいけないというようにご答弁をさせていただきました。そのため、本年5月に改定いたしました第7次総合計画においては、具体的な主要事業として西川町町道補修修繕計画（仮称）でございしますが、の策定を掲げてございます。現在の西川町道路舗装長寿命化計画を改定する形で、ご指摘の舗装、補修の基準整備を進めてまいります。

以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。ぜひ基準を定めていただいて、町民の活用しやすい林道、町道というふうな形の維持をやっていただきたいなというふうに思っております。

実は最近町民から、林道とか、町道の管理員が一部遅いとか、おろそかであるというよう

な形で私のところにも声が聞こえてきます。いろいろちょっと自分でも調べてみると、町で管理する職員・工夫の方が、人員が不足したんじゃないかなというふうに自分は認識していたんですけども、その辺のところの人員確保についてはできているのかどうか質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

これ問2でいいんですよね。

○2番（飯野幹夫議員） そうです。すみません。

○菅野町長 町道の道路維持作業員についてご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

町道の道路維持作業員は、昭和60年代から常時4人体制で草刈り、舗装補修、倒木処理、ガードレールの設置、スノーポールを設置撤去、春期除雪など、町道の維持管理の重要な業務を行っていただいております。昨年春に1名の道路維持作業員が退職され、その後3人体制となったために、町ホームページ、ハローワークで募集を行っております。

私が就任前は、一定期間応募がない場合には再募集を行わないという方針でございました。私の就任後は、看護師や保健師さん、この前のレントゲン技師さんもそうですけれども、町のお知らせなどを活用して一定期間、春先の募集に手が挙げがなくても、その後に再募集を行うような方針に改めさせていただきました。その結果、先月に1名の応募がございました。今月9月から再び4人体制を維持し直すことができたことをご報告させていただきます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ちょうどタイミングよく、もう9月から採用できたというような形で、昭和60年からの4名体制による町道管理の体制ができたというようなことで、非常に安心したところでございます。

タイトルとしては、自分の質問は町営造林に対する伐採についての質問というような形であったんですけども、実はこれも通告にはないんですけども、参考までにお話しすると、今回の県の事業というのは、あくまでも皆伐した後に植林をしなくちゃなんないというふうな形が出ています。そうなってくると、幾ら分収できるとは言っても、利益につながるというふうな形の考え方よりも、また杉を植えなくちゃならないのかというふうなことを考えると、なかなか手を挙げる所有者、所有者というか、借りている方が、間伐、皆伐に対して耳を傾けるという形にはならないというふうな形も考えられます。

実は、沼山に山形県の森林研修センターがあるわけなんですけれども、そこの研修の中で、

県の職員、農業とそれから林業の普及推進委員を対象とした研修会が行われておりました。その研修は何だったのかなと思ったら、杉を植える際にワラビを同時に植えるというようなことなんですよ。これ何のためにそういうことをするのかと思って、その研修を見させてもらったら、私も初めて聞いた言葉なんですけれども、カバークロップというような形で、杉の木の間の下刈りの回数を少なくすると。

県の補助金の活用においては、5年間だかの下刈りの補助金も発生するというふうに聞いていますけれども、なかなか、それは森林組合に100%任せるというふうな形で、補助金を活用するというふうな形になろうかと思えますけれども、こういうふうな形で、山形県でも実際にほかの地区において、このカバークロップによる下刈り作業の軽減、それから、ワラビの収穫にもつながるといふふうな形で、ワラビというのは実際には根が非常に単年のうち、短期間のうちに伸びていくといふふうな習性を持っていて、雑草が発生しないといふふうな形で、県の中村先生のほうでも研修会をやったといふふうな形を聞いて、私も聞いてきましたけれども、ぜひその辺の資料も後ほど渡邊課長のほうにも提示させていただきますので、その辺のところも、ぜひ、町営造林の活用といふふうな形で、町民に対する説明等でお役に立てればなといふふうに思いますので、一言加えさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、2番、飯野幹夫議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

令和 7 年 9 月 5 日

令和7年第3回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年9月5日(金)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（8名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（1名）

9番 古澤俊一議員

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	荒木真也君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎君	健康福祉課長	石川朋弘君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君	建設水道課長	大泉健君

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤誠君	専門員兼 係長	飯野勇君
--------	------	------------	------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐藤光康議員

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

[6番 佐藤光康議員 質問席へ移動]

○6番(佐藤光康議員) おはようございます。

早速質問させていただきます。

令和5年度のつなぐ課の決算説明資料の総務費の中に健康寿命延伸事業があります。健康寿命延伸事業として、報償費と委託料としてA Iチャット介護予防サービス開発事業が上げられています。この事業の目的は何ですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 では、佐藤光康議員のA Iチャット介護予防サービス開発事業についてお答えを申し上げます。

この事業の目的は、本事業の実施する根拠は、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱

でございます。これによれば、交付金の目的は、デジタルを活用した地域課題の解決や魅力向上の実施に向けて、オープンデータ連携基盤を活用するモデルケースとなり得る取組、また、地方への新たな人の流れを創出する取組等の費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組加速化、深化を図ることを目的としております。

この交付金の対象事業は、大きく分けて3つでございます。デジタル実装タイプ、地方創生推進タイプ、拠点整備タイプの3つが挙げられます。本事業は、デジタル実装タイプに位置づけられます。このデジタル実装タイプの中で、マイナンバーカードの普及率が高い地方公共団体が実施する当該地方公共団体におけるマイナンバーカードの新規用途を開拓する取組が国の目的でございます。

この国の目的の趣旨に照らしまして、我が町としましては、高齢率の高い西川町にとって、安心・安全なまちづくりに向け、各世帯にタブレットを配布したい、そしてAIチャットボットを開発して、運動習慣を身につけることで、いずれは健康寿命を延ばしたいと思い、職員と一体となって挑戦しようと考え、令和5年度予算案に計上をいたしました。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 具体的には、健康体操を私たちもやりましたけれども、あれを動画で編集してタブレットに流すということでもいいんですかね。それからもう一つ、山形弁を使ってタブレット云々とありましたけれども、これもこの目的、AIチャット介護予防サービス開発の中に入っているということによろしいですか。

○菅野議長 松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 アプリケーションの中身としては、議員の皆さんからもお手伝いしていただいて、健康体操というのもしていただきました。その部分も、アプリの中の一番初めのストーリーという部分あるんですけども、その一部として流しているところはあります。

アプリの内容を申し上げますと、1つはストーリーモードということで、読書タイプというか、読みながら進んでいくストーリーモードというのが一つありまして、もう2つ目として、方言を理解したAIチャットボットによる会話ができるアプリケーションになっております。3つ目として、健康動画が収録され、皆さんが踊ったのとはまた別に、肩が痛いとか腰が痛いときに踊るような運動動画を入れた3つの機能を持ったアプリケーションとなっております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 私たちも健康体操、踊るんじゃないなくて体操ですね、しましたけれども、それは、例えば毎日タブレットで3時頃、健康体操の動画が出てきて、みんなでやりましょうなんていうのはいいことなわけですよ。方言のアプリも入っていたと。

財源は先ほどありましたけれども、じゃ簡潔に、（2）お願いします。

○菅野議長 （2）の答弁を町長、お願いします。

○菅野町長 先ほど申し上げたデジタル田園都市国家構想交付金です。その交付金の主な3つのタイプのうち、先ほど申し上げたデジタル実装タイプ、そのうち、全額国のお金、国費で事業費が賄えるマイナンバーカード利用横展開事例創出型を財源としております。

この財源となる交付金は、令和5年度に新たに新設となりました。国としては、マイナンバーカードの普及率が高い自治体を対象にして、全額国で負担するので、地域の課題解決にチャレンジして、マイナンバーカードの新規用途を開拓することを要件にしています。これに西川町が手を挙げたということでございます。

ほかの交付金と違うところもございます。特徴……

[「それはいい」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 いいですか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） じゃ、（3）に移ります。

この事業の委託費は幾らで、どこに委託しましたか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 本事業の総事業費は9,497万円であります。繰り返しになりますが、これは全額国費でございます。

お尋ねの本事業について、委託事業者が幾つかに分かれております。この点は、財政担当の企画財政課長よりお答えさせていただきます。

町民の皆様にも、アプリ開発にもご協力いただいて、深く感謝申し上げます。

○菅野議長 追加答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 私のほうから委託費の内容を申し上げます。

4つの項目に分かれております。

まず1つ目に、マイナンバー連動型AIチャットボットで実現する介護予防サービス開発

事業ということで、これはアプリの開発になります。こちらは委託先が株式会社Creator's NEXTになります。委託料として5,593万6,000円ほどです。

2つ目として、そのアプリを入れるタブレットの調達と配布になりますが、こちらは全戸配布したタブレットと同じですが、こちらの分は高齢者のみ世帯700世帯分をこちらの事業で該当させております。こちらは委託先が株式会社ハムシステム庄内になりまして、委託料として3,572万7,000円になっております。

3つ目として、デジタル推進員の配置ということで、令和5年12月から令和6年3月までの4か月間、デジタル推進員をお願いしております。6名お願いしております、その報償費311万6,000円になります。

最後に4つ目ですが、アプリ開発のために方言を理解するAIにするために、西川町独特の方言を収録するために、AI先生のオーディションを開きまして、17名ほど参加者おりましたが、その中から5名を先生に選びまして、その謝礼金として19万お支払いをしているところです。

その4つの項目合わせますと、合計で9,497万円という事業費になります。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） （4）に移ります。

この事業をやることで、健康寿命延伸ですから健康寿命を延ばしていくという事業なわけです。この目的がどのように実現したと考えますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お尋ねの事業について申し上げます。

まず、交付金の特徴を申し上げますと、国の事業の目的の達成に関わるところでございますので、発言させていただきます。

まず、この交付金の特徴、3つあります。1つは、全額国費であること。もう一つは、国の事業である目的は、先ほど要綱で申し上げた開拓の部分でございます。我が町の本事業において国のそれに当たるのは、アプリケーションの開発でございます。ですので、通常1年間の事業期間であるのが他の交付金等は原則だと思っておりますけれども、こちらの交付金は、開発から実装までの期間が3年でございます、3年。また、3つ目の特徴として、申請段階で開発する実施主体となる企業名を記載し、事業の実効性を担保していること。この3つが特殊な交付金なのかなと、珍しい交付金なのかなと考えております。

ですので、目的は、町民の皆様の健康寿命の延伸ということでございますが、先ほど申し上げたとおり、そもそも実装まで3年の事業期間をいただいております。ですので、その後にしております。また、我が町も、本事業は3年目で実装、開発でなくて実装です、実装し、その後、3年目以降に活用されたとしても、健康寿命の延伸という目的は、身体に関わることでございますので、人の身体ですね、その効果がすぐに現れる、介護認定者が減るといような目標値を掲げておりますけれども、それがすぐに効果が現れるものではないということとはご理解いただければと思います。

なお、開発に当たる部分の1年目の国への報告は、国の認定いただいた申請書の内容のとおり、アプリケーションの開発や、65歳以上の高齢者の方へのタブレットの配備ができた点を記載いたしました。国からは、その後、指摘もなく、私や職員も国に伺った際に、本件に関して特段のコメントも得ておりませんので、国が求める1年目の進捗は問題なかったものと考えております。

ですので、目的の達成というよりは、町としての進捗状況の認識をお答えさせていただければと思いますけれども、よろしいですか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 いいですか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 9,000万円ぐらいの事業だということで、令和5年から始まって、5、6、7で3年目に今年もうなるわけです。健康体操とか、私たち動画撮ってもらいましたけれども、タブレットでやる、見たいと思いましたがけれども、全く出てこない。ですから、一体何がどうなっているのか全く分からないわけですね。9,000万ぐらいお金をかけて、まだ3年目にして何も見えてこない。タブレットにも出てこない。ちょっと考えられないと思うんです。

5,000万円、1年目で払いましたけれども、このCreator's NEXTさんに5,000万を払いましたけれども、5,000万ちょっとですね、これは何を根拠に5,000万円を支払ったわけですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 令和5年度の際に予算説明もさせていただきましたけれども、国の仕様書に基づいて開発されたものでございます。国がお認めいただいた仕様書に基づいて開発されたものでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 通常であれば、完成品が出れば、完成検査をして、オーケーが出たらお金を払うということになるんだと思います。よく分からないですね。全く健康体操とか山形弁使っているアプリも私たちは見たことがない。町民も見たことがないという方が圧倒的です、1回だけ何かユーチューブか何かで流されたという話をする方いますけれども。ですから、そこら辺で非常によく分からない。

ですから、5,000万払った時点で、お金を払った理由の報告書のようなものは残っていると思いますが、どうですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 もちろんそれはございます。国に対して報告しまして、特段問題ないというふうには、コメントもありませんで、通常、記載を追加せよとか修正せよという指示が足りなければ来るものですが、今回においては来ませんでした。

ご理解いただきたいのは、開発と実装の違いでございます。実装というのは、タブレットのほうにもご理解いただいて入れていっている方々もいらっしゃいます。それは、私これなら使えるということで、徐々にミニデイやデジタル推進員が伺って少しずつ入ってきて、それは、やはりすぐこのアプリを導入するというのは難しいと思っております。

ですので、まずは、この事業、先ほど松田課長から支出先4点申し上げたと思うんですけども、まずはアプリの開発。開発だけまずは1年目しておいて、それで、またあと1年目に国と約束したのは、タブレットの配布ですね。アプリケーションを見られるまず土台を町民のほうにしっかり配備して、これの使い方をまず覚えてもらおうと。そうやって覚えてもらいながら、さらにアプリケーションを、ああ、これはやってみようと思った方は入れてもらおう、使ってもらおう。これを繰り返していくしかないのかなと思っております。

ですので、先ほど申し上げたとおり、この交付金の特徴は、1年で終わるものではない。チャレンジしてくれるところを、まず手を挙げている自治体を応援するというものでございます。3年目でどうだったか教えてほしいということでございます。ですので、こういった町民の皆様全員が使えるようになるというのはなかなか難しいことでもございますけれども、しかしながら、少しでもこういう方が増えて、目標値である介護認定者が減るというようなことは将来的につなげていきたいと考えております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 報告書があるということですので、ぜひ出してください。

それから、開発ということで5,000万円を支払ったということですが、町は企業の

支援のためにやっているわけじゃないですね、行政は。町は健康の福祉の増進のためにやるわけですね。この健康福祉増進のために、5,000万円が委託して、それで9,000万ぐらいがかかったと。それが本当にそういうふうな住民の健康福祉の増進に役立ったのかというところでは、何にも出ていないわけですから、何にも見えてこないわけですね。ですから、国が納得したって、町民にとって、私たちは、これ税金ですから、簡単に納得することはできないですね。3年という、もう3年目に入って、もう3年半ばですよ。今から何かやるんでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 この制度というか、国の特殊性だけまず、目的のすぐ達成できないというのはご理解いただければなと思います。ご承知のとおり、健康寿命の延伸というのは、1年で結果が出ることはまずございません。ですので、こういった地道な、家でもできる健康体操が一人一人、活用できる人が増えればいいなということでございます。

ですので、こういったマイナンバーカードの新規利用の開拓をまず国でせよということで、1年間で開拓はしました。この町でいう開発でございます。国は、開拓する挑戦した自治体に、数年後に成果を上げて、各地域に横展開されることを目的にした足の長い事業でございまして、国も特段猶予を認めている。目標値も、徐々に使われて、健康寿命が長くなる、介護認定者が減る、そんなことを実施していこうと思っています。

ですので、今後は、改良を、アプリケーションの、これはまだもっと使いやすくするためには改良を続けて、まずはイベント、ミニデイとかお茶のみサロンで使われるようにして、イベントのほうでまずは使っていきたい。そして、タブレットの利用が習熟した方においては、そのアプリケーションを入れていきたいと思っております。

なお、この事業のタブレットのほうは、今、こういう話を町としていただいております。

〔「簡潔に」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 じゃ、簡潔に。

インターネットの方法などをデジタル推進員や民生委員の方が一緒に操作して説明していただくと、意外と触っていると面白いとか、痴呆防止になりそうだななどと、タブレットをまず触っているだけでも、健康寿命延伸に資するような一助になっているのかなというご評価もいただいております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 5,000万ぐらい委託して、健康体操のビデオを撮ったりして、山形

弁も使って、そこにお金を使ったと。ところが、全く現物が実際のタブレットには流されな
い。見たことない町民が圧倒的、私も聞きましたけれども、見ていないという方が多いで
すね。そして、本当にやるんだったら、きちっと毎回1か月間やりますとか、ただ1回、2回
だけではもう話にならないわけですよ。そこら辺の本当に9,000万ぐらい使って何をやっ
たのかということが全く見えてこない、今の説明でも。ということで、ちょっと非常に納得
できない答弁だと思います。

委託料だけでも約6,000万ぐらいは使われ、全体で9,000万と言われました。介護保険サー
ビス、介護保険関係のお金ということで9,000万ぐらいが使われたということです。これが、
これだけお金あったら、もっと介護サービスがきちっと西川町でできるのではないかと
いうことで、次の質問に移ります。

町の介護サービスについて質問します。

(1)です。要介護度によって1か月に利用できる上限、支給限度額が設けられています。
限度額を超えてサービスを利用した場合、町の支援はどうなりますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ほかに、先ほどの事業を介護予防に充てるということは国としてできません。こ
れは開発することが目的なので、私らも当然、介護予防に、またミニデイにたくさんお金を
充てたいというのは今でもやっております。そういった方を、その9,000万円を、タブレッ
トも配布できました。少しは形は見えてきたと思います。そして、この残った6,000万をほ
かのことに使うということであれば、お金は国から頂けませんでした。その点をご理解を
いただければと思います。それを介護予防に回せるというような議論はなりません。なりませ
ないので、そこだけのご理解いただく。

あと、先ほどの全く利用されていないということは、そうではございません。アプリケー
ションをダウンロードしている方もいらっしゃいますし、使っている方も実際にいらっしゃ
います。ミニデイにおいても、月1回と言いましたけれども、各地でもう30回、サロンも合
わせれば開催されていますので、その点をご理解いただければと思います。

では、ご質問いただいた介護サービス支給限度を超えて利用した場合の町の支援はどうな
るかという問いについてお答えをさせていただきます。

初めに、現在取りまとめを行っております町民アンケート、7月から8月に実施させてい
ただきました。その質問の中に高齢者福祉についての項目がございます。その高齢者福祉政
策への重要度についてですが、引き続き介護予防は、前回と今回とともに、「重要」または

「とても重要」と回答された方が95%いらっしゃいました。一方で、介護福祉施策に関する満足度は、3年前は76%の満足度……

[「いいです、時間ありませんので。(1)に教えてください」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 今、答弁しています。

満足度であります。このたびのアンケートでは76から82%に改善されました。町民の皆様のご意見とすれば、介護福祉関係は満足度が高いかなというふうに考えております。

これらを踏まえまして、ご質問のお答えになりますけれども、介護保険制度では、介護サービスを利用する所得に応じて、1割から3割の自己負担をお支払いいただくこととなります。その自己負担の上限を超えた分は、高額介護サービス費として払い戻される制度がまずございます。その制度がございまして、これは一月に利用したサービス費が多くなってしまった場合に、自己負担が軽減されることとなります。

「西川町の介護保険」というパンフレットをご覧になっていただければと思います。例えば、要介護1で1割負担の方の場合、1か月のサービスの上限は16万7,650円が上限額と決められております。自己負担はその1割の1万6,765円でございます。仮に利用した金額が18万円だった場合、その上限との差引き1万2,350円と合わせ、2万9,115円ご負担になりますが、この方の世帯全員が住民税非課税であれば、自己負担の限度額が1万5,000円と決められております。本人負担分の1万6,765円との差引きの1,765円がご本人に戻されるという仕組みでございます。

このほかにも、低所得者の方の施設利用が困難にならないように、滞在費と食費が軽減されるといった制度もございます。

なお、ご指摘の高額介護サービス費として、令和6年度は1,393万6,000円ほどの予算を盛り込んでおります。対象となった件数は482件でございました。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番(佐藤光康議員) 町の単身高齢者世帯数、高齢夫婦世帯数の数と割合を教えてください。

○菅野議長 事前通告はありませんが、後で聞いてください。

○6番(佐藤光康議員) 議長、おかしいじゃないですか。私、これ、項目を書いたんですよ、一般通告用紙に。そうしたら、これは数は書かないでくださいと、(1)のときに聞けば答えてもらえますからという話でした。ちゃんと答えさせてください。

○菅野議長 そのとき、各課で課長と連絡をとという話をしましたよね、これもらったとき。

○6番（佐藤光康議員） 今聞いて何で悪いんですか。

○菅野議長 打合せというか、聞いていなかったんですか。

○6番（佐藤光康議員） いや、話はしましたよ。

○菅野議長 した。

○6番（佐藤光康議員） しました。ちゃんと。答えてもらっていいんじゃないですか。回答させてください。

○菅野議長 回答ありますか。

○6番（佐藤光康議員） 何で悪いんですか。だって、私にそう言ったじゃないですか。

○菅野議長 うん、だから私も言ったよね。

○6番（佐藤光康議員） （1）のときに質問してくださいということでしたよ。

○菅野議長 そうです。

○6番（佐藤光康議員） お願いします。

○菅野議長 だから、打合せというか、数字……

○6番（佐藤光康議員） 聞いている。

○菅野議長 数字は分かるかい。分かる。

石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

1人暮らしの世帯数につきましては、令和7年4月1日現在で302世帯、また、ご質問の2つ目にありますとおり、老人のお二人の世帯数につきましては、同じく令和7年4月1日時点で347世帯というふうになっております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 合わせて670ぐらいですかね、650ですか。だと、大体、西川町の全世帯の3分の1ぐらいが1人でとか夫婦2人で頑張って暮らしているという高齢者だという世帯だということですね。

非常に今増えてきています、高齢者1人だけ、夫婦だけ。うちもそうです。高齢者の皆さんが要支援、要介護になっても、子どもさんが休んでうちに来て親の介護をしてくれる方はそう多くはないと思います。では、施設に入ったらいいんじゃない。でも、今、高額ですから、そう簡単に入れられない。そうすると、子どもの世話にならないで、できるだけ介護保険サ

ービスを使って、できるだけ家で暮らしたいということになるわけです。

しかし、国の責任ですけれども、国は、介護度によってサービス支給額の限度額を決めてサービス利用を制限してきたというのが事実です。今の説明ありましたけれども、西川町は、限度額を超えてサービス利用した場合には、町の支援というのはないというのが現状です。

私びっくりしたんですけれども、ところが、こういう町があるのをちょっと紹介します。全国小さくても輝く自治体フォーラムというのがあります。北海道の東川町、西川町のオフィシャルパートナーですけれども、あそこも入っています。今年、長野県の泰阜村というところでフォーラムが開かれました。そこでの長野県泰阜村での高齢者福祉の報告が大変注目を浴びたんです。人口1,500人の村です。

ホームページに次のように書かれています。「在宅で暮らし続けるために必要なサービスは、介護保険の限度額などにしばられることなく、十分に提供します。必要な方には必要なだけということです。たとえば、独居で寝たきりに近い高齢者の方には、1日に5－7回ほどの訪問介護、デイサービス、入浴介助等々が必要な場合がありますが、サービスに制限は設けません。村で暮らし続けてほしいという思いから、在宅で暮らすために必要なサービスは必要なだけ提供します」。

具体的には、介護保険料、自己負担分ですけれども、所得によって1割から3割の負担になります。その自己負担分の6割を村が公費で負担していると。介護保険の限度額を超過分は全額村で払っているということです。住民は必要なサービスをちゅうちょなく利用できる。ケアマネもお金を気にすることなく高齢者の状況に応じて一番いい方法を選べると。さらに、70歳以上の医療費は、70歳以上の高齢者は1回500円、診療所への送迎は無料ということです。私も大変びっくりしました。この住民の福祉ニーズを一手に引き受けているのが泰阜村の社会福祉協議会です。財源は介護報酬と村からの受託費だそうです。

ホームページにはこうもあります。「村では、これまで村を支え、守り続けてくれた私達の先輩である高齢者の皆さんに、「この村に生まれてよかった」「ここで最期まで暮らせて幸せだった」と思ってもらえるような最期を提供するのは、あくまで行政の責任であると考えています」と述べられています。

町長、こういう村がありますけれども、どう思われますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。感想だと思います。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

感想ということではよろしかったですかね。

私の知る限り、その泰阜村さんは、町立病院ではなく診療所化されていたりしているかと思えます。そして、財政も、実質公債負担率はそんなに高くはございませんけれども、将来負担比率は数字が出ていた財政の厳しいところだと承知しております。そういった中で、この村は、病院を診療所としてまず設置というか、診療所という位置づけにして、介護予防のご支援に振り切った村なのではないかなと承知しております。

我が町に照らしてみると、まずは町立病院を守るために、この4年間は稼ぐ土台づくりをしてきました。次の4年間では、そういった泰阜村のような介護のほうも、今までは介護予防のほうは頑張ってきたけれども、介護のほうの支援というのもしていかななくてはいけないし、水道インフラ、病院をまず守らなくてはいけないので、そこまでは西川町としては、病院を診療所化するとか、そういったところまでは振り切れていないのかなと。もう少し町立病院として存続させ、それができた後に、維持できる見込みが立った後に、こういったご支援は必要だなと必要性を強く感じております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 西川町も福祉の町として頑張ってきましたけれども、まだまだ十分ではないと思います。町民の多くの皆さんがやはりこういう泰阜村のような福祉政策を願っているのではないかと思います。さっき町長の答弁もありましたけれども、ぜひこれを目標にやっていただきたい。

この泰阜村の中にはこういう文面もあります。サービスを受けるときは、まず役所へ申請書を提出することから始まりますが、泰阜村では、とにかく困ったことがあったら、役場、社協へ電話一本いただければ、すぐに対応すると、サービスを提供すると。申請書を書くのはその後でいいということだそうです。

本町はどういう状況になっていますかね。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

介護保険に関してだけを申し上げれば、介護が必要だというふうにご本人またはご家族が考えられた場合につきましては、まずは最初に保健センターのほうにご相談をいただくというのが最初の一步目となっております。保健センターへ電話でお問合せをいただければ、もしお越しいただけない場合に関しましては、専門の職員が訪問し対応するなどの対応もしておりますので、そういった形でまずは保健センターのほうに伺っていただければというふうに思っております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 相談するということですね、町民が何かあったら相談してください。それがよく、どこに電話したらいいかわからないとか、どうしたらいいべとかって困っている方結構いるんです。

オレンジの「西川町の介護保険」、これ大変いいです。表で、まず相談すると。自分が基本チェックリストを受けるとか、受けたらどうなったらここに行きますよとか、非常に具体的に書いている。ホームページにもありますけれども、見ない方もいらっしゃるんで、やはり高齢者になったら、もし何かあったらこういうサービスが西川町ではあるんですということがあれば、何となくイメージがつくんですね。ですから、ぜひ高齢者のおられる世帯にはこれを配ってもらえばと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご意見ありがとうございます。今後の事業の参考とさせていただきます。

○菅野議長 あと15分ぐらいしかありませんので、10時半までです。

〔「15分で」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 大丈夫ですか。

○6番（佐藤光康議員） いやいや、それは。

次、質問2に移ります。

全国的に介護事業所の職員不足が大きな問題になっています。町内の介護事業所の人材不足の現状を町はどのように認識していますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 全国的な介護事業所の人材不足について話題になっております。地域社会の高齢化の進行とともに、介護サービスの質と安定的な供給を図るためにも重要なことと考えております。また、各事業所においては、介護福祉士や看護師さんなど専門的な資格所有者を配置するため、その人材確保に努められております。

そのような中、町内の介護事業所、私も伺ってまいりました。現在のところ、若い新規採用職員の雇用、または定年退職者の継続的な雇用、中途採用、さらにはシルバー人材センターなどへの外部委託を導入しながら、サービス供給体制の確保に努められています。

町の総合計画では、地元で働きたい若者や女性が、地域にはどういった企業があるのか、どういった人材を求めているのかといった情報を得やすいよう、タブレットを通じて、介護事業所も含めて企業ガイドなどの発信を行い、町内における雇用のマッチングを図ることに

しています。介護事業所も含め、地元で働く人材の確保、雇用の確保に向けて、町が支援できることは引き続き考えていきたいと思っております。

なお、その2つの事業所さんは、人材の点も確かにそうなんですけれども、施設の老朽化のほうも一方で心配されていまして。こちらのほうを町の支援を具体的に、人は何とか今のところ頑張っていると、そういった施設面でのご要望がありました。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 人手不足ということで、介護労働者、働いている方、本当に高齢者にとってはありがたい皆さんです。ところが、賃金が安い。全産業平均よりも月5万円以上低いというふうに言われています。ですから、国がしっかりと公費助成で賃上げをすべきだというのが私たちの考えですけれども、ぜひ町長も国のほうに声を上げていただきたいというふうに、よろしくお願いします。

質問3に移ります。

全国に訪問介護事業所の倒産・休廃業が増えています。昨年度の国の訪問介護基本報酬が引下げになりました。物価高騰も含めて、町内介護事業所の経営への影響について町はどのように把握していますでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 国の介護報酬の引下げや物価高騰などの影響などの……3番目でいいんですね。

〔「そうです。3です」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 について申し上げます。

先ほど来、雇用確保も賃金引上げも含めて、町村会でも町単独としても国に対してはお願いしているところでございます。そんな中、なかなか上昇、まだほかの職業に比べて低いというご指摘がございます。令和6年4月に行われた介護報酬の改定や昨今の物価高騰による影響が広がっていることは把握しております。

先日、町内の介護事業者に視察に伺いました。現場の職員の方からお話を伺ったところ、施設系のサービスはもちろんですが、訪問サービスや通所などのデイサービスも含めた総合的な介護サービスを展開することで、企業経営全体としてはそう大きな影響はないというお話でした。

しかしながら、介護サービスは介護報酬額が決められているため、物価が上がってもそのコストを利用者に転嫁できないという点が難しい点と伺いました。今後の経営上の課題として、若い人材の確保に不安があること、また、上がり続ける物価高騰への影響や利用者の確

保についてお話を伺いました。こういった厳しい状況の中、介護事業者は、運営コストの見直しや処遇改善加算など新たな加算分の確保など、これまで以上、経営の努力を続けられていると承知しております。

また、町としましては、現在、地域包括支援センターを中心に高齢者の介護予防を推進し、その一部は町内の介護事業者に業務委託を行っております。介護予防教室などを通じて町内事業者を身近に町民の皆様を感じていただきながら、今後、介護サービスが必要となった場合には、その事業者が支援を受けられるような結びつきに結びつくものと考えてございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 訪問介護の基本報酬の国の引下げによりまして、どんどん訪問介護事業所が一時休止とか倒産とか増えています。例えば山形県内では、この基本報酬引下げで、県内で200の訪問介護事業所があるそうですけれども、昨年度から先月までで28か所が一時休止をしたと。訪問介護事業所がない市町村が県内に4つもあるとNHKニュースで報道されました。

私も町内の事業所にお話をお聞きしました。どのくらい訪問介護の部門、基本報酬で減収になりましたかとお聞きしました。約250万ぐらい減収になったという話です。訪問介護の事業は人件費が76%ですから、どうしてもそこにしわ寄せが行くと。ホームヘルパーは6人おられるそうですが、その中で正職員は1人だけで、残り5人は、定年後にもう一年お願いできないかとお願ひしたり、パートの方だそうです。そうやって何とかやりくりしているというのが現状だそうです。

今年になって南陽市が、訪問介護の基本報酬引き下げられたことを受けて、南陽市内の訪問事業所も非常に経営が厳しくなっているということで、引き下げられた報酬分を介護保険の積立金から支出して事業を支援することになりました。南陽市の市長は、全国で訪問介護事業所が減っている中で、廃業してからでは遅いと、事業所の経営を支えていきたいと話しています。

先ほどのA I 開発事業6,000万委託していますけれども、そういう額からすれば本当に小さな額です。町長、本町も同じように支援することは必要じゃないですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 もちろん支援はしたいなと思っていますけれども、先ほどのA I の話をまだご理解いただけないかなと思っていますのですけれども、この事業に介護事業は充てられません。

〔「それはいいです」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 ちょっとそういう発言があると……

〔「それはいいです。次」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 繰り返しになりますけれども、介護事業のデジタル田園交付金は介護予防には使えません。介護福祉費としても使えないので、その点をご理解いただければなというふうに思っております。

南陽市さんのように、私どももそのようにしたいなと思っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、まずは稼ぐ力と病院の経営改善、そして水道料金を上げないという公共インフラ、自治体が最低限守らなくてはならないインフラを最初の4年間でしなくてはいけないというふうに考えております。

これらのご提案は、福祉のさらに強化という意味では必要だと思っております。申し上げたとおり、先ほどの総合計画には8年間予定されておりますので、その4年後のところで財源確保をしながら行っていければいいなと思っております。ですので、先ほどのA Iの福祉の件はこれとは違いますということをご理解いただければと思います、使えませんので。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） じゃ、質問4に移ります。

町内の特別養護老人ホームについて質問します。

山形県の特別養護老人ホーム入所指針に、要介護3から5までが特別養護老人ホームの入所判定の対象となるわけですがけれども、要介護1、2でも特例的な入所が認められる場合があるとしています。具体的にどういう場合が要介護1、2でも特別養護老人ホームに入れるんですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 要介護1、2の町内の方が家庭の事情で入居できる制度はないかということでございます。

平成27年4月1日より改正介護保険法が施行されました。特別養護老人ホームの入所対象者は、原則として要介護3以上の方になります。ただし、心身の状況や置かれている環境の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる場合に限り、要介護1または要介護2の方が利用できる特例入所という形がございます。

現在、町におきましては、特別養護老人ホームや地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所がございます。これからの介護ニーズにおいて、要支援または要介護の低い

方々が利用できる施設サービスの需要があれば、町には利用できる敷地が幾つかございますので、新たな事業所の誘致をこれまでも行ってきたとおりに継続してまいりたいと考えております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 町内には国民年金だけで頑張っている高齢者の方がたくさんおられます。ですから、そういう方は、特別養護老人ホームに入れることを皆さん期待している方が多いわけです。

今、介護度1、2でもそういうふうの特例使って入る方が各市町村で増えているという話を山形県老人福祉施設協議会からお聞きしました。ですから、今、町内の特別養護老人ホームの待機者が少なくなってきて、空きベッドをなくすために町外の方も入れているのが現状です。ですから、本当に大変で、家族もいなくて大変な方で、要介護1、2だったら町が認めれば入れるという特例がありますので、ぜひこれをちゃんと町民に周知していただいて、きちっと対応をお願いしたいというふうに思います。

最後に、質問5です。

大変暑い夏でした。私もまさか入間でクーラーを使う時代が来るとは思いませんでした。もう本当にクーラーがないと、やっぱりやばい、ちょっとまずいなとか、生きていけないということを実感しています。今、最近、マスコミでは、エアコンを生命維持装置というふうに言っています。それがないと命を維持できない状況だということ。そこまで今厳しく暑い夏になってきました。

今、エアコンの購入費の支援が広がっています。東京都もそうですけれども、例えば群馬県の大泉町では、70歳以上の市町村民税非課税世帯に費用の2分の1、4万円を限度に支援しています。そういう町も広がっています。

町も命を守るためにエアコンの購入費の支援をすべきときに来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。時間の関係で端的にお願いします。

○菅野町長 命に関わる取組でございますので、当然重要性は認識しております。東京都のように将来的に高齢者を中心としたエアコン購入をできるだけ多く支援したいという気持ちは当然でございます。しかしながら、それには財源も必要でございます。

今、既存事業であっても新規事業であっても、とにかく国の交付金を得られるものは得て、職員と共に財源確保に向けて日常的に取り組んでおります。まずは、大変気候変動の多い昨

今、上下水の水量8割が山から小沼を中心とした湧水に依存している我が町としましては、命に関わるものとして水の維持というのが大事でございます。こちらの配管のほうにも数百億これからお金がかかります。ですので、こういった当然命にも関わることを検討していきます。

しかしながら、今の熱中症対策として高齢者や低所得者などを対象にエアコンの購入・設置を補助することは、まずは公民館や集会所、こちらのほうは私らできます。ですので、今回、地域づくりヒアリングの要望で、公民館に関する要望をこれまで区の要望と合わせて2つまでということでしたが、公民館だけに関しても3ついいと。

〔「違うことを言っている」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 ですので、高齢者支援は、まずはできることとして、個別支援ではなく公民館の支援をさせていただきたいなど、エアコンの設置に向けてですね、思います。今回も海味や間沢、沼山の3か所に令和6年度エアコンの設置をさせていただきました。こういったことを通じて、まずは多く集まる場所から実施をしていきたいと考えております。

○菅野議長 時間になりました。

○6番（佐藤光康議員） 最後に一言だけ。

やっぱり西川町で最後まで暮らしたいという高齢者、最後までうちで暮らしたいという高齢者、たくさんおられます。西川町が好きなんです。そのためには、町の支援がなければできないんです。ということで、町の高齢者の政策の充実を強く求めて質問を終わります。

○菅野議長 以上で、6番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○菅野議長 続いて、7番、大泉奈美議員。

[7番 大泉奈美議員 質問席へ移動]

○7番（大泉奈美議員） 7番、大泉奈美です。

今日は2つの項目について質問をさせていただきます。

最初に、質問事項1として、公民館、町内会、区などが管理する集会施設の維持についてということで、各地区の公民館、町内会館などは、まず町で様々な予算を獲得していただきまして、ミニデイの回数も多くなり、各地区で多くのサロンなどが開催され、集会所、その場所を地域活性化のために使う頻度が大変多くなりまして、重要な施設であるというふうに思っております。この施設長寿命化に向けて質問します。また、入間地区からの要望も踏まえ、質問させていただきます。

質問の1番ですが、集会施設の長寿命化に向けた対策について。

(1) 人口減少と高齢化で、各地区では修繕費の徴収など厳しい状況になっています。現行制度では、町の補助率は工事費の2分の1となっており、補助対象経費の150万円を限度とするというふうなことで西川町公民館等施設整備費補助金交付規程の中に盛り込まれているわけですが、この補助率を上げる必要があると考えますが、見解をお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

[教育長 前田雅孝君 登壇]

○前田教育長 ただいまの大泉奈美議員のご質問にお答えいたします。

人口減少や高齢化によりまして各地区の集会施設の維持管理が厳しい状況にあることは十分に認識しておるところですが、現状、大泉議員のご質問の趣旨にある長寿命化という概念は補助金交付要綱の対象事業とはなっておりません。

西川町公民館等施設整備費補助金交付要綱では、条例に定める中央公民館を除く公民館、町内会館等集会機能を有する集会施設、倉庫、駐車場等の施設管理、利用上必要な附属設備を補助対象としております。対象となる事業内容は、新築または改築による建築、増築、建物の主要な構造を変える改造、間取りや主要構造に手を加えない範囲の改修、附属施設の整備等としております。

このうち、大泉議員のご質問に関連すると思われます改造については、補助対象経費の2分の1以内の額、500万円を限度とし、改修、解体、附属設備の整備につきましては、補助対象経費の2分の1以内の額、先ほど議員おっしゃったとおりでございますが、150万を限

度として補助を行っております。

町といたしましては、例えば、令和6年度における世帯数の比較的少ない原区におきまして、屋根を改修したいという要望を受け、上限額を100万円から150万円に引き上げるなどの対応を行ってまいりましたように、地域の実情に照らし、可能な範囲で柔軟に要綱を見直してまいらなければならないものと考えております。

一方で、長寿命化となりますと、その工事内容から多額の財政支出も予想されますので、補助要綱の抜本改正を要するものと思われまます。そのため、どのコミュニティー施設にどれくらいの支援を行うべきか、時間をかけても地元負担等について地域と協議して、補助率等を含む適切な補助の在り方を取りまとめていきたいと考えております。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 今、答弁をいただきまして、私が質問した長寿命化というふうな部分で、今の町の補助金交付規程についても、この交付規程を変えていく必要があるというふうな答弁をいただきました。

町のホームページ見ますと、西川町公共施設等総合管理計画書がありまして、令和4年に改訂されています。公共施設といえば、建物だけではなく、もちろん学校や橋梁全てにおいた計画書で、適正に管理するための9つの方針とかも示されておりまして、長寿命化の実施方針もありました。その中においては、私が先ほど申しました公民館に限らず、地区会館とか、そういった施設も全て明記されておりまして、やはりこれを維持していくにはかなりの費用もかかり、じゃ優先順位をどこにしていっていいかというのをちょっと私もこの計画書を見て思ったところです。

ただ、公民館に限らず、集会施設というのは、先ほども言いましたけれども、地域活性化、高齢化が進みますと、なかなかここに来てくださいといっても来られないし、歩いてまあまあ区内にあるところには移動ができるかなということもありまして、やはり雨も降りまして雨漏りもしますと、やはりトタンとかそういうのを変えなきゃいけないし、雪でちょっと壊れてしまったというのもありますけれども、なかなか修繕費の積立費の徴収というのが、特に西部地区といいますか、そういったところにおいては、国民年金で、1人暮らしのためとか、修繕費の徴収がなかなかちょっと厳しい状態であるというのも区長さんなどからお聞きしてきたところでございます。

ただ、町の規程がございまして、今後、先ほど教育長も、地域とのヒアリングというか、

要望に当てて相談をしながら進めていきたいというふうな答弁がありましたので、各地区の施設の維持に向けて、ぜひ町での対策をお願いしたいというふうに思います。

あとは、これは強く要望するというので、この1番は終わりたいと思います。

質問の2番なんですけれども、入間地区の現状と要望について。

(1)で、旧入間小学校の跡地が売却され、売却先のご厚意により駐車場として敷地内をお借りしていましたが、工事が始まれば難しい状況になります。

入間公民館は、唯一の集会施設であり、避難所です。高齢者が多いことから車での移動が多い現状であることから、附属施設として駐車場の整備が必要です。公民館の附属施設として検討していただけないでしょうかということをお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

入間公民館の駐車場整備については、昨年9月に実施した地域づくりヒアリングにおいてご要望をいただきました。当初、公民館東側への駐車場整備をご要望でございました。区長や地区役員、佐藤光康議員、大泉奈美議員の立会いの下、10月に現地確認を行わせていただきました。この際にも役員の皆様とお話しいたしましたが、公民館の東側ではなく、公民館の西側を希望する旨、入間区の皆様と役員の皆様と共有したと認識しております。この協議を経て、本要望については、昨年、次のようにお答えをしております。

まず、東側駐車場整備について申し上げます。旧入間小学校敷地所有者である青山建設株式会社より、災害時の避難場所として地元利用を承諾済みでありますので、駐車場整備は実施いたしませんとご回答しました。

続いて、西側駐車場について、旧入間小学校敷地所有者である青山建設株式会社より、災害時の避難場所として地元利用を承諾済みでありますので、駐車場整備は実施いたしません。ここまでは一緒の回答でございます。なお書きを続けています。なお、今後の青山建設の整備計画に基づき、駐車場整備が必要な場合には、令和8年度以降再度ご要望をお願いいたしますというような回答をしております。

このため、青山建設の整備計画が明らかになり、その上で入間区からのご要望を受けた場合には、町は、工事終了後も災害時の駐車場等として利用させていただけるよう青山建設様との対話を深め、要望も含めて適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ご答弁ありがとうございます。

私も、令和6年10月には現地調査ということで、町長はじめ担当課の皆さんと一緒に現地を見させていただいて、あとはうちの区長からも、令和7年2月18日付で地域づくりヒアリング要望に対する回答については目を通しておりますので、これは認識をしているところで

す。

実際のところ、おかげさまで、まず消防のポンプ庫ですね、今の工事が始まりまして、移設工事、公民館の中に附属施設としてするというで工事が始まっております。まず一つ、公民館に消防のポンプ庫が来るということは、消防のポンプ庫の前はいつも空けておかななくてははいけないし、いつも除雪をしておかなくてははいけない。あそこの場所の区画としまして、前に電柱とかありまして、じゃ除雪の雪をどこに片づけようか、雪のやはりちょっと対策もあって、いざ出動だというときに、ポンプ車が出られないという状態ではちょっとまずいのではないかという、実際に工事が始まって目にすると、これは前をもうちょっと空けて駐車場等を広げないとなかなかちょっと大変だなという状況に変わってきたというふうに思います。

あとは、入間地区を会場に、お寺縁日とか、6月にツール・ド・さくらんぼのエイドとか、あとランタン祭りなどでも使わせて、これは旧入間小学校駐車場ですね、青山建設さんのご厚意で駐車場としては使わせていただいておりますが、あそこの場所に、今、材木といますか、切り出した木がまず並べられております。あとは、部分的な工事を少しずつ始めるのかなというふうには思うんですが、グラウンドのちょっと端のほうに、排水か何かはちょっと分かりませんが、そういったマンホールのような工事とかも始まっているわけです。その中で、やはりまずは第一に、消防のポンプ車がいつでも出動できる状態にしておかなくてはまずいなというふうに考えたところです。

駐車場については、町からのご回答、今、町長からの答弁いただきましたけれども、今後、今月に地区とのヒアリングが計画されているということも区長からお聞きしておりますので、その辺は、お忙しいかとは思いますが、再度現地をちょっと確認していただいたり、地区の区長はじめ役員の方とお話をさせていただき、駐車場整備に向けてちょっとご検討をいただきたいというふうに思うところですが、この点についてちょっとご意見をお伺いします。

ご意見というのは、ちょっと何を答えたらいいか分からないというふうに思いますけれども、再度検討いただけるかということについてお願いします。

○菅野議長 ポンプ庫の前のあれですか。

○7番（大泉奈美議員） とうか、すいません、駐車場の件ですね、駐車場の件。駐車場は

西側のほうになりますけれども。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 繰り返しになりますけれども、青山建設の整備計画が明らかになって、その上で入間区からのご要望を受けた場合には、工事終了後も災害時の駐車場等として利用させていただけるよう、まずは青山建設さんとの対話を深め、適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

交付金要綱の改正については、先ほど担当の教育長が申し上げたとおりでございます。現地確認も当然伺います。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） じゃ、駐車場の件についてはよろしく願いいたします。

続きまして、質問事項の2番で、子どもたちのスポーツ環境の充実をということで、部活動地域移行、町民のスポーツ環境整備などについては、3月の第1回定例会でも質問させていただきました。令和8年度から土日祝日は完全に移行になります。

町の進捗状況と方向性について質問しますが、（1）中学校の部活動について、9月に行われる種目別新人戦の合同チームの現状についてお聞きします。また、スポーツ協会、保護者、学校関係者との対話会の進捗状況も重ねてお聞きをします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ご質問にお答えいたします。

個人種目は別といたしまして、団体種目に絞りますと、昨年度までの新人総体、いわゆる新人戦でございますが、への合同チームによる参加は野球部のみでございました。男女バレーや男子卓球は単独チームで出場しておりました。

しかし、今年度9月開催の新人戦について、合同チームでの参加は、オープン参加も含めまして、オープン参加というのは、団体での出場は認めるけれども、成績としては公式に残らないというものでございますが、オープン参加も含めまして、野球、男子バレー、女子卓球、男女剣道の5競技の参加を予定しております。合同チームが昨年度に比較しますと1競技から5競技に増え、西川中単独編成で団体出場するのは、女子バレー、男子卓球の2競技のみとなってしまいました。

対話会につきましてもご質問いただきましたので、続けさせていただきます。

次に、対話会に関してでございますが、7次総基本計画第2章の基本方針2「対話を通じて、関係人口と共創・協働し、ウェルビーイングな地域を本気で目指す！」の（4）では、

部活動地域移行を契機に、対話会を通じてニーズを把握するという施策を打ち出しております。これを受けまして、令和4年から毎年、対話会に取り組んでまいりました。

令和4年は、11月に広く一般町民の方々を対象に開催いたしまして、地域移行の背景や趣旨、町としての対応方針の周知、町民の方々の意向把握を行いました。令和5年は、3月に各運動部と吹奏楽部の保護者、指導者を対象に開催し、地域移行後の体制や現外部指導者の方々の意向を把握いたしました。令和6年は、スポーツ協会との対話を重ね、部活動の地域移行を契機とした町の総合的なスポーツ環境の整備と、地域移行後の平等性を担保した支援に係る財源確保策等に関して協議を行ってまいりましたが、部の実情が多岐にわたることから、それぞれの実情に応じた支援対応が必要であるという現状を把握するに至りました。

そして、今年度、令和7年度は、年度当初から町長にも出席いただきながら、改めて各部ごとに全ての保護者の方々と対話会を行いまして、各部ごとの個別の実情や課題、ニーズの把握に努めてまいりました。そして、現在は、8年度からの土日の完全移行に当たり、今後は具体的な支援の方向を各部にお示しし、確認をいただいた上で予算化に向けて整理をしております。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ご答弁ありがとうございました。

なかなか子どもたちの人数が少なくなりまして、ちょっと私も西川中学校の部活動所属部員数一覧というものを担当課から頂戴をいたしまして、新人戦になりますと、やはり1年生、2年生で構成するわけですが、バレー部の男子は4名、女子は5名というところですが、ここはほかの部の子どもさんをお借りして大会に参加するというお話も聞いております。

卓球部については、男子は7名と多いんですけども、女子は今の2名になっております。野球部は2年生が2名で1年生はゼロ、剣道部は男子1名、女子1名の2名ということですね。カヌー部も今のところ3名、3年生が卒業されますし、3名ということで、吹奏楽は8名、あとはその他クラブですね、サッカーとか水泳とか、そういったクラブに行っている子どもたちがいるという、あとは無所属と、任意制になりましたので、部活には入っていないという子どもたちがおるとい部員一覧というものを頂いて、間もなく新人戦が各部で始まっていくというふうに思っております。

そこで、第7次総合計画に、先ほど教育長が申しましたように、改訂版のほうに、具体的な主要事業としてということやら、「対話を通じて、関係人口と共創・協働し、ウェルビー

イングな地域を本気で目指す！」ということで、担当課のほうでも対話会をしながら進めていっていただいているというふうに思うところです。

やはり課題としては、各種目別に事情が違うという、先ほど教育長のほうからも答弁はありましたが、子どもたちの人数とといいますか、これを見ても、やはりそれぞれ団体競技もあれば個人競技もあるということではありますが、やはり部活動、みんなで一緒にやる中学校時代というのは、大きな思い出にもなるし勉強にもなるし、学校では学べないこともあるというふうに思います。対話会という進捗状況をしていただきながら今後も進めていっていただきたいということをお話ししながら、(2)番に移りたいと思います。

コーディネーターとして集落支援員を配置し、ほかの市町村とも連携しながら学校と町をつないでいく必要があると考えますが、今後の方向性をお聞きします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 お答えいたします。

本年5月に示されました国の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめにおきましても、地方自治体による推進体制の整備の必要性が提言されております。

本町としては、土日の活動の運営支援、指導者の確保と育成、学校との連携強化、安全管理、運営基盤の整備等を行うことで、学校、地域、保護者、指導者の間をつなぐ調整役は持続可能な活動環境を構築する意味からも必要と考えておりますので、今後、適切な人材を充ててまいりたいというふうに考えております。

なお、議員のご発言にございました集落支援員制度を活用しての配置につきましては、国の施策にのっとり、該当するかを適切に判断して対応を進めてまいりたいと考えております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番(大泉奈美議員) 部活動地域移行の取組につきましては、先般、議員の研修会ということで、新潟県の湯沢町ということを訪問しまして、いろいろなお話を伺ってきました。湯沢町は、皆さんご存じというか、ご存じかとはもちろん思いますけれども、あそこ、スキー場がやっぱり雪が多くていっぱいありまして、ある意味、スキーのリゾート地という感じはしますけれども、スキー競技は、本町のカヌーのような形で、アスリートを前から育てているという町であります。

町のスポーツ全般ですね、休日の部活動の地域移行にかかわらず、あそこはNPO法人の

ユースポ！というのがありまして、そこで町内、子どもたちから高齢者までのスポーツの活動を全てマネジメントしながら、その中で中学校の部活動についてもこちらでサポートしながら、もちろん指導者とかそういったことも、あとは部活動のメニューなんかも組みながらやっていただいているという状況でありました。

やはり先ほど私も集落支援員というふうに、まずは集落、本来であれば、NPO法人でもいいんですけども、クラブチームがあってクラブマネージャーがいて、各スポーツ協会やら保護者の団体が組織しながら、クラブチームがあってマネジメントできるという体制を取っていけばいいかなというふうには思うんですけども、やはり最初は集落支援員を配置しながら、この部活動、まずは部活動地域移行、子どもたちのスポーツについて進めていっていただきたいというふうに思いますので、今後とも対話を重ねながらよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次は質問の2番で、スポーツ少年団についてお聞きします。

(1)の本町のスポーツ少年団は、中学生までの子どもたちが登録しています。スポーツ競技の受皿として、また先輩方がその指導をしており、持続可能で重要な組織であることから、指導者への支援を検討していく必要があると考えますが……

○菅野議長 大泉議員、(3)抜けたんでは。

○7番(大泉奈美議員) (3)抜けましたか。そうでした。大変失礼いたしました。

じゃ、(3)で、県内では各地区においてクラブチームが発足されています。西村山地域で合同チームからクラブチームに移行し発足した場合、町として体育施設の減免、大会参加の交通の支援などを検討していただけないでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 大泉議員のご質問にお答えいたします。

やっぱり生徒数の減少から、今後、クラブ化が進展するということは予想されます。現在、部活動として行われている形から、そういう任意団体が運営するクラブチームに移行すれば、各市町が定める現行の規則等に照らして、減免措置が受けられなくなることが想定されます。

この状況を踏まえまして、西村山1市4町で構成する西村山部活動改革協議会では、現在、保護者負担の軽減を図る広域クラブの減免等について、前向きに協議を重ねている状況にあります。1市4町の実情が違いますので、同様の対応は難しいと思いますが、できるだけそういう保護者の負担の軽減を図る対応をしていこうということで協議をしている状況にございます。

それから、大会などに係る移動に関する支援につきましては、本町といたしましては、スクールバスの運行を含めた現行の運用ルールの弾力化などで、対応可能なところはできるだけ前向きに対応してまいりたいというふうに考えております。しかしながら、クラブチームへの移行となれば、所属する個人への対応となることが想定されるため、その支援の在り方には大変難しい課題があるものというふうに捉えております。制度設計をしっかりと進めていくべきものだというふうに捉えているところです。

今年度以降進んでいくと思われまますクラブ化は、現状では流動的で不透明な要素もありますので、今後、その移行状況を踏まえまして、公平性の観点から、各競技間のバランスを見ながら支援の在り方を研究してまいりたいというふうに考えております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） クラブチームは、西村山郡に、競技別にいいますと、剣道が寒河江市にできたというのをまずはお聞きしています。バレーボールはまだですね。今後検討していくというお話は聞いております。

先ほど教育長が答弁いただいたように、今もやっぱり合同チームで、各市町、いろいろな市町ごとに支援を受けているという形はあると思います。ただ、これを合同チームからクラブ化した場合、じゃどうしようかというのはやはり非常に難しい問題であるなというのは私も感じてはおりますが、今後、先ほどの答弁のように、運用ルールで前向きにやっていただきたいなというふうに思うところです。

今現在、バレー部につきましては、夜間につきましてはスポーツ少年団という形でやっております。火曜日は西川町民体育館、木曜日は河北町民体育館、河北町の体育館で練習をして、お互いに、今では西村山地域全部の学校、西川はもちろんですが、寒河江市ですから、陵南、陵東、陵西、あとは河北町、そこで合同でもう練習をしたりしている現状であります。

今後、やっぱり子どもたちも少なくなりまして、部活の維持が大変になってくるとは思いますが、やっぱりクラブチームに移行した場合、せめて西村山地域であれば、ぜひ、そういった、今後の要望に応じた支援をちょっと前向きに考えていくという答弁もいただいたので、この辺についてはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

続いては、質問2番のスポーツ少年団についてです。

(1) 本町のスポーツ少年団は、中学生までの子どもたちが登録しています。スポーツ競技の受皿として、また先輩方がその指導をしており、持続可能で重要な組織であることから、指導者への支援を検討していく必要があると考えますが、見解をお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 町といたしましても、支援は必要と判断しておりまして、これまでもスポーツ少年団の各団体に、指導者の確保という意味も含めまして、スポーツ協会を介して年間1万3,000円、町からのスポ少補助金として2万5,000円の計3万8,000円の助成を行ってまいりました。今回は、それに加え、土日の指導に当たっていただく方々には、国の制度を活用し、総額120万円の予算を確保しておりますので、今後、各競技の必要人数を洗い出し、具体的に支援を進めてまいります。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 答弁ありがとうございます。

このスポーツ少年団なんですが、67国体って山形県でありまして、昭和67年というのはいんですけれども、当時、67年ということで、西暦にするとちょっと分かりませんが、その年に国体があるというので、子どもたちをだんだん強化といいますか、各全部のスポーツ競技で子どもたちのスポーツの向上を目指して発足されたスポーツ少年団ということになっておりまして、大分長い年月がたっておりまして、私も当時、一番、ほぼ最初からバレーの指導に当たったという記憶もあるところです。

今のスポーツ少年団は、当時よりもやっぱり練習回数も多いし、練習試合、大会とかというのも非常に多くなって、保護者の方は大変だなというふうに思っております。あともう一つは、低年齢化といいますか、当時はやっぱり小学校の5年生、6年生ぐらい、大体は小学生を対象にしてやっていたんですが、今は、先日、剣道の方から聞いたら、もう保育園児から、とにかく竹刀が持てればいいよという形で、スポーツ少年団に来ませんかということをやっているそうです。やはりそれはほぼほぼ、先ほど町からの支援というものもお聞きしましたけれども、大体は保護者の会費によって運営されているということが現状になりますね。

今は中学校もスポーツ少年団という形で練習はしておりますが、町としても、やっぱり前から、スポーツ少年団があるからこそ部活が成り立っているということで、この受皿は非常に大きいというお話も聞いておりますので、今後、スポーツ少年団につきましても、やっぱりスポーツ少年団指導者、町内在住の方だけではなく、町内で生まれたとって、例えば寒河江とか山形市などに住まれている方も来て指導していただいているという形になります。やはりだんだんと指導者の謝金といいますか、そういった形で保護者の負担も増えてくるかなというふうに思いますので、この点についても先ほど見解をいただきましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あとは、第7次総合計画の改訂版にも、ページは24ページなんですが、具体的主要事業として「謝金等の補助による土日における中学生のスポーツ活動の地域展開と、予測される生徒数に即した部活動支援のあり方や地域活動の支援策構築に向けた対話会の開催」ということでありますので、対話会を続けて、これについてもよろしく、スポーツ少年団がなくなると、なかなか町の子どもたちのスポーツの受皿というのも厳しくなっているかなというふうには思いますので、よろしくお願ひしたいというふうには思います。

今日は、町にお金を出してくれ、支援を出してくれという、財政が厳しいと、ずっと人口減少で、私たちも認識はしております。しかしながら、今回は非常に金出してくれというお話だけではございましたが、ぜひ、子どもたちにも地域の方たちにも、いや、住んでよかったなと思える町にしていきたいというふうには思ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、7番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長 これにて本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時33分

令和 7 年 9 月 1 8 日

令和7年第3回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和7年9月18日(木)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

- 議第41号 令和7年度山村留学等受入環境整備事業(コーポ睦合外壁補修・屋上防水等第一期工事)請負契約の締結について
- 議第42号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 議第43号 令和7年度西川町一般会計補正予算(第2号)
- 議第44号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第45号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第46号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第2 決算特別委員会審査報告書の提出

日程第3 決算認定案件の審議・採決

- 認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和6年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和6年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和6年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和6年度西川町病院事業会計決算の認定について
- 認定第8号 令和6年度西川町水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 令和6年度西川町公共下水道事業会計決算の認定について

認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定について

日程第 4 報告第7号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

日程第 5 報告第8号 令和6年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について

日程第 6 議員派遣について

日程第 7 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 8 議第47号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結に
ついて

日程第 9 議第48号 財産（中村ポンプ庫小型動力ポンプ付普通積載車両）の購入につ
いて

出席議員（8名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（1名）

9番 古澤俊一議員

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	荒木真也君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎君	町民税務課長	吉見政俊君
健康福祉課長	石川朋弘君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
観光課長 兼 かせぐ課長	柴田知弘君	建設水道課長	大泉健君
まなぶ課長	設楽友弘君	病院事務長	土田里香君
会計管理者 兼 会計室長	松田一弘君	監査委員	古沢美代子君

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤誠君	専門員兼 事務係長	飯野勇君
--------	------	--------------	------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、9番、古澤俊一議員から会議規則第2条の規定により、欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第4号により進めてまいります。

◎日程の追加

○菅野議長 菅野町長より追加議案、議第47号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について、議第48号 財産(中村ポンプ庫小型動力ポンプ付普通積載車両)の購入についてが提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第8、議第47号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について、追加日程第9、議第48号 財産(中村ポンプ庫小型動力ポンプ付普通積載車両)の購入についてとします。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第1、これより議案の審議・採決を行います。

議第41号 令和7年度山村留学等受入環境整備事業(コーポ睦合外壁補修・屋上防水等第一期工事)請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉建設水道課長。

〔建設水道課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉建設水道課長 議第41号 令和7年度山村留学等受入環境整備事業(コーポ睦合外壁補修・屋上防水等第一期工事)請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

本事業は、山村留学等受入環境整備を行うため、新しい地方経済生活環境創生交付金を財源として実施するものであります。

遠藤建設株式会社、設楽建設興業株式会社、株式会社佐藤建設、株式会社サトウハウジング、升川建設株式会社の5社を指名し、8月22日に指名競争入札を行った結果、西村山郡河北町谷地甲1083番地、升川建設株式会社代表取締役社長升川大和が4,880万円で落札いたしましたので、消費税込み5,368万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、設計金額等は議案参考資料2ページに記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

設計金額は消費税抜き5,120万円で、予定価格も同額となっております。

工事内容は、建物の東、西、北側外壁補修及び塗装、それから階段室の水切り工事、1階バルコニーの補修、屋上防水工事及び階段室の手すり設置などであります。

工期は令和8年1月30日までとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第41号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第42号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木総務課長 議第42号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公

布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため提案するものであります。

具体的には、現在の育児部分休業は1日2時間を上限として取得できますが、法改正により現行の育児部分休業の取得方法に加え、1日の上限を設けずに年間77時間30分を上限に、育児部分休業の取得ができる方法が加わり、いずれかの方法で育児部分休業が取得できるようになるものです。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。

西川町職員の育児休業等に関する条例の第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項及び第5項」に、条例第11条中「次号」を「次」に、条例第17条の表中「第18条第1項」を「第18条」に改め、条例第18条第1項に現行の育児部分休業を新たに設け、第18条第2項を削るものであります。

また、条例第19条見出中「部分休業」を「第1号部分休業」に、同条第1項中「部分休業の承認は勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、非常勤に対する部分休業の承認に関する規定1項を新たに加えるものであります。

次に、新旧対照表2ページ目では、西川町職員の育児休業に関する条例第19条の次に、第2号部分休業の承認、そして育児休業法第19条第2項の条例で定める1年間の期間又は育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間、そして、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情、この4条を加えるものであります。

また、第20条第1項中「職員が」の次に、「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、第21条を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたとき」に改めるものであります。

続いて、西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部について、新旧対照表6ページをご覧ください。

西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8条の3中、「第9条」を「次条」に、第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改め、また第15条4の見出中、「勤務時間」を「勤務環境」に改め、同条を第15条の5とし、第15条の3第1項中、

「申告請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に関する条文を加えるものであります。

議案書の改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則第1項は、本条例の施行期日を令和7年10月1日からとし、附則第3項の規定は公布の日からするとするものであります。

附則第2項は、本条例の年度途中からの施行に関する西川町職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置を定めるものであります。

附則第3項は、この条例の施行の日の前における西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する経過措置を定めるものであります。

以上のおおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第42号、本案を原案のおおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のおおりに可決されました。

議第43号 令和7年度西川町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田企画財政課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長 松田淳一郎君 登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 議第43号 令和7年度西川町一般会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,615万1,000円を追加し、総額を92億2,472万9,000円とするものです。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に係る補正、地方債の追加及び変更です。

初めに、主な歳出について申し上げます。

予算書の11ページ、3、歳出をご覧ください。

第1款議会費については、ハラスメント疑惑調査特別委員会設置に伴う弁護士費用並びに諸経費を追加するものであります。

第2款総務費1項1目一般管理費については、ハラスメント等第三者相談窓口設置及び第三者調査委員会アンケート業務の追加など、また、会計年度任用職員が業務中に蜂に刺されたことによる公務災害補償費を追加するものであります。

5目企画費については、本道寺地内の電柱移設工事に伴う光ファイバー移設工事費の追加、総合政策審議会委員報酬を負担金から報酬へ組替えを行うものです。

特定財源のマイナス2,678万円については、第2回定例会の際にご説明申し上げましたけれども、新しい地方経済生活環境創生交付金事業、いわゆる第2世代交付金のうち、ファンから移住へ、デジタル技術でつなぐ持続可能な移住定住プロジェクトを補助対象事業としないことから、交付決定額全額の2,678万円を一般財源へ振り替えることによるものになります。

12ページ、第3款民生費1項1目社会福祉総務費については、令和6年度の所得税確定により令和6年度定額減税額が未確定であった方など、並びに専従者給与受給者等定額減税の対象でなかった方に対する給付金の支給など、また、障がい者自立支援事業の就労選択支援創設に伴う障がい福祉サービスのシステム改修業務など、国民健康保険特別会計事務費繰出金を追加、特定財源については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,987万4,000円、障がい者総合支援事業費補助金38万5,000円を追加するものであります。

2目老人福祉費については、介護保険特別会計繰出金として令和6年度介護保険事業の確定による国及び県支払い基金への返還分及び介護保険制度改正に伴うシステム改修費など、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金を追加するものであります。

13ページ、2項4目児童福祉施設費については、令和6年度子ども・子育て支援交付金精算に伴う返還金を追加するものであります。

第4款衛生費3項1目病院費については、既決予算の町立病院光熱水費へ特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金184万1,000円を充当するものであります。

第6款農林水産業費1項4目農業振興費については、中山間地域等直接支払交付金事業に係る農地確認用のドローン購入費等、サクランボの高温対策のための資材、設備導入に係る補助金を追加、特定財源については中山間地域等直接支払い推進事業費交付金25万円、サクランボ温暖化対応技術導入推進事業費補助金10万3,000円を追加するものであります。

14ページ、第7款商工費1項2目観光費については、自然公園登山道刈り払いに伴う委託

料の増額、特定財源については、山形県自然公園登山道刈り払い補修整備委託金を追加するものであります。

第8款土木費1項2目除雪費については、除雪機械整備費を追加するものであります。

2項3目道路新設改良費については、町道浦家・西浦線舗装補修工事を追加し、特定財源については、緊急自然災害防止対策事業債900万円を追加するものであります。

15ページ、4項2目公共下水道費については、既決予算の下水道施設光熱水費への特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金115万3,000円を充当しております。

第9款1項4目災害対策費については、防災行政無線の電源を共架している電柱移設に伴う作業委託費の追加、山形県防災行政通信ネットワーク再整備事業費負担金の増額、また、令和7年3月28日水沢地内で発生した土砂災害復旧作業に伴う東日本高速道路株式会社への負担金を追加し、特定財源については、緊急防災減災事業債360万円を追加するものであります。

第10款教育費1項3目教育振興費については、対象者116人に対する高校生等就学支援金を追加し、特定財源については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,150万円を充当するものであります。

また、同目内の財源振替について申し上げます。

当初、中学校体育館の空調整備並びに屋根改修費の財源として新しい地方経済生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金を5,966万6,000円を充当、また町有施設整備基金繰入金4,145万円を充当することとして予算計上しておりましたが、財政上有利な財源に変更したく、緊急防災減災事業債などの地方債に1億1,930万円の財源振替を行うものであります。

16ページ、4項3目社会体育総務費については、フェリシア月山カヌーセンター艇庫の雪底処理設備の設置、西川町カヌー競技環境整備事業費補助金を追加するものであります。

本案件については、議会全員協議会の中でもご指摘をいただきましたが、業者とも調整し、最善の施工方法として計上させていただくものになっております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

8ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第15款県支出金163万2,000円、21款町債1億3,190万円をそれぞれ追加し、一方で14款国庫支出金については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,769万8,000円と障がい者総合支援事業費補助金38万5,000円を追加するものの、第2世代交付金から一般財源並びに

地方債への振替額8,644万6,000円により国庫支出金の合計は3,836万3,000円の減額となります。

同じように18款繰入金については、町有施設整備基金繰入から地方債へ振替額4,145万円などにより、4,143万7,000円の減となります。

なお、不足する財源8,241万9,000円につきましては、第19款繰越金を充てるものです。

最後に、地方債の追加及び変更について説明申し上げます。

5ページ、第2表地方債補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、中学校施設整備事業の追加及び道路橋梁整備事業、山形県通信衛星システム工事負担金の変更を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 第10款の教育費のところ、フェリシア月山カヌーセンターの艇庫の雪庇対策工事について、先ほど課長からも説明あったとおり、全協でも指摘していただいて、工法の見直しとか、工法のやり方、そういったところを意見申し述べさせていただいたんですけれども、その工法については、先ほど最善のやり方でやっていくというふうな形でお話いただいたと思いますけれども、何か、全協で説明いただいたときと変わったのかどうか、ちょっと質問させていただきます。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 カヌーセンターの雪庇対策工事についてご質問頂戴いたしまして、ありがとうございます。

こちらの工法につきましては、全協説明時からはまだ変更はさせていただいていないところですが、このたび補正予算のほうをご可決いただけましたら、今後予算の範囲内ではあります。ほかの工法を含めまして設計業者や施工業者と共にさらに追及してまいります。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 私も、現場も知らないでちょっと質問するのはと思って、実は昨日私現場見に行ってきました。驚きました。というのは、もう既に足場が組まれて、屋根の上には安全の確保のロープも既に設置されていました。あの現状を見ると、もう、これは雪庇

対策工事というのは発注済みなのかどうか、ちょっと明確にお答えください。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 追加でご指摘ありがとうございます。また、現場も見てくださいまして大変ありがとうございました。

現在、センターのほうで足場が組まれている件に関しましては、他のメンテナンス等も実際行っているというところがございますので、そちらの点につきましては、さらに確認をさせていただきますが、発注につきましては、当然、今回の補正予算を議決いただいてからということになりますので、またこの工事につきましては、雪庇対策工事につきましては発注をしていないものがございます。

ご理解をお願いいたします。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

まだ発注していないということなんですけれども、私も昨日、行って、雨で実作業は行っているところは確認できませんでしたけれども、屋根にはもう資材みたいなのを置いてあって、ビニールシートで覆われた備品も置かれておりました。また先ほど申し上げたとおり、ほかの確認というような形で、課長からも説明ありましたけれども、実際には、もう足場組んでそこから上って行って、作業するための安全確保のロープ綱というか、その辺もあるということ、今の回答でちょっと納得していいのかなという部分があるんですけれども。

もう一度ちょっとお願いします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 再度ご指摘ありがとうございます。

工事については、こちらのほうで把握しているものとしましては、さらに別件で、笠木というカヌーセンターのほうの屋根の一部分があるわけですけれども、そちらのメンテナンス補修を実施しているというところが実情でございます。そちらのために足場を組んでいるものということで施工業者のほうからも伺っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○菅野議長 次の方、質問ございませんか。

〔「あの」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 3回ですので終わりです。

〔「質問じゃないです。カヌーセンターは今後町の関係人口とか……」〕

と呼ぶ者あり]

○菅野議長 飯野議員、終わりです。

そのほか質問ある方いらっしゃいませんか。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 今の件で、カヌー艇庫の雪庇の工事の件ですけれども、今、飯野議員から質問あって、笠木のメンテナンスということで、その笠木のメンテナンスをやっている状況が、内容が、やっぱり町では把握しているはずですよ。勝手にやるわけではないので、何をやるにしても。ですから、別に疑うわけではありませんが、場所、親綱が張っているというのはまさに電熱線を張る場所と同じです。どう考えても、何か、今回の工事は笠木の上に事務棟のほうは笠木の上に電熱線を張ると。艇庫のほうは、これはちょっと効くのかどうか分かりませんが、屋根が折板です、凸凹山あり谷ありです。その下に張っていく、どう見ても効率が悪いような説明資料でした。それをやろうとするためにもう足場を組んで、安全設備の親綱を張って、それに命綱をかけて作業をやるべく段取りをやっているのかなど、誰しもがちょっと見ればそういうふうに感じますので、そこら辺のもう一度確認をお願いしたいのと、前、全協で話あったと思いますけれども、やっぱり、引渡しをもらって、一回も冬を越していないわけです。雪庇の工事のためにお金を町が支出するということは、工事中にその原因といいますか、雪庇による建物の損壊が引渡しをする前に分かっているわけです。それをもって建物を引き受けたということであれば、もう少しお互いの町、建設業者、そして設計事務所さんとの話がもうちょっと密にあって、こういうことだから今回こういう方法でやるんだというようなことがあってもよろしいのかと思いますけれども、お聞きします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 前段は今後の工法についてということも含めて、今、2番、飯野議員からもあった点と重複ですので私のほうからお答えさせていただきまして、後段につきましては昨年度の部分にもなりますので、まなぶ課長のほうからお答えさせていただきます。

前段につきましては、またこれ、申し訳ございません、繰り返しにはなるんですが、こちらのほうといたしましては、このたび補正予算のほうに計上させていただきまして、補正予算をご可決いただいた後に、当然さらに設計業者、施工業者ともさらに工法についても追及をしながらこの後発注をするということですので、そちらは間違いなくそのようにさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○菅野議長 答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

工事中の事案もあってというふうなことでございましたけれども、設計上においてというふうなことだと思いますけれども、実施設計におきましては、その近隣にあります国土交通省の除雪ステーションのほうから、過去の実積雪深の実績のデータを聞き取りしまして、これを参考に積雪の3.5メートルに耐えられる設計というふうなことで町が明記した仕様書に基づいて、設計会社のほうも積雪の状況等も考慮した構造設計のほうを行っております。

そして町のほうで提示しました仕様書におきまして、雪庇成長後の落雪の対応のほうまではうたっておりませんでした。そして、町としましては、その実施設計書を基にしまして、施工されました工事につきまして、問題なく施工されておったというふうなことを完成検査の中で確認を行い、仕様書どおりの完成というふうに判断いたしましたので、こちらのほうで完成と認めさせていただいたものでございました。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 今のまなぶ課長の説明ですと、設計図書どおりの施工ですというものを完成検査で認めたので、建物の引受けをしたと。それは当然だと思いますが、その中において、工事中なわけです。事案が発生したのは。その中でこの問題はどういうことで起きたんでしょうかと。将来どういうふうな建物の使い方をすればいいんでしょうかというようなことがあってしかるべきです。それを未解決のままに建物を引き受けるなんていうのは、例えば、私の家が自分がお金を出して家を建てましたと。途中でこういういろいろな問題がありましたと。それを確認、結果を出さないで、建物を引き受けますかと。自分のお金払って、建物を建てて、言うなれば問題のある建物を引き受けるかと考えた場合に、それはないでしょうと。ですから、責任云々もさることながら、要は、当てにしないお金が出ていくわけですから、町から。でも直さなきゃならないということであれば、そこら辺の責任配分をどのように打合せをしたのかということは非常に今後のためにも重要だと思います。

ただ単に、設計図書どおりにやったから引き受けたんですと、後で不具合があるの分かっている、後でお金を出して直しますから、引き受けます、それはちょっといかがなんでしょうか。再度お願いします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

工事途中段階でもその点について協議等して対応すべきだったのではないかというふうな

ご質問の趣旨というふうに承りましたけれども、このたびの工事が国の交付金を活用させていただいた事業でございまして、必要最低限の仕様に基づいて設計を依頼したものであります。当然ながら委託先である安孫子建設設計事務所には、雪国建設の経験が豊かで、カーセンターに関しましては積雪3.5メートルに耐え得る構造計算や雪庇ができにくい構造を設計したということは伺ってございます。

その雪庇は、建物の形状や気象状況によりまして生じるものですので、完成後の雪庇のつき方、それから雪庇の落下による被害などについて事前に、それから工事途中ということであっても全ての事象を想定外なく的確に把握することは難しい問題なのでないかなというふうに判断させていただいたところでございます。

なお繰り返しになりますけれども、国の交付金の対象事業費、それから実施スケジュールに照らしましても、施工後の対応となることは致し方ないものと判断させていただいた経緯がございまして。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） あまり話をしたくありませんが、国のお金をもらうから、設計変更はできないんだというような、ちょっと、今のニュアンスです。私も経験上、いろいろ学校とか公共施設の現場代理人をやってきた経験はあります。変更は付き物です。それはちょっと、何かこう、意味が通らないのかなというふうに思います。

でもいずれにしても、設計事務所さんとやっぱり業者さん、業者さんは設計事務所さんの設計を基にやって、そして設計事務所さんの監理の下にやるんですから、それは業者さんはそのとおりにつくったということで引渡しするのは当然だと思いますが、やっぱり設計と監理という面から考えれば、委託料を払っているわけです。設計をやって終わり。その後監理を委託料を払って監理をしてもらっていると。それを、問題があるというものを認識しながら監理業者さんというのは立ち会って引渡しをするわけです。業者さんから建て主は引渡しの書類もらう。その後、監理者は引渡しの書類を交わすはずで、これは。そういうふうな手続上で問題がないと言われると、ちょっと納得しづらいなというふうに思います。

3回までの質問ですので、私の質問を終わります。

○菅野議長 答弁はどうですか。

その他質問ございますか。

1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 雪庇対策の工事の確認であります。

全協のほうで説明がありまして、その電熱線での雪庇対策というのは、あまり効果的でないのではないかと。現にやっていたらとところでのやっぱり感想というものがあまり芳しくない感想があるよと。果たしてあの場所に、雪の多いところ、風の多いところで雪庇巻くのはやっぱり予想されることだったと思います。それを対策するために電熱線を回すことによってということですが、果たして効果があるのだろうかというのが全協のほうで議会のほうからも話が出ました。それに代わる代替案で、雪囲い、いっそのこと最初から雪囲いの形で設計すればよかったんでないのかというような話も出まして、この予算を使いまして、雪囲いとか何かのほうに施工を変えるということは考えないのかというようなことを全協のほうでお話ししました。

先ほどの答弁でも、何か考えるんだというようなニュアンスの回答でしたんですけれども、その辺はちゃんと考えていただいて、もっといい方法、雪囲いだけじゃなくても、いい方向で、このまず予算を通しますので、それをまずどうなるか分かりませんが、私は、賛成したいと思います。反対で、結局全部の予算が通らないというのも、ちょっと、町でこれからやっていく上で支障が出るんでないかと思っておりますけれども、でもこの代替案とか何かも今後検討してその予算でやるというようなことを確約いただけないのかなと、私は思っております。

この予算で足りないのであれば、また臨時議会開いて補正予算を組むというような形に何ぼでも議会のほうでは応じてくれると思っておりますので、その辺、ちゃんとしたお考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 こちらの工法につきましても、含めまして、再度ご質問ありがとうございました。

まず、こちらのほう、全協でも申し上げたとおり、工法についても設計業者、施工業者と共に再三再四にわたって協議を重ねてきておりまして、また全協、先般行われた後ももう一度協議をもう既にさせてもいただいております、先ほど飯野議員や佐藤議員からご質問ありましたとおり、この後も含めてその工法につきましてもさらに追及をしていきたいということも含めて補正予算をご可決いただければと、こちらでも考えているところでございます。

さらに、この熱線につきましても、当然に、そのご提案をいただいた業者さんのほうとも協議やら説明をいただいているわけでございますけれども、いろいろご指摘はいただいたところですが、まずはセンターの設置場所があちらの月山湖であるということを考えて、雪

下ろしをしなくてもいい方法として選択をさせていただいたところでございます。

あわせて、そのご提案いただいた業者さんからは、当然最上地方といいますか、こちらと同じ同規模程度ぐらい雪が、積雪等もある雪庇もつく新庄市などを中心とする最上地方で施工されている業者さん、そういう実績がある業者さんで実績もお伺いしまして、今冬の状況も勘察した上で、こちらからも詳しく説明をさせていただいて、現存の技術の中では一番最良、最善の方法であるというふうにご説明をいただいたところでございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

またさらに、先ほど雪囲いの点もということでございましたが、雪囲いにつきましても、実はこちらのほうでも検討といいますか、積算も含めてさせていただいたところです。

残念ながら、雪囲いをした際は、現在のカヌーセンターのほうの、当然支柱やらにがっちり、こう、しなければならなくなるということも含めまして、積算をさせていただくと、このたび補正予算を計上させていただいたものの約2倍程度の経費を要するというような積算を頂戴しているところでございます。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、こちらが最善の方法ということでこのたび補正予算のほうに計上させていただき、ご可決賜ればということをお願いをできればと思っております。

よろしく願いいたします。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ということは、ほかの案は考えないのでしょうか。一応考えるということではよろしいのでしょうか。

その設備するに当たって、倍ほど予算がかかるというようなお話でございました。

あと維持費ですね。電気代がどのぐらいとかというのもざっとこの前説明があったんではないのかと思いますけれども、雪囲いのほうも、結局取り外しの費用がかかるわけでございます。ですけれども、その人件費云々かかる金額と、あと電熱にかかる電気代の金額と、その辺の差額あたりは積算してみたいでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 再度のご指摘ありがとうございます。

こちらのほうの前段のほかの案はということの話はありましたけれども、こちらのほうは補正予算ご可決をいただいた後にもう一度設計業者や施工業者、またご提案いただいている業者さんも含めて、当然考えて、一番いい方法に最良の方法にしていきたいということでご

ございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

また、後段の維持費関係につきましては、議員からご指摘いただきましたとおり、いろいろこちらのほうで比較をさせていただきました。先ほど申し上げました雪囲いをした場合という経費になりますが、こちらのほうは、本当に雪囲いを設置した費用だけです。それに伴って、人が実際取り外しとかを翌年以降する形になる部分は積算していませんので、こちらはプラスアルファになるという形でございます。また、併せまして、雪下ろしなども本当にしたらということなども考えているところですが、実際あそこまで除雪などをする経費とか、あそこまで行く経費を除いてでございますが、実際に今、もし職員ではなく業者さんなどに頼んで雪下ろしをする場合は、年間で計算しますとやっぱり600万程度かかるということもあって、こちらのほうになればそれが毎年かかっていくという形になります。600万というのもその年の雪の降り方をなるべくちょっと少し中間的に見ての話でもございますので。ランニングコスト的には今回ご提案いただいている方法が一番、今のところは最良で、この工法が最も優位性が高い方法かなというところで現在は判断しているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 今、雪下ろしの話出ましたけれども、このたびのカヌーセンターは、積雪3.5メートルまで耐えられると。屋根の上の雪は、屋根の上で春まで、春を迎えられるんだというご説明でありました。だからそもそも雪下ろしということは考えていなかったのではないかと思います。だから雪下ろししなきゃならないような建物になるのでしょうか。というか、そういう建物だったのでしょうか。

その雪下ろしの費用云々なんかやっぱり考えないで、やっぱり雪、屋根の上に載せたままで春を迎えられると。ただ雪庇の問題で、雪庇が落ちても壊れないような対策というふうな方向からの考え方と。

先ほど飯野議員からもありましたけれども、何か屋根に資材載っているよと。じゃ、もう施工始まっているんでないのかなと。予算通さないうちにやっているのかなというふうになんかちょっと思いました。そんなんじゃまずいだらうと。でもそれはそうじゃないんだよということで。やっぱりまだ電熱の工事はやっていないんだと。そういうお話でしたので、一応、この予算を使いましてどういう工法がいいのかということ、本当に検討していただいて、前向きに考えていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、ここで採決して、やっぱりこれが反対だからといって反対

しちゃうまくないんじゃないかなと私も思いますんで、その辺、約束をいただいて、いい方向に持って行っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 大変ご指摘も含めましてありがとうございます。

誤解のないようにでございますが、先ほど雪下ろしと申しあげましたのは今回あくまで雪庇が今回想定外のものだということで、補正のほうにも計上させている工事でございます。この雪庇を対策するための雪下ろしをした場合にそれぐらいもう既に費用がかかるということでございまして、その点につきましてはご理解を頂戴できればと思います。

また、後段につきましてはまたこちらでも繰り返しになりますが、そちらのほうは今後また、業者のほうとも追及をしていきながら、よりよい方法でしていきたいと思いますので、ご理解を頂戴したいと思います。

○菅野議長 そのほかの方。

6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 一つ今のカヌー艇庫の雪庇のことです。

素人としても、できたばかりで、そしてもう壊れたから補正を上げますよと。町の負担で直すということになるわけですけれども、どうもこう、理解できない感じがするんですね。

先ほどから想定、3.5メートル、雪には耐えられると。だけれども雪庇は想定外だったとか、その、予測不能だったとかという答えが結構ありましたけれども、その想定外、予測不能なんていうことあるのかなという。当然全ていろんなこと、一番雪が深いところですから、当然想定しながら、予測しながらしっかりとやるわけです。そこら辺で簡単に想定外とか言っていますけれども、そこら辺の甘さが、これからの教訓として、甘さがなかったのかどうかというの、ちょっと、一つ質問します。

あともう一点です。

ハラスメントの関係で11ページです。

総務費の2款1項1目のハラスメントのことですけれども、第三者委員会のアンケート業務委託をすることになりました。この業務委託先を決めたのは町ですか、それとも第三者委員会が業務委託先を決めたのかどうか、そこ一つです。

あともう一つは、ハラスメントの第三者相談窓口ができるということで、よかったと思います。常日頃の町の中からハラスメントをなくしていくということで、第三者窓口をつくっていくと。この委託先がもし分かれば教えてもらえばということの、お願いします。

○菅野議長 第1問、答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 前段のカヌーセンターの雪庇対策工事につきましてのご質問についてお答え申し上げます。

こちらのほうは誤解のないようにですが、あくまで今回こういう事案が発生をしまして、それが今冬ありましたので、その未然防止ということで対策工事をするということですので、ご理解を頂戴したいと思います。

私、全協のほうでも、予測不能という言葉は恐らく使っていないと思うんですが、想定外ではあったということですので、やっぱり想定はいろんなものするわけですが、それを超えていた、今回は、ものだったということですので、そちらの未然防止のための対策工事だということでご理解を頂戴できればと思います。

よろしく願いいたします。

○菅野議長 2番、3番は荒木総務課長。

○荒木総務課長 2つご質問があったことでお答えいたします。

第1点、第三者調査委員会のアンケートでございますが、委託先は、まずなぜ委託に至ったかということでございますが、町職員がアンケートの調査の設問の設定やまとめ、分析を行いますとアンケートに町職員が答えにくくなるというような側面があるというような委員からのご指摘がありましたので、町職員と全く関係のない外部の機関にアンケートを実施してもらいたいというようなご指摘がありましたので、町の登録している業者の中からこういったアンケート調査を行う能力のある業者を、競争して、設定させていただいたということで、決めたのは事務局をつかさどる町のほうですけれども、業者を決めたのは町のほうですけれども、そこから先のアンケートの中身については一切、第三者調査委員会のほうでその決まった業者とやり取りをしていくということになっております。つまり、アンケートの委託調査を、業務を行うところまでは事務局のほうで段取りをいたしました。その先は第三者調査委員会とその業者の中でのみやり取りをしたというようなこととなります。

もう一点、第三者相談窓口のほうでございますが、こちらは公募型プロポーザル方式で、7月から8月にかけて業者の選定をホームページでも公表しながら行ってございました。

8月6日にプロポーザルの選定審査会を行いまして、随意契約先を選定させていただいたところです。こちらのほうは議会の議決いただいた後に契約行為を行う段取りとしております。

議案ご可決いただきましたら、早速そちらのほうの契約行為のほうに入っていきたいとい

うように考えてございます。

委託先につきましては、まだ契約前でございますので、この場ではご回答は伏せさせていただきますと思います。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 雪庇に関しては、やっぱり今気候変動が非常に激しくて、どういう状況になるか分からないことも結構ありますから、やはりできるだけ全てを想定しながら、これからやっていただきたいというふうに、これを教訓にしてよろしく願いいたします。

もう一つ、今の第三者委員会のアンケート委託先ですけれども、ちょっと確認ですけれども、町の指定業者からアンケート委託先、町の指定業者から選んでそれを第三者委員会に紹介したというか、そういう形なのでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

町の事業を受けるには、工事であっても委託であっても指名参加登録が必要でございます。こちらに参加登録している業者の中からアンケート調査を行う能力と思われる業者をこちらのほうで選定いたしまして、第三者調査委員会のその手続も情報提供してご理解をいただいた上で、業者設定を行っていくというようなことでございます。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今のアンケートの業務委託の会社のことですがけれども、第三者委員会はできるだけ町と関係ない形で中立的にやりたいという方向で今動いています。ある職員の方から、アンケートが来たけれども、この業者さんって町と関わっている、非常に深い関係にあるようですけれども、これ大丈夫なんですかねとかちょっと話を聞いたんです。ですからそこら辺で、これが最後の質問ですがけれども、できるだけしっかりと中立性保てるようにしっかりと強く求めたいということでよろしく、本当に不信がられないように、町民から大丈夫かというか、そうならないような形で、大丈夫だというところの説得力ある説明をぜひよろしく願います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

業者のほうにつきましては、町のほうと過去に委託契約とかそういった関係を行った経過

は今のところ確認できるところではございません。ただ、いろいろ、情報交換のやり取りなんかは過去にしたことはございますが、実際にそういった業務をその業者さんのほうにお願いするというようなことはございませんので、その辺だけはしっかり、ご承知おきいただければというように思いますし、また、条例でもこのハラスメントに関する調査については、守秘義務が課せられております。第三者調査委員会の委員のほうからも、アンケートを取る際に、アンケートの設問の前に、そちらのほうでしっかりと守秘義務が課せられている旨、そして事業者のほうからそれを守っていく旨ということで取り組んでいくというようなことを付した上で、アンケートを取っていくということでございますので、もし万が一、それが漏れましたら、そちらの業者の契約違反だというようなことになりますので、その辺は厳しく対処してまいりたいというように思います。

以上です。

○菅野議長 そのほか。

8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） カヌー艇庫の件に関しましては、今何人の方から質問あったんで、ちょっと簡単に一つだけお尋ねします。

これ、シャッターが破損したということで、雪庇が落ちて破損したということで、その対策ということだと思いますけれども、先ほど仁議員からもありましたけれども、一般家庭ならば、こういうふうな仕事をするのかというふうに考えますと、やはり、雪庇が落ちたシャッターの写真なんかを見ていると、下だけなんですよね。下だけのそがきってできないのかどうか。簡単な方法じゃないのかなと思うんですよ。それほど深く考えることなのかと。シャッター全部をそがきしようとするればかなり大変です、これは。でも、雪庇が落ちても大丈夫な範囲内ならば、それで十分対応できるんじゃないかなと思います。

それと電熱費が月14万かかるということなんで、一冬に約30万前後かかるんじゃないかなと思いますので、それらの状況を見ながら、課長のほうからいろんな方法を今からも考えていくとあったんで、一つの参考にしていただければと思います。

それと、同じ款ですけれども、カヌー競技の運営等補助金2,338万あるわけですけれども、これはこの間のカヌースプリント選手権に間に合わせるために急遽行って、選手権大会も大成功のうちに終わって、非常によかったなと思います。

この原因、原因は調査中ということなんですけれども、じゃ、いつまでこの結果が出るのかどうか。間もなく今度また冬になりますよね。冬になると調査ができない可能性もありま

す。どういうふうな段取りでこの調査を行っているのかどうか、進捗状況なんかもお聞かせいただきたいというように思います。

それから款が戻りますけれども、今の光康議員からあった総務費の一般管理費なんですけれども、委託料が3つ分かれています。合計で276万1,000円。これ、ハラスメント第三者相談窓口設置業務委託料とアンケート業務委託、文字起こし業務委託、これそれぞれ幾らぐらいの予定を考えていらっしゃるか教えていただきたいというのと、その第三者相談窓口設置ですね、これも非常に大きな今後の課題かと思しますので、その辺の、ちょっともう少し具体的に内容を教えていただければなというように思います。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 1点目、カヌーセンター関係でございます。

こちらにつきましては、ご指摘いただいたとおりで、一般家庭ならという話も再三いただいておりますが、今回の雪囲いの件につきましては、やはりおっしゃっていただいたとおり公費でございますので、もう必要最小限で佐藤耕二議員おっしゃるとおり、一番下のほうだけ雪囲いをした場合、一番下のほうだけして必要最小限今回の被害を防ぐための想定をただけで先ほど申し上げたような金額がかかると、要するというところで試算をさせていただいております。

ですので、雪囲いのほうがやはりちょっと経費的にはかなりかかるということが経費の積算では分かっているものでございます。

また、電気料につきましては、今回、初めてする電熱線ではございますが、一応、降雪期に足りる範囲で今回は計上をさせていただきたいというふうに思っております。今後、そういう形で電気料はかかるというふうに思っております。その分については今持っている予算の中の電気料で対応できるという形で把握をさせていただいておりますので、そちらのほうはご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 2点ご質問があったかと思えます。お答えいたします。

2款1項1目のハラスメントに関する委託料につきまして、内訳を申し上げます。

ハラスメント第三者相談窓口の業務委託料につきましては、105万6,000円でございます。続きまして、アンケート業務委託料、こちら、115万5,000円でございます。最後に、文字起こし業務委託料、こちら、55万円でございます。

もう一点、第三者相談窓口の具体的な内容というようなご質問でございましたが、こちら、

ハラスメントのみでなくて、どんな職員の悩み事、お困り事でも相談できるような窓口になってございます。相談する方法としては、電話はもちろん、メールやウェブフォーム、そしてオンラインでの問合せなどがございます。

問合せして相談した方の了解を得れば、その方のお名前を冠した形で事務局のほうにご連絡が来て、回答を申し上げるといような中身になっております。相談した方の了解がなければ、通常匿名でこういう通報があったよといようなこと、それにどういような対処をしますかといようなことになろうかと思ひます。そして、委託をお任せしようと思ひている事業者につきましては、弁護士や専門の知見を有するスタッフをそろえているところでございますので、法的根拠なども対処できるような体制になっているようでございます。

加えて、公益通報のほうも対処できるといような事業者でございます。

以上、こちらのほうの相談窓口の方法やその事業者の受付の体制など申し上げた次第でございます。

以上です。

○菅野議長 カヌー競技場につきましては前田教育長。

○前田教育長 佐藤耕二議員から競技場の今回の事故について原因調査、どのように進んでいるのかといこととでございますけれども、私どもといたしましては、現在のダムレーンの状況等に照らして、原因は調査するのは困難だと、原因不明だといふうに最終的に判断をさせていただいております。

このような状況下で、ダムの管理者のほうからも、やはり今回のような事故を招かないためには、レーンの撤去、設置といことを丁寧にやっていく必要があるのではないかといご助言も頂戴していることを受けまして、そちらのほうの予算のほうも組み入れさせていただいたといこととご理解を賜ればと思ひます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） カヌー艇庫に関しましてはいろいろな意見が今まで出ておりましたので、そういうこととよろしくお願ひしたいといことと、それからカヌー競技の運営等の補助金ですけれども、今教育長のほうからお答えいただきました。原因は不明で、解決できないといことだと思ひます。これからは、レーンを撤去するとい方法で対応していきたいといようなお話だと承りましたけれども、そうすると、撤去を毎年やれば撤去の費用といのはどれくらいかかるかなんですけれども、その辺は概算的にしているのかどうか、ちょっと併せてお願ひしたいといように思ひます。

それから、窓口業務ですね、先ほど言いましたように、やはり、これからどんな、どの職場でもそうでしょうけれども、相談窓口というか、非常に大事なことだと思います。今お聞きしましたけれども、委託料として100万、105万6,000円ぐらいかかるということでしたけれども。105万6,000円というのはこれは1年間通しての金額ということで考えてよろしいのかどうかちょっとお願いしたいと思います。

そして、毎年のことなのかどうか。1年きりということはないでしょうけれども、その辺どういうふうを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 第三者相談窓口のご質問に対してお答えいたします。

第三者相談窓口115万5,000円は、参考として公募型プロポーザルのときにご提案をいただいた事業者の中でその時点で一番高いときのお見積りを出した事業者の金額でございまして、実際に契約する金額はこれよりも安くなる予定になってございます。

この経費につきましては、設置に係る準備費用も初年度にかかる費用もございまして、こちらのほうは初年度だけの費用になってございます。さらに費用につきましては、今後10月以降にこの窓口の設置に係る費用でございまして、今年の方につきましては半年分を予定してございます。来年からはその当初に係る準備費用はかからないというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○菅野議長 設楽まなぶ課長、お願いします。

○設楽まなぶ課長 ただいまのご質問のほうにお答えいたします。

撤去費につきましては、今後も来年度以降もかかっていくというふうなことで、設置につきましては、今後精査してまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○菅野議長 再度お願いします。

○設楽まなぶ課長 失礼しました。

撤去費につきましては、今後も続けてまいりたいというふうに思っております。

設置については現在精査中でございますので、今後改めて詰めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） まず、西川町にとってカヌーというのは非常に大きい競技であって、

町挙げて今までやってきたわけです。

原因はこれとはもかくとしまして、今の課長の答弁では、撤去と設置、何か、要は撤去費用今からかかるんですねという話をしたわけですがけれども、それはどこに見積もっているかわかりませんが。当然、今回まず補助金ばかりじゃなくて、本来ならば撤去の金額が出てきていいんじゃないかなと。それとも12月になるかわかりませんが、どこかに出てくるのかどうかということをお聞きしたかったんです。

それから、窓口のほうなんですけれども、窓口の、今年度は初年度分の準備費用というか、それもかかるんですよと、金額は私こだわるわけじゃないんですけれども、要は、来年度以降もずっとこの体制でやるつもりなのかどうかをもう一度ちょっとお聞きしたいというように思います。

○菅野議長 答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

撤去費用につきましては、今回の補正予算のほうの中に計上させていただいておりまして、この中で、今年度、冬前に撤去させていただきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○菅野議長 答弁、窓口費用について、荒木総務課長、お願いします。

○荒木総務課長 ご質問についてお答えいたします。

こちら、基本的には同じ業者でまずは続けていきたいというふうに考えております。ただ職員の使い勝手や利用のしやすさなど、職員の皆様からの評価をいただいた中で、変えるべきというような評価をいただいたならばその評価を基によりよい窓口の設置ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○菅野議長 次、4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 10款4項3目社会体育総務費、これまでも他の議員から出ておりましたので、重複しないようにお聞きしたいと思いますけれども、このカヌーレーンの復旧、今回の部分というのは原因が分からないという教育長からのご説明でありました。ということは、対策がなかなかできないのかなと。ということは、今後も発生する可能性もあるというふうに理解しているのかと、あと2,338万1,000円というのはこれは復旧費なのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 お答えいたします。

今後も発生すると考えられるのかというご質問でございましたけれども、今回原因が明確に追及できない段階で、最善の方法としてどのような方法があるかということで、ダムのほうの管理者の助言も受けて、町として対応を考えました。つまり、冬期間に弛緩させていたコースレーンのワイヤーがあるわけですがそういう状態の中で起こった事故というようなことで、そういう状態を招かなければ今回のような事態は起こりにくいというような判断から、シーズンオフには撤去をして、またシーズンインの前に適切に再設置するというふうな方法を考えたということでご理解を賜りたいというふうに思います。

○菅野議長 今後の費用については、2,300万の経費。

○前田教育長 2,300万の中にはこの今冬に向けての撤去の費用も含まれております。そして当然、今後設置となればその経費もかかってまいるわけですが、現段階で精査しておりませんので、正確な金額は申し上げられませんが、これまでの実績等に照らせば、この1,000メートルレーンを活用して全国規模の大会を招致することで得られる経済効果というものがございしますが、例えば今回のインカレ、大学選手権のほうでは、おおむね2,000万近い経済効果があったものというふうに判断しておるところでございます。そのような形で、大きな大会を招致することで、その設置、撤去の必要経費についてはペイしていけるものというふうに判断している状況でございます。

○菅野議長 追加答弁、設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 すみません、ちょっと金額のほう、確認させていただき、お答えさせていただきたいです、すみません。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 金額のほう後で確認していただいて。今までですと設置というか管理費用で1,000万ちょっと、出しているわけですから、復旧費が、今回の部分は入っているんで、プラスして年間2,000万なるのか3,000万なるのか分かりませんが、かなりの金額になっていくのかなというふうに思っております。

それで、今回のことについては最終的には大会ができない部分の大会もあったと。最終的にスプリントの大会ができたということで、これについてはよかったと思っています。

ただこのことについて、議会のほうに全然説明がなかったわけです。終わってから、今回の全協で今回の議会の全協で、終わりましたと。補正です。2,300万です。こういった、ね、進行の方法でよろしいのかどうか、私はそれをちょっとお伺いしたいと思います。

○菅野議長 答えられますか。

答弁は前田教育長。

○前田教育長 説明がなかったというのは、どういうふうなことについてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 説明ですね、質問でなくてね、私が。

今回こういった事故が発生したと。発生して、これについて復旧の作業をしているということもなかったです。つまり、この事態を正式に知ったのは今回の全協の中で初めて知ったわけです。もう工事終わっているわけですね。金額が分からなくて計上できなくとも、こういった事故がありましたよ、それについては大会もありますし、やっていくので、復旧活動を今やっています、こういった説明があってもいいのではないかと私は思うんですけども、いかがですか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 全協という場でご説明することはなかったというふうなご指摘でございますが、カヌーレーン競技場の状況、それから当然それを復旧していくに当たっては、補正予算を組まざるを得ないというふうな状況については、町当局のほうから議長様のほうにもお伝えした経緯があるというふうに認識しておりますが。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

議長に質問するわけいけないんですけども、中で確認したところ、説明はなかったということでした。だから、こういったやり方でいいのですかと私は聞いているわけですね。

3回目なんでこれで終わりますけれども、非常に進め方としてはよくない進め方と私は感じております。

以上です。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 私どもの認識といたしましては、議長様のほうにそのような形で補正予算を組まざるを得ないというふうなお話は通しているというふうに認識してまいりました。

○菅野議長 その他質問ございませんか。

7番、大泉奈美議員。

ちょっとすみません、先ほどの数字の内訳申し上げるそうです。

まなぶ課長、設楽課長、お願いします。

○**設楽まなぶ課長** ただいまの荒木議員の補正予算の内訳というふうなことでございますけれども、復旧費として計上させていただきました2,338万1,000円の内訳でございますけれども、復旧費の補正予算の内訳でございますけれども、復旧費のほうで2,008万1,000円。そして……。

○**菅野議長** 課長、もう少し大きい声でお願いします。

○**設楽まなぶ課長** 復旧費のほうで2,081万円、そして、撤去費のほうで330万円でございます。合わせまして2,338万1,000円というふうなことでございます。

よろしくをお願いします。

○**菅野議長** 7番、大泉奈美議員。

○**7番（大泉奈美議員）** フェリシアカヌー月山センターの雪庇対策工事についてなんですけれども、もうこの施設は町の観光の目玉になっていると私は認識しておりまして、また夏場、今もですけれども、多くの皆さんにご利用いただいているというふうに思っております。

そこでなんですけれども、1点だけなんですけれども、この雪庇対策工事について、なぜこの9月の議会であったか。6月にも定例会とかがあったはずでした。その間、大体雪庇でこのシャッターが壊れたとかそういったことについては多分2月か3月とか、まあ、1月、2月、3月のうちの冬場だったかなというふうに思います。それを9月でもうすぐ雪が降るといふこの時期に議会にこういったことになりましたという報告になったのか、ちょっとすみませんけれども、この1点だけについてお尋ねをいたします。

○**菅野議長** 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○**柴田観光課長兼かせぐ課長** カヌーセンターの雪庇対策工事についてありがとうございます。また観光の目玉になるということでもお言葉いただきまして大変ありがとうございます。

今回9月議会で補正予算を計上させていただきましたのは、一応最速でこちらの対策をずっと設計業者さんや施工業者さんとこちらの事案を今年度に入りまして私どものほうで把握しましてから最速でいろいろな手続をさせていただいてこの時期になったということですので、ご理解を頂戴したいと思います。

よろしくをお願いします。

○**菅野議長** 7番、大泉奈美議員。

○**7番（大泉奈美議員）** いろいろ施工業者さんとお話をしながら予算計上も進めながらということでこの時期になったというお話ではございますけれども、壊れてからその間、町と議会との定例会、全員協議会、いろんなお互いの情報交換というか、そういった場があったに

もかかわらず、この9月というのが、せっかく、ね、よかったねと思っているのに、そういったあまりいいことではないんですけれども、実はこういうことがあってということをもうちよっと事前に知らせていただければというふうに。何ぼかかるんだ、どこにするんだと聞かれると、これは困ったなという話なるかなというふうにも思われるところなんですけれども、ぜひ、もうちよっと情報、教えていただきたいということでございましたので、よろしくをお願いします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご指摘はこちらのほうで受け止めさせていただきます。

今回の今お言葉にもありましたとおり、議会のほうにお示しをさせていただける状態、最速で整わせていただいて、この時期だったということだけは、すみませんが、ご理解をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

○菅野議長 そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 質疑は出尽くしたと思われま。

ここで本来は採決ですが、暫時休憩いたします。

15分まで休みますのでよろしくお願いします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○菅野議長 休憩を閉じ、再開します。

私のほうから一応3つの点についてちょっと確認させていただきたいと思ひます。

ワイヤーの撤去について、原因が分からないということなんです、どこに依頼したのか、その辺もお願いしたいと思ひます。

先ほどワイヤーの工事の明細について、前田教育長のほうから議長にお渡ししているということなんですけれども、その用紙はもらってありませんので、そこら辺を確認をお願いしたい。

あと、雪庇工事についても、もう一度検討していただくことをお願いしたい。

あといろいろこれからもいろんなことがあると思ひますので、全協を時々開いていただいて、議会との話し合いをしていただくというようなことを、3つを確認、町のほうからさせて

いただきたいので、暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時35分

○菅野議長 休憩を閉じ、再開します。

先ほどの3つの確認事項についての回答をお願いします。

最初に、設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 復旧の整備事業者ですけれども、株式会社佐藤建設とヒカリ株式会社でございます。

○菅野議長 2社ということによろしいですね。

答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 先ほどさらに検討をとということでございましたので、このたびの補正予算ご可決いただきましたら予算の範囲内ではありますけれども、他の工法含めまして、設計業者、施工業者と共に他の工法なども含めまして追及してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○菅野議長 じゃ、今度いろいろ検討するということによろしいですね。施工前にね。

全協の開催について。全協というか、先ほどの。

答弁は町長。菅野町長お願いします。

○菅野町長 先ほどの件は、8月1日に議長と私と荒木課長が西村山の合同要望のときにカヌーレーンの件はご説明をさせていただきました。その際に議長からは各議員には伝えておくということで、お話を承りました。なお、このようなことがないように、議長にも今までどおり情報提供しつつ、全協の開催についてはふだんから行うようにしていきたいと思います。

○菅野議長 じゃ、全協については今後もいろいろと開催できるようによろしくお願いいたしますと思います。

紙の資料の件は。町長、紙の資料の件は。ないですけれども。もらっていないですね。

○菅野町長 議長が隣の席に同乗したときに、私としてはお渡ししたと思っていますけれども、説明は、渡したと思っていますけれども、議長がいただいていないということであれば、それはもはや定かにはできません。私は2部持っておりました。しかしながら、皆様に前回

お渡しした全協の資料とほぼ同様でございます。全員協議会でご説明した件と同様でございます。

○菅野議長 すみません。もう一回暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時51分

○菅野議長 休憩を閉じます。

先ほどの説明の中で、カヌーのワイヤーの件で用紙渡したというふうな話あったわけですが、10日、もらっていないので出してくださいというような話しまして、10日ぐらいたってもまだ今のところ正式な用紙はもらっていないということは確認できます。

今後については、正式に用紙に書いて提出できますか。見た、見ない。あと、町長の話では私と荒木総務課長と会議に行ったときの口頭での話なので、正式な用紙というか、話、議会に対してのあれではないと思いますので、その辺を考慮していただいて、今後は正式にきちっと用紙で提出するというようなことをできますか。回答願います。

菅野町長、お願いします。

○菅野町長 では、後ほど7月25日付の8月1日に説明した資料というのは議会事務局にご提出させていただきます。

また、こういった行き違いがないように、説明はペーパーのほうでお渡ししたいと思います。なお、そのときに、議長からもその旨ご発言あれば私ら、そのように対応させていただきましたので、これで議員の皆様にも説明しておくというようなご発言があったので、こちらでもそのような対応をさせていただきました。

○菅野議長 それでは3つの件、確認させていただきましたので、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決いたします。

議第43号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第44号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長 石川朋弘君 登壇〕

○石川健康福祉課長 議第44号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,417万7,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

7ページ、歳出をご覧ください。

第1款第2項第1目の賦課徴収費につきましては、システム標準化に係る帳票の印刷費として需用費15万3,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第7款繰入金として一般会計繰入金15万3,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第44号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長 石川朋弘君 登壇〕

○石川健康福祉課長 議第45号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億847万7,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

7ページの歳出をご覧ください。

第1款第2項第1目の徴収費につきましては、システム標準化に係る帳票の印刷費として需用費3万9,000円を追加するものであります。

続いて歳入についてご説明申し上げます。

6ページの歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第3款繰入金として事務費繰入金3万9,000円を追加するものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第45号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長 石川朋弘君 登壇〕

○石川健康福祉課長 議第46号 令和7年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,579万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,139万8,000円とするものであります。

歳出からご説明を申し上げます。

8ページ、歳出をご覧ください。

第1款第1項第1目の一般管理費につきましては、システムの更新に伴う帳票印刷費及び

システム改修を委託するため、115万1,000円を追加するものであります。

第4款第1項第1目の介護給付費準備基金積立金につきましては、基金への積立てするため552万7,000円を追加するものであります。

第5款第1項第3目の償還金につきましては、令和6年度の介護給付費など過年度分の精算や事業費の確定に当たり、国や県、支払い基金へ返還するため1,912万円を追加するものであります。

内訳としましては、令和6年度の介護給付費の国への返還が349万6,197円、支払い基金への返還が1,115万8,967円、同じく地域支援事業の総合事業の国への返還が143万6,464円、支払い基金への返還が6万3,991円、県への返還が89万7,790円、同じく地域支援事業の総合事業以外の返還につきましては、国への返還が137万7,476円、県への返還が68万8,738円、以上の合計で1,912万円とするものであります。

次に歳入についてご説明申し上げます。

6ページの歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいまの歳出でご説明を申し上げました内容に伴い、第3款第2項第6目の国庫支出金が22万円、第7款1項1目の介護給付費繰入金が1,465万6,000円、2目の地域支援事業繰入金介護予防日常生活支援総合事業239万9,000円、3目の地域支援事業繰入金介護予防総合事業以外の地域支援事業206万6,000円、4目のその他一般会計繰入金93万1,000円、第7款の第2項第1目介護給付費準備基金繰入金は722万3,000円を減額し、第8款第1項第1目繰越金1,274万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第46号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加

○菅野議長 お諮りします。

ここで日程の順序を変更し、追加日程第8、議第47号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について、追加日程第9、議第48号 財産(中村ポンプ庫小型動力ポンプ付普通積載車両)の購入についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第8、追加日程第9を直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 2議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 ただいま上程されました追加議案の提案理由を申し上げます。

議第47号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結については、令和7年度西川中学校空調設備設置工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき提案するものでございます。

議第48号 財産(中村ポンプ庫小型動力ポンプ付普通積載車両)の購入については、中村ポンプ庫小型動力ポンプ付普通積載車両を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細については担当課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いいたします。

○菅野議長 追加日程第8、議第47号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

設楽まなぶ課長。

[まなぶ課長 設楽友弘君 登壇]

○設楽まなぶ課長 議第47号 令和7年度西川中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本工事は、近年の猛暑によります体育館での活動時における熱中症のリスク軽減と、安全な運動環境の提供、また避難所としての機能整備のため、西川中学校体育館へ空調設備を設置する工事を施工しようとするものでございます。

株式会社石橋組、株式会社オクヤマ電気工事、株式会社五百川屋商事、有限会社松野屋商店、株式会社佐藤建設の5社を指名し、令和7年9月1日に指名競争入札を行った結果、西川町大字間沢26の1番地、株式会社五百川屋商事代表取締役社長鈴木賢次が5,500万円で落札いたしましたので、消費税込み6,050万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、設計金額等は議案参考資料1ページに記載しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。

設計金額は消費税抜き6,197万6,000円で、予定価格も同額となっております。

工事の概要は、空調設備8台、そして付随します電気設備及び機械設備等一式でございます。

工期は令和8年3月31日までとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第47号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第9、議第48号 財産(中村ポンプ庫小型動力ポンプ付普通積載車両)の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木総務課長 議第48号 財産(中村ポンプ庫小型動力ポンプ付普通積載車両)の購入について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、日本防災工業株式会社、株式会社長谷川ポンプ製作所、株式会社東北消防設備の3社を指名、この3社による入札を8月27日に行いました。

その結果、山形市銅町一丁目6の59、株式会社長谷川ポンプ製作所が消費税別1,222万8,134円で落札いたしました。このうち、消費税課税対象分は1,217万1,264円で落札金額との差額5万6,870円は自賠責保険、自動車重量税、リサイクル預託金、検査登録及び車庫証明印紙代となっております。

落札額に消費税課税対象分の消費税171万7,126円を加えた1,344万5,260円で契約を締結しようとするものであります。

入札参加者、設計金額等につきましては、追加議案参考資料3ページをご覧ください。

設計金額は、消費税抜きで1,264万6,000円、予定価格も同額となっております。

財産購入の概要につきましては、4トントラックタイプをベース車両といたしまして、この車両に後部ボディにエンジン型式4ストローク、出力22キロワット以上の小型動力ポンプを搭載し、当該小型動力ポンプを収納する箱型の架装、艀装を行いまして、必要な機械器具の装備を行うとともに、キャビン上部に赤色蛍光灯を取り付けるものであります。

なお、この車両につきましては、西川町消防団第4分団第2部大井沢中村ポンプ庫に配備するものであります。

この車両の納入期限は令和8年3月31日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 確認をさせていただきます。

中村のこの小型積載ポンプは老朽化して更新なのか、故障して動かなくなったから更新なのか、そこをお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

老朽化による更新でございます。

以上でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 今は、使えるのかどうか、つまり、代車を置いているのかどうかはお分かりですか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 今も使っております。その車両の交換ということで購入するものでございます。

○菅野議長 その他質問ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第48号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員会審査報告書の提出

○菅野議長 日程第2、決算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、佐藤仁議員。

[決算特別委員長 佐藤 仁議員 登壇]

○決算特別委員長（佐藤 仁議員） 決算特別委員会審査報告書の説明を行います。

令和7年9月18日。決算特別委員長、佐藤仁です。

決算特別委員会に付託されました認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定については、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和6年度西川町一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算認定について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1. 付託案件

認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）

認定第3号 令和6年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和6年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第8号 令和6年度西川町水道事業会計決算の認定について

認定第9号 令和6年度西川町公共下水道事業会計決算の認定について

認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定について

2. 委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、佐藤仁、副委員長、佐藤光康。

3. 審査期間

令和7年9月8日 全体審査（特別会計、企業会計、一般会計担当課長説明、審査）

令和7年9月10日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和7年9月11日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和7年9月12日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和7年9月16日 全体審査（10会計決算の審査・採決）

4. 審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計企業会計部門ごとに全体で内容を審査した。

5. 審査の結果

認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第2号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）（全員賛成）

認定第3号 令和6年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第4号 令和6年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第5号 令和6年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第6号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第7号 令和6年度西川町病院事業会計決算の認定について（全員賛成）

認定第8号 令和6年度西川町水道事業会計決算の認定について（全員賛成）

認定第9号 令和6年度西川町公共下水道事業会計決算の認定について（全員賛成）

認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定について（全員賛成）

以上、10会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定されました。

以上のとおり報告申し上げます。

◎決算認定案件の審議・採決

○菅野議長 日程第3、決算認定案件の審議・採決を行います。

審議・採決は、会計ごとに行います。

なお、質疑については決算特別委員会で十分なる審議が尽くされておりますので、質疑を

省略し、討論のみ行います。

認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 起立多数です。

よって、認定第1号 令和6年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定とすることに決定しました。

認定第2号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第2号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第3号 令和6年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第3号 令和6年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第4号 令和6年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第4号 令和6年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第5号 令和6年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第5号 令和6年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第6号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第6号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第7号 令和6年度西川町病院事業会計決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第7号 令和6年度西川町病院事業会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第8号 令和6年度西川町水道事業会計決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第8号 令和6年度西川町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第9号 令和6年度西川町公共下水道事業会計決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第9号 令和6年度西川町公共下水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第10号 令和6年度西川町農業集落排水事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

以上、令和6年度西川町一般会計・特別会計・企業会計の全会計決算が認定されました。

◎報告第7号

○菅野議長 日程第4、報告第7号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

松田企画財政課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長 松田淳一郎君 登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 報告第7号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び

資金不足比率について報告申し上げます。

この基準につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を受け、議会に報告するものです。

議案参考資料の4ページをご覧ください。

令和6年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、赤字はありませんでした。実質公債費比率については、自治体の収入に対する負債返済の3か年平均の割合を表すもので、前年度より0.4ポイント改善し、11.2%です。

将来負担比率については、自治体が将来負担すべき実質的な債務割合を表すもので、比率はありません。

全ての比率とも早期健全化基準以下であり、本町の財政は健全財政と言えます。

また、各公営企業会計についても、資金不足は発生しておらず、比率はありませんでした。なお、この内容については、今後町のホームページなどで公表する予定となっております。以上、ご報告申し上げます。

◎報告第8号

○菅野議長 日程第5、報告第8号 令和6年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告についてを議題とし、報告を求めます。

前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 報告第8号 令和6年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条1項の規定に基づきご報告申し上げます。さきの全員協議会でお示しした関連資料をご覧ください。

令和6年度西川町教育委員会は、阿部仁、近松和朗、大泉奈緒子、高橋美保の4名の教育委員と教育長の前田及びまなぶ課3系の事務局体制で所管する事務事業の執行管理に当たってまいりました。

教育委員会議としてはおおむね月1回の定例会を開催し、条例、規則にのっとり、付託された学校教育、社会教育の施策や各種委員の任命等について審議、決定してまいりました。

令和6年度は、町の第7次総合計画を受けた第2次西川町教育振興計画の実施初年度に当

たり、事務局といたしましては、新たに設定した主要、重点施策に即して具体的な取組を行ってまいりました。そして、このたびの点検・評価に際しましては、町民視点の客観性確保のため、西川町スポーツ推進員の阿部恵子さん、元教諭の西谷輝彦さん、西川小PTA会長の奥山貴大さんの3名に委員をご委嘱申し上げ、評価委員を一新して行っていただきました。

なお、令和4年度から6年度の点検評価は、第1次西川町教育振興基本計画の総括と、7次総を受けた第2次教育振興計画の方向性を見定める意図から、事務事業全般に関し、幅広い視点に立った評価を実施してまいりましたが、今回は事業ごとの評価制度を高め、その質を高めていくという意図から主要事業を抽出して行うという方法に戻して実施しております。

具体的な事業に即した点検評価の内容につきましては6ページから16ページに記載のとおりです。

ここでは、基本計画の5つの基本の方針を受けました20の重点施策に係る6事業について、その実施目的や概要、事務局による自己評価と課題を示した上で、3名の委員より評価提言をいただき、今後の展開の方向づけを行っております。

内容の詳細については、時間の都合上、資料をもって確認していただきたいと思いますが、要点のみを申し上げますと、1番目のふるさと回帰志向を醸成し、大学卒業後の町内定住を目的とする西川町教育ローン帰ってきてけローン返済補助金事業については、子育て支援、人材育成、町内定住促進による地域活性化の観点から重要であり、Uターン率を高めるために一層の周知活動に取り組み、令和9年度には登録者30名を目指して継続するとの方向づけをしております。

2つ目の、西川町ならではの自然体験を通して、郷土を愛する心とたくましい心身の育成を目的とするブナの森自然学校事業については、豊かな自然を生かし、専門性の高いガイドによる質の高い学びがふるさとを愛する心を育てる機会となっているとの評価の下、2泊3日のフィールドワークを今後も継続することで、他市町との差別化を図りながら地域おこし協力隊やインターン生との触れ合いも大切にすることで地域の魅力の発信にもつなげていくという方向づけを行っております。

3番目の子どもたちがカヌー、スキーに触れる環境を充実し、その良さを体感させることを目的とするスキー・カヌー教室授業については、西川町だからこそできる、そして西川町の良さを体感できるアウトドアスポーツであり、地域全体で教室を支える環境づくりが重要という認識に立ち、カヌーについては新たにオープンしたフェリシアカヌーセンターも有効に活用しながら、また、スキー教室については、実施環境が続く限り、小学校とも実施方法

を調整して継続するという方向づけを行っております。

4番目の子どもから高齢者までのスポーツ環境を提供することで、町民の健康水準の向上を目的とする地域総合型スポーツクラブ事業（スポーツサポート西川）については、少人数の運営スタッフで100名以上の会員のニーズに応え、運営がなされ、地域におけるスポーツの拠点、地域コミュニティーの核としての役割を担っている点が高く評価されています。今後に向けては、新たな会員獲得と、時代の変化やニーズに対応できるよう、新たな運営委員の確保に努めていくと方向づけしています。

5番目の芸術・文化の振興と心豊かな文化の香り高いまちづくりの推進を目的とする西川町文化祭については、小学生と一般団体のコラボレーション等の変化に見られるように、世代を超えた町民の交流を生むものとして評価されています。

今後に向けては、作品展示の充実を図りながら、町芸術文化協議会の主体性強化を図り、個人や団体の連携促進等として新たな展開の創出を目指して継続していくと方向づけしております。

最後の高校生とのつながりの強化や地元愛の醸成による地元定着を目的とする西川町高校生ソーシャルイノベーションコンテストについては、提案への伴走支援の充実が求められております。どのような形での支援が適切であるかを見定めながら、新規の取組として、町内で起業した方を講師に招くことで、若者の町内企業への就業促進につなげることも加味しながら継続するという方向づけをしております。

最後に、評価委員による総括に関しては、以下の点が指摘されました。

西川町教育大綱の基本理念の実現に向けて、町民の関心を喚起するための情報発信や活動の継続を、2つ目としまして、西川町の豊かな自然を生かす体験活動の継続とさらなる充実を、3つ目といたしまして、少子化が進むに中であって、次世代を担う大切な宝である子どもも地域愛を醸成できる取組をの3点です。

教育委員会事務局といたしましては、このたびの点検評価による方向づけを受け、各事業の改善と充実に取り組むとともに、総括でいただきました情報発信、豊かな自然を生かす体験活動、地域愛の醸成というキーワードを意識しながら、一層実効性のある取組となるよう努めてまいり所存です。

最後になりますが、本報告については、法の規定に沿って、今後、町のホームページ、交流センターあいべで公表し、町民の皆様からもご意見を賜ってまいります。

以上、報告第8号 令和6年度西川町教育委員会事務事業点検・評価についてご報告申し

上げました。

◎議員派遣について

○菅野議長 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長 日程第7、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和7年西川町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員